

# 広島市報

第105号

発行  
昭和30年1月20日  
(月曜日)

発行所  
広島市役所  
広島市国泰寺町三九

### 【目次】

◎条 例	旅費及び費用弁償の特例に関する条例	一
	保健所の名称、位置及び所管区域に関する条例の一部改正	二
	広島市職員共済組合条例	三
◎告 示	建築基進法に基づく公開聴聞について	四
	昭和二十九年広島市歳入出予算追加更正の要領について	五
	昭和二十九年広島市特別会計建設費歳入出予算追加更正の要領について	六
	取納事務の一部委任について	七
	第五十二回仮換地予定地変更指定及び第三十一回未指定地補充換地予定指定について	八
	地方公営企業法に基づく広島市水道事業に係る現金の預け入れ金融機関の指定について	九
	土地収用法に基づく太田川改良工事、放水路開きく工事に対する事業認定申請について	一〇
	建築基進法に基づく公開聴聞について	一一

### ◎選挙管理委員会事項

検察審査法に基づく検察審査員候補者選定のくじについて

地方自治法に基づく広島市における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに三分の一の数について

昭和三十年度の広島市検察審査員名簿に登載された者の氏名について

### ◎教育委員会事項

広島市児童文化会館条例施行規則の一部改正  
校長に対する事務委任規程

### ◎市議会事項

市議会議決事項

### ◎雑 報

戸籍上の市勢について  
住民登録人口及び世帯数について

### ◎条 例

旅費及び費用弁償の特例に関する条例をここに公布する。

昭和二十九年十二月二十八日

広島市長 浜 井 信 三

### 広島市条例第三十三号

#### 旅費及び費用弁償の特例に関する条例

第一条 この条例は、窮迫した市財数の現状にかんがみ市費の節減を図るため、特別職及び一般職の職員並びに職員以外の者(以下「職員等」という。)の旅費及び費用弁償について、その特例を定めることを目的とする。

第二条 別表上欄に掲げる職にある者に対しては、旅費及び費用弁償のうち、鉄道賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料については、当分の間、職員等の旅費又は費用弁償に関するそれぞれの条例の当該規定(広島市職員等の旅費に関する条例(昭和二十七年広島市条例第十七号)第十七条第一項第一号但書の規定を含む。)にかかわらず、同表下欄に掲げる額及び特別二等車を連結する線路による片道百キロメートル以上の旅行の場合には特別二等車料金を支給する。

2 運賃の等級を三階級に区分する船舶による旅行の場合において一等の運賃を支給をうける者については、当分の間、職員等の旅費又は費用弁償に関するそれぞれの条例の当該規定にかかわらず、二等の運賃を支給する。

#### 附 則

1 この条例は、昭和三十年一月一日から施行する。  
2 この条例施行の際、現に旅行中のものの旅費に関しては、なお、従前の例による。

別表

区 分	市 長、助 役 及 び 収 入 役 市 議 会 議 長 市 議 会 副 議 長 市 議 会 議 員	固定資産評価員 学識経験者有する者の中から選任された監査委員 市議会議員の中から選任された監査委員	選挙管理委員 公平委員会委員 土地区画整理委員会委員 農業委員会委員 建築審査会委員	十五級の職務にある者 十四級の職務にある者 十三級の職務にある者 教育委員会委員	日 当		
					車 賃 (一キロメートルにつき)	宿 泊 料 (一夜につき)	食 卓 料 (一夜につき)
一 等				七・二〇	五〇〇	一、六〇〇	五〇〇
二 等				五・六〇	四〇〇	一、二五〇	四〇〇
三 等				七・二〇	五〇〇	一、六〇〇	五〇〇
四 等				六・四〇	四五〇	一、四五〇	四五〇

備考  
一 宿泊料の項中甲地方とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十二条の規定により最高の割合による勤務地手当を支給される地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。  
二 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、宿泊料は、乙地方に宿泊したものとみなす。

保健所の名称、位置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
昭和二十九年十二月二十八日  
広島市長 浜 井 信 三  
保健所の名称、位置及び所管区域に関する条例(昭和二十九年法律第九十五号)第十二条の規定に  
例の一部を改正する条例  
保健所の名称、位置及び所管区域に関する条例(昭和二十八年広島市条例第五十七号)の一部を次のように改正する。  
本則の表広島市西保健所の項位置の欄中「広島市舟入幸町六五〇」を「広島市東観音町一丁目二、一四二」に改め

附 則  
この条例は公布の日から施行し、昭和二十九年十二月一日から適用する。  
広島市職員共済組合条例をここに公布する。  
昭和二十九年十二月二十八日  
広島市長 浜 井 信 三  
広島市条例第三十五号

広島市職員共済組合条例  
広島市共済組合条例(昭和二十四年四月一日広島市条例第十六号)の全部を改正する。  
目次  
第一章 総則(第一条―第九条)  
第二章 組合員(第十条―第十五条)  
第三章 給 付  
第一節 通則(第十六条―第二十七条)  
第二節 退職給付(第二十八条―第三十一条)  
第三節 廃疾給付(第三十二条―第三十六条)  
第四節 遺族給付(第三十七条―第四十三条)  
第五節 災害給付(第四十四条―第四十五条)  
第六節 休業給付(第四十六条―第四十七条)  
第七節 特別給付(第四十八条)  
第八節 給付の制限(第四十九条―第五十二条)  
第四章 福祉事業(第五十三条)  
第五章 掛金及び市負担金(第五十四条―第五十五条)  
第六章 職員共済組合審査会(第五十六条―第五十九条)  
第七章 会計(第六十条―第六十二条)  
第八章 雑則(第六十三条―第六十六条)  
附 則  
第一章 総 則  
(この条例の趣旨)  
第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二十六号)の精神にのっとり市職員の福祉の増進を

図るため、職員共済組合の組織及び業務について定めることを目的とする。  
(職員共済組合の設置等)  
第二条 本市に広島市職員共済組合(以下「組合」という。)を置く。  
2 組合の事務所は、広島市国泰寺町三十九番地広島市役所に置く。  
(公 示)  
第三条 組合の公示事項は、広島市報に掲載して行う。  
(役 員)  
第四条 組合に役員として理事長、副理事長、常務理事、理事、監事及び評議員を置く。  
2 役員の数、任期及び選任方法その他役員に関する事項は、規則で定める。  
(役員職務)  
第五条 理事長は、組合を代表し、組合の業務を総理する。  
2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代理する。  
3 常務理事は、組合の常務を掌理する。  
4 理事は、部門をわけて組合の業務を執行する。  
5 監事は、組合の業務を監査する。  
6 評議員は、評議員会を組織する。  
(組合の会議)  
第六条 組合の会議は、評議員会及び理事会とする。  
2 会議の構成、招集、議事等については、規則で定める。  
第七条 評議員会は、左に掲げる事項を議決する。  
一 組合が定めるべき規定の制定改廃  
二 予算の決定及び決算報告の認定  
三 重要な財産の処分又は重大な義務の負担  
四 訴訟又は訴訟の提起及び和解  
五 組合の業務に関する重要な事項  
六 その他理事長又は理事会が必要と認める事項

2 評議員会は、監事に対し、組合の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。  
第八条 理事会は、左に掲げる事項を議決する。  
一 評議員会において議決すべき事項で臨時急務を要する事項  
二 評議員会から委任を受けた事項  
三 前二号に掲げるものの外、組合の業務執行上必要と認める事項  
(組合の事務職員)  
第九条 組合の事務を処理するため、事務長、書記その他の職員を置く。  
2 事務長、書記その他の職員に關し必要な事項は、規則で定める。  
3 組合の事務を処理するため必要な事項は、規則で定める。  
第二章 組合員  
(組合員)  
第十条 本市に使用される者で市から給与を受けるもの並びに組合、広島市職員健康保険組合及び社団法人全国市有物件災害共済会中国支部に使用される者で当該組合等から給与を受けるもの(以下「職員」という。)は、すべて組合員とする。  
2 前項の規定にかかわらず、左の各号の一に該当するものは、組合員としない。  
一 常時勤務に服しない者  
二 臨時に使用される者  
三 国家公務員共済組合の組合員  
3 左に掲げるものは、規則で定める者を除き、前二項の規定の適用については、常時勤務に服する職員とみなす。  
一 地方公務員法第二十七条第二項に規定する休職の処分を受けた者及びこれに準ずる者  
二 地方公務員法第二十九条第一項の規定により休職の処分を受けた者

三 前二号に掲げる者を除く外、法律又は条例で職務に専念する義務を免除された者  
4 本市に臨時に使用される者で広島市職員健康保険組合の組合員であるものは、第二項第二号の規定にかかわらず、組合員とする。  
(組合員の種別)  
第十一条 組合員は、甲種組合員、乙種組合員及び丙種組合員に区分する。  
2 甲種組合員は、組合員のうち、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年三月三十日広島市条例第六十二号)第三条に規定する給料表の適用を受ける者又はこれに準ずる給料表で規則で定めるものの適用を受ける者。但し、乙種組合員であるものを除く。  
3 乙種組合員は、組合員のうち左に掲げる者とする。  
一 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の準用を受ける者  
二 広島市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金条例(昭和二十四年四月二十八日広島市条例第二十七号)の適用を受ける者  
4 丙種組合員は、期間を定めて使用される者及び第十条第四項の規定に該当する者とする。  
(各種組合員に対する給付)  
第十二条 甲種組合員に対しては、退職給付、廃疾給付、遺族給付、災害給付、休業給付及び特別給付を行う。  
2 乙種組合員に対しては、廃疾給付、災害給付、休業給付及び特別給付を行う。  
3 丙種組合員に対しては、災害給付、休業給付及び特別給付を行う。  
(組合員の種別の変更)  
第十三条 組合員の種別に変更を生ずべき事由が生じたときは、組合員の種別の変更は、該事由の発生した翌日から行う。  
第十四条 職員(第十条第三項の規定により常時勤務に服

する職員とみなされる者を含む。以下同じ。は、同条第二項各号に掲げる者を除き、その職員となつた日(同条同項各号の二に該当する職員がこれに該当しない職員となつたときは、そのなつた日)から組合員の資格を取得する。

組合員は、左に掲げる事由に該当するに至つたときは、その翌日(引き続き国家公務員共済組合の組合員の資格を取得したときは、その取得した日)から組合員の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 退職(免職及失職を含む。以下同じ。)したとき。但し、退職の日又はその翌日に再び職員となつたときを除く。

三 第十條第二項各号に掲げる者となつたとき。

(組合員である期間)

第十五條 組合員である期間は、組合員の資格を取得した日の属する月から起算し、その資格を喪失した日の前日に属する月をもつて終るものとする。

第三章 給付

第一節 通則

(組合の給付)

第十六條 組合は、この条例で定めるところにより、組合員の退職、災や、休業若しくは結婚又はその被扶養者の災やに關して、左に掲げる給付を行う。

一 退職給付

二 廃疾給付

三 遺族給付

四 災害給付

五 休業給付

六 特別給付

(被扶養者)

第十七條 この条例において「被扶養者」とは、組合員の直系尊属、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子及び組合員と

同一の世帯に属する者で、主としてその収入により生計を維持するものをいう。

(給付額の算定方法)

第十八條 給付額の算定の基準となるべき給料(一般職の職員の給与に關する条例に規定する給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与をいう。以下同じ。)は、給付事由が発生した当時(給付事由が退職後に発生したものに於ては、退職当時)の掛金の標準となつた給料とし、その十二倍に相当する額をもつて給料年額とし、その三十分の一(休業給付にあつては、その二十五分の一)に相当する額をもつて給料日額とする。

給付額に円位未満の端数を生じたときは、これを円位に満たしめる。

(年金の支給の始期及び終期)

第十九條 年金である給付は、その給付事由が発生した月の翌月からその事由のなくなつた月まで支給する。

年金の支給については、月割計算とし、毎年一月、四月、七月及び十月において、その前月分までを支給する。但し、年金の給付事由がなくなつたとき、又はその支給を停止したとき、若しくはこれを受ける権利が消滅したときは、その支給期月にかかわらず、そのときまでの分を支給する。

(年金を受けるべき遺族の範囲)

第二十條 年金を受けるべき遺族の範囲は、組合員又は組合員であつた者で引き続きこの条例によつて年金を受けていたもの(以下本節及び第五十二條において「組合員であつた者」という。)の配偶者並びに子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたものとする。

組合員又は組合員であつた者の死亡当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者とみなす。

第二十一條 前条第一項に規定する遺族のうち組合員又は

組合員であつた者の死亡当時十八歳未満の子又は孫にあつては、まだ婚姻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)していない場合に限り、十八歳以上の子又は孫にあつては、組合員又は組合員であつた者の死亡当時から引き続き不具廃疾で生活資料を得るみちがないときに限り、年金を支給する。

(年金以外の給付を受けるべき遺族の範囲)

第二十二條 年金以外の給付を受けるべき組合員又は組合員であつた者の遺族の範囲は、左に掲げる者とする。

一 組合員又は組合員であつた者の配偶者

二 組合員又は組合員であつた者の子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者を除く外、組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者

四 組合員又は組合員であつた者の子、父母、孫及び祖父母で第二号に該当しないもの

(給付を受けるべき遺族の順位)

第二十三條 組合員又は組合員であつた者が死亡したときにおいて給付を受けるべき遺族の順位は、左に掲げるとおりとする。

一 年金を受ける者の順位は、第二十條第一項に掲げる順序

二 年金以外の給付を受ける者の順位は、前条各号の順序。但し、同条第二号又は第四号に掲げる者の間においては、それぞれ当該各号に掲げる順序

二 前項の場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の養父母を後にする。

(同順位者が二人以上あるときの給付)

第二十四條 前条の規定により給付を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その給付は、その人数に

よつて等分して支給する。

2 前項の規定により年金である給付を等分して受ける同順位者のうちその権利を失つた者があるときは、残りの同順位者の人数によつてその年金を等分して支給する。

(給付の併給停止)

第二十五條 廃疾年金を受ける権利を有する者には、退職給付は行わない。

2 退職年金を受ける権利を有する者には、廃疾一時金は支給しない。

(給付金からの控除)

第二十六條 組合員が組合員の資格を喪失した場合において、その者に支給すべき給付金があり、且つ、その者が組合員に対して支払うべき金額があるときは、給付金からこれを控除する。

(譲渡、担保の禁止)

第二十七條 この条例に基く給付を受ける権利は、譲渡、又は担保に供してはならない。

2 年金である給付を受ける権利は、前項の規定にかかわらず、国民金融公庫に担保に供することができる。

第二節 退職給付

(退職年金)

第二十八條 組合員であつた期間十四年以上の者が、第十四條第二項第二号又は第三号に規定する事由に該当し組合員の資格を喪失したときは、その者の死亡に至るまで退職年金を支給する。但し、四十歳に達する月まではその全額を、四十歳に達する月の翌月から四十五歳に達する月まではその十分の五、四十五歳に達する月の翌月から五十歳に達する月まではその十分の三を停止する。

2 退職年金の年額は、給料年額の百五十分の五十に相当する額とし、組合員であつた期間十四年以上一年を増すことにその一年につき給料年額の百五十分の一に相当する金額を加算する。

第二十九條 退職年金を受ける権利を有する者が再び組合員となつたときは、その組合員となつた日の属する月か

ら退職年金の支給を停止する。

2 前項の規定により退職年金の支給を停止された組合員が、第十四條第二項第二号又は第三号に規定する事由に該当し組合員の資格を喪失したときは、前後の組合員であつた期間を合算して退職年金の額を改定する。

3 前項の規定により退職年金の額を改定した場合において、その改定額が従前の退職年金の額より少いときは、従前の退職年金の額をもつてその退職年金の額とする。

(退職一時金)

第三十條 組合員であつた期間三年以上十四年未満の者が、第十四條第二項第二号又は第三号に規定する事由に該当し組合員の資格を喪失したときは、退職一時金を支給する。

2 退職一時金の額は、給料に組合員であつた年数を乗じて得た金額とする。但し、廃疾一時金の支給を受ける者に支給すべき額は、廃疾一時金の額と合算して給料の二十二分分に相当する額をこえることができない。

3 組合員であつた期間に一年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

第三十一條 甲種組合員が乙種組合員となつたときは、退職給付の支給については、これを退職とみなす。但し、退職年金は、乙種組合員である期間は、その支給を停止する。

第三節 廃疾給付

(廃疾年金)

第三十二條 組合員であつた期間(乙種組合員にあつては、甲種組合員であつた期間)は含まない。以下同じ。六月以上の者が公務に因らないう疾病にかかり、又は負傷し、若しくはこれに因り発生した疾病のため退職した場合には、健康保険法の規定による療養の給付を受けた日若しくは療養費の給付事由が発生した日から起算し三年以内に治癒したとき、又は治癒しないがその期間を経過したとき別表第一に掲げる程度の廃疾の状態にある者には、その程度に応じて、その者の死亡に至るまで

組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者を除く外、組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者

四 組合員又は組合員であつた者の子、父母、孫及び祖父母で第二号に該当しないもの

(給付を受けるべき遺族の順位)

第二十三條 組合員又は組合員であつた者が死亡したときにおいて給付を受けるべき遺族の順位は、左に掲げるとおりとする。

一 年金を受ける者の順位は、第二十條第一項に掲げる順序

二 年金以外の給付を受ける者の順位は、前条各号の順序。但し、同条第二号又は第四号に掲げる者の間においては、それぞれ当該各号に掲げる順序

二 前項の場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の養父母を後にする。

(同順位者が二人以上あるときの給付)

第二十四條 前条の規定により給付を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その給付は、その人数に

よつて等分して支給する。

2 前項の規定により年金である給付を等分して受ける同順位者のうちその権利を失つた者があるときは、残りの同順位者の人数によつてその年金を等分して支給する。

(給付の併給停止)

第二十五條 廃疾年金を受ける権利を有する者には、退職給付は行わない。

2 退職年金を受ける権利を有する者には、廃疾一時金は支給しない。

(給付金からの控除)

第二十六條 組合員が組合員の資格を喪失した場合において、その者に支給すべき給付金があり、且つ、その者が組合員に対して支払うべき金額があるときは、給付金からこれを控除する。

(譲渡、担保の禁止)

第二十七條 この条例に基く給付を受ける権利は、譲渡、又は担保に供してはならない。

2 年金である給付を受ける権利は、前項の規定にかかわらず、国民金融公庫に担保に供することができる。

第二節 退職給付

(退職年金)

第二十八條 組合員であつた期間十四年以上の者が、第十四條第二項第二号又は第三号に規定する事由に該当し組合員の資格を喪失したときは、その者の死亡に至るまで退職年金を支給する。但し、四十歳に達する月まではその全額を、四十歳に達する月の翌月から四十五歳に達する月まではその十分の五、四十五歳に達する月の翌月から五十歳に達する月まではその十分の三を停止する。

2 退職年金の年額は、給料年額の百五十分の五十に相当する額とし、組合員であつた期間十四年以上一年を増すことにその一年につき給料年額の百五十分の一に相当する金額を加算する。

第二十九條 退職年金を受ける権利を有する者が再び組合員となつたときは、その組合員となつた日の属する月か

ら退職年金の支給を停止する。

2 前項の規定により退職年金の支給を停止された組合員が、第十四條第二項第二号又は第三号に規定する事由に該当し組合員の資格を喪失したときは、前後の組合員であつた期間を合算して退職年金の額を改定する。

3 前項の規定により退職年金の額を改定した場合において、その改定額が従前の退職年金の額より少いときは、従前の退職年金の額をもつてその退職年金の額とする。

(退職一時金)

第三十條 組合員であつた期間三年以上十四年未満の者が、第十四條第二項第二号又は第三号に規定する事由に該当し組合員の資格を喪失したときは、退職一時金を支給する。

2 退職一時金の額は、給料に組合員であつた年数を乗じて得た金額とする。但し、廃疾一時金の支給を受ける者に支給すべき額は、廃疾一時金の額と合算して給料の二十二分分に相当する額をこえることができない。

3 組合員であつた期間に一年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

第三十一條 甲種組合員が乙種組合員となつたときは、退職給付の支給については、これを退職とみなす。但し、退職年金は、乙種組合員である期間は、その支給を停止する。

第三節 廃疾給付

(廃疾年金)

第三十二條 組合員であつた期間(乙種組合員にあつては、甲種組合員であつた期間)は含まない。以下同じ。六月以上の者が公務に因らないう疾病にかかり、又は負傷し、若しくはこれに因り発生した疾病のため退職した場合には、健康保険法の規定による療養の給付を受けた日若しくは療養費の給付事由が発生した日から起算し三年以内に治癒したとき、又は治癒しないがその期間を経過したとき別表第一に掲げる程度の廃疾の状態にある者には、その程度に応じて、その者の死亡に至るまで

よつて等分して支給する。

2 前項の規定により年金である給付を等分して受ける同順位者のうちその権利を失つた者があるときは、残りの同順位者の人数によつてその年金を等分して支給する。

(給付の併給停止)

第二十五條 廃疾年金を受ける権利を有する者には、退職給付は行わない。

2 退職年金を受ける権利を有する者には、廃疾一時金は支給しない。

(給付金からの控除)

第二十六條 組合員が組合員の資格を喪失した場合において、その者に支給すべき給付金があり、且つ、その者が組合員に対して支払うべき金額があるときは、給付金からこれを控除する。

(譲渡、担保の禁止)

第二十七條 この条例に基く給付を受ける権利は、譲渡、又は担保に供してはならない。

2 年金である給付を受ける権利は、前項の規定にかかわらず、国民金融公庫に担保に供することができる。

第二節 退職給付

(退職年金)

第二十八條 組合員であつた期間十四年以上の者が、第十四條第二項第二号又は第三号に規定する事由に該当し組合員の資格を喪失したときは、その者の死亡に至るまで退職年金を支給する。但し、四十歳に達する月まではその全額を、四十歳に達する月の翌月から四十五歳に達する月まではその十分の五、四十五歳に達する月の翌月から五十歳に達する月まではその十分の三を停止する。

2 退職年金の年額は、給料年額の百五十分の五十に相当する額とし、組合員であつた期間十四年以上一年を増すことにその一年につき給料年額の百五十分の一に相当する金額を加算する。

第二十九條 退職年金を受ける権利を有する者が再び組合員となつたときは、その組合員となつた日の属する月か

ら退職年金の支給を停止する。

2 前項の規定により退職年金の支給を停止された組合員が、第十四條第二項第二号又は第三号に規定する事由に該当し組合員の資格を喪失したときは、前後の組合員であつた期間を合算して退職年金の額を改定する。

3 前項の規定により退職年金の額を改定した場合において、その改定額が従前の退職年金の額より少いときは、従前の退職年金の額をもつてその退職年金の額とする。

(退職一時金)

第三十條 組合員であつた期間三年以上十四年未満の者が、第十四條第二項第二号又は第三号に規定する事由に該当し組合員の資格を喪失したときは、退職一時金を支給する。

2 退職一時金の額は、給料に組合員であつた年数を乗じて得た金額とする。但し、廃疾一時金の支給を受ける者に支給すべき額は、廃疾一時金の額と合算して給料の二十二分分に相当する額をこえることができない。

3 組合員であつた期間に一年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

第三十一條 甲種組合員が乙種組合員となつたときは、退職給付の支給については、これを退職とみなす。但し、退職年金は、乙種組合員である期間は、その支給を停止する。

第三節 廃疾給付

(廃疾年金)

第三十二條 組合員であつた期間(乙種組合員にあつては、甲種組合員であつた期間)は含まない。以下同じ。六月以上の者が公務に因らないう疾病にかかり、又は負傷し、若しくはこれに因り発生した疾病のため退職した場合には、健康保険法の規定による療養の給付を受けた日若しくは療養費の給付事由が発生した日から起算し三年以内に治癒したとき、又は治癒しないがその期間を経過したとき別表第一に掲げる程度の廃疾の状態にある者には、その程度に応じて、その者の死亡に至るまで

十二月分に相当する額をこえることができない。  
 第三十六條 廃疾一時金は、広島市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金条例の規定により退職料を受ける権利を有する者には、支給しない。

第四節 遺産給付

(遺族年金)

第三十七條 組合員であつた期間十四年以上の者が死亡したときは、その者の遺族に遺族年金を支給する。  
 第三十八條 遺族年金の額は、左の区分による額とする。  
 一 退職年金の支給を受ける者が死亡したときは、その退職年金の額の二分の一  
 二 組合員であつた期間十四年以上の者が退職年金の支給を受けずに死亡したときは、その支給を受けるべきであつた退職年金の額の二分の一

第三十九條 遺族年金を受ける権利を有する者が左の各号の一に該当するに至つたときは、その年金を受ける権利を失ふ。  
 一 死亡したとき。  
 二 婚姻したとき、又は養子縁組(届出をしないが事実上養子縁組と同様の事情にある場合を含む。)により養子となつたとき。  
 三 子又は孫(不具廃疾で生活資料を得るみちがない者を除く。)が十八歳に達したとき。  
 四 不具廃疾で生活資料を得るみちがないため、遺族年金を受けていた者につき、その事情がなくなつたとき。  
 五 前項の場合において、遺族年金の支給を受けるべき同順位者がなくて後順位者があるときは、その者にこれを支給する。

第四十條 遺族年金を受ける権利を有する者が一年以上所在不明であるときは、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がないときは次順位者の申請により、所在不明中その者の受けるべき年金の支給を停止することができる。  
 二 前項の規定により年金の支給を停止した場合において、その停止期間中、その年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者に、次順位者から申請があつたときは次順位者に支給する。  
 (遺族一時金)  
 第四十一條 組合員であつた期間一年以上十四年未満の者が死亡したときは、その遺族に遺族一時金を支給する。  
 二 遺族一時金の額は、給料に組合員であつた年数を乗じて得た額とする。  
 (年金者遺族一時金)  
 第四十二條 左の各号の一に該当するときは、組合員であつた者の遺族に年金者遺族一時金を支給する。  
 一 退職年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。  
 二 組合員であつた期間十四年以上の者が廃疾年金を受ける権利を有するものが死亡したとき。  
 三 組合員であつた期間十四年未満の者が廃疾年金を受ける権利を有するものが死亡したとき。  
 四 遺族年金を受ける権利を有する者がその権利を失ひ、以後年金を受けるべき遺族がないとき。  
 五 組合員であつた期間十四年以上の者が退職年金の支給を受けずに死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。  
 第四十三條 年金者遺族一時金の額は、左の区分による額とする。  
 一 前条第一号に該当する場合においては、すでに支給を受けた年金の総額が、退職年金の額の六年分に満たないときは、その差額  
 二 前条第二号に該当する場合においては、すでに支給

を受けた年金の総額が、その組合員が退職の際受けるべきであつた退職年金の額の六年分に満たないときは、その差額  
 三 前条第三号に該当する場合においては、すでに支給を受けた年金の総額が、給料に、組合員であつた年数を乗じて得た額と給料の十月分に相当する額との合算額(その合算額が給料の十月分に相当する額をこえるときは、二十二月分に相当する額)に満たないときは、その差額  
 四 前条第四号に該当する場合においては、すでに支給を受けた退職年金、廃疾年金及び遺族年金の総額が、その組合員が受けた、又は受けるべきであつた退職年金の額が六年分に満たないときは、その差額  
 五 前条第五号に該当する場合においては、その組合員が死亡のときにおいて退職したとすれば受けるべきであつた退職年金の額の六年分

第五節 引給付

(甲慰金及び家族引慰金)

第四十四條 組合員又はその被扶養者が水災火災その他の非常災害によつて死亡したときは、組合員については給料の一月分に相当する額の甲慰金をその遺族に、被扶養者については給料の半月分に相当する額の家族甲慰金を支給する。  
 (災害見舞金)  
 第四十五條 組合員がその住居又は家財に損害を受けたときは、給料に、別表第四に掲げる損害の程度に応じ同表に定める月数を乗じて得た額を災害見舞金として支給する。

第六節 休業給付

(休業手当金)

第四十六條 組合員が左の各号の一の事由に因り欠勤したときは、休業手当金としてその期間(第三号から第五号までの各号については当該各号に掲げる期間内)一日につき給料日額の十分の六に相当する額を支給する。

の、同順位者がないときは次順位者の申請により、所在不明中その者の受けるべき年金の支給を停止することができる。  
 二 前項の規定により年金の支給を停止した場合において、その停止期間中、その年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者に、次順位者から申請があつたときは次順位者に支給する。  
 (遺族一時金)  
 第四十一條 組合員であつた期間一年以上十四年未満の者が死亡したときは、その遺族に遺族一時金を支給する。  
 二 遺族一時金の額は、給料に組合員であつた年数を乗じて得た額とする。  
 (年金者遺族一時金)  
 第四十二條 左の各号の一に該当するときは、組合員であつた者の遺族に年金者遺族一時金を支給する。  
 一 退職年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。  
 二 組合員であつた期間十四年以上の者が廃疾年金を受ける権利を有するものが死亡したとき。  
 三 組合員であつた期間十四年未満の者が廃疾年金を受ける権利を有するものが死亡したとき。  
 四 遺族年金を受ける権利を有する者がその権利を失ひ、以後年金を受けるべき遺族がないとき。  
 五 組合員であつた期間十四年以上の者が退職年金の支給を受けずに死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。  
 第四十三條 年金者遺族一時金の額は、左の区分による額とする。  
 一 前条第一号に該当する場合においては、すでに支給を受けた年金の総額が、退職年金の額の六年分に満たないときは、その差額  
 二 前条第二号に該当する場合においては、すでに支給

一 公務に因らない疾病又は負傷  
 二 組合員の被扶養者の疾病又は負傷  
 三 組合員又はその配偶者の分べん 十四日  
 四 組合員又はその被扶養者に係る公務に因らない不慮の災害 五日  
 五 組合員の婚姻、配偶者の死亡又は二親等内の血族若しくは一親等の姻族で組合員の収入により主としてその生計を維持するもの若しくはその他の被扶養者の婚姻若しくは葬祭 七日

第七節 特別給付

(結婚祝金)

第四十七條 組合員が結婚したときは、結婚祝金として初婚の場合には二千元、再婚の場合には千円を支給する。

第八節 給付の制限

(給付の制限)

第四十九條 この条例に基づく給付を受けるべき者が、故意に給付事由を発生させたときは、当該給付事由に係る給付は、その全部又は一部を行わないことができる。その者が懲戒処分を受け、又は禁以上の刑に処せられたときも、また同様とする。

第五十條 組合員若しくは組合員であつた者又はその被扶養者が、正当な理由がなくて療養に関する指揮に従わなかつたことにより、又は重大な過失により事故を発生させたときは、その者に係る廃疾給付又は休業給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

第五十一條 組合は、廃疾給付又は休業給付の支給に關し必要があると認めるときは、その支給に係る者につき診断

2 正当な理由がなくて前項の診断を拒否したときは、その者に係る廃疾給付又は休業給付は、その全部又は一部を行わないことができる。  
 第五十二條 遺族給付の支給を受けるべき者が、組合員、組合員であつた者又は遺族給付の支給を受ける者を故意に死に至らせたときは、その者については、その受けるべき給付を支給しない。この場合において後順位者があるときは、その者にこれを支給する。

第四章 福祉事業

第五十三條 組合は前章に規定する給付を行う外、組合員の福祉を増進するため、左に掲げる事業を行うことができる。

- 一 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付
- 二 組合員の臨時の支出に対する貸付
- 三 組合員の需要する生活必需品の買入又は売却
- 四 その他組合員の福利及び厚生に関する事業

第五章 掛金及び市負担金

(掛金)

第五十四條 組合員は、組合の給付に要する費用に充てるため、掛金を負担する。  
 二 前項の掛金は、組合員の給料に左に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

(市負担金及び補助金)

第五十五條 市は、組合の事務及び事業に要する経費に充てるため、左の区分による金額を負担する。

- 一 甲種組合員 千分の二十二
- 二 乙種組合員 千分の二
- 三 丙種組合員 千分の二

第六節 職員共済組合審査会

(審査会)

第五十六條 給付の決定又は掛金その他他組合員が組合に対して支払うべき金額の徴収に関する異議を審査するため、組合に、広島市職員共済組合審査会(以下「審査会」という)を置く。

2 審査会は、委員九人をもつて組織する。  
 3 委員は、組合員を代表する者、市を代表する者及び公益を代表するものそれぞれ三人とし、理事長が委嘱する。

4 委員の任期は、三年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
 第五十七條 審査会に会長を置く。会長は、審査会において、公益を代表する委員のうちから選挙する。

2 会長は会務を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、審査会において、公益を代表する委員のうちから会長の職務を代表する者を選挙する。  
 第五十八條 審査会は、会長が招集し、その議事は、会長以外の出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

2 審査会は、組合員を代表する委員、市を代表する委員及び公益を代表する委員がそれぞれ少くとも一人以上出

席しなければ、会議を開き及び議決することができない。

(審査)

第五十九条 給付の決定又は掛金その他組合員が組合に対して支払うべき金額の徴収に異議のある者は、その決定又は徴収の通知のおつた日から起算して六十日以内に、規則で定めるところにより、文書又は口頭で、審査会に対して審査の請求をすることができる。

2 前項の規定による請求があつたときは、会長は、遅滞なく、審査会を招集しなければならない。

3 審査会は、審査のため必要があるときは、審査を請求した者若しくは関係人に対して報告若しくは意見を求め、その出頭を命じ、又は医師に診断若しくは検査をさせることができる。

4 関係人及び証人は、審査会の会議に出席して意見を述べることができる。

5 審査会は、審査の請求をうけた日から起算して六十日以内に決定を行い、決定の日から起算して七日以内に、文書で、組合及び審査を請求した者に対してこれを通知しなければならない。

6 第一項の規定による給付の決定に関する審査の請求は、時効の中断に関するは、裁判上の請求とみなす。

第七章 会計

(事業年度)

第六十条 組合の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

2 組合は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(予算及び決算)

第六十一条 組合は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、事業年度開始前に、評議員会の議決を経なければならない。

2 組合は、評議員会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることができる。

3 組合は、前二項の規定による予算の議決があつたとき

は、予算の写を添付し、遅滞なく、これを市長に届け出なければならない。

4 理事長は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、これに予算の区分に従つて作成した当該事業年度の決算報告書を添付し、監事の意見をつけて、決算完了後一月以内に評議員会に提出し、その認定を受けなければならない。

5 組合は、前項の規定による決算の認定があつたときは、前項に規定する書類の写を添付し、遅滞なく、これを市長に報告しなければならない。

(会計等に関する事項の規則への委任)

第六十二条 前二条に規定するものの外、組合の会計及び資産の運用その他財務に必要事項は、規定で定める。

第八章 雑則

(監督)

第六十三条 組合は、市長が監督する。

2 市長は、必要があると認めるときは、その必要限度において、組合に対し、業務及び資産の状況に報告をさせ、又は当該職員をして実地について業務の状況若しくは書類、帳簿その他必要な物件を検査させることができる。

(組合の報告徴収等)

第六十四条 組合は、規則で定めるところにより、市長その他の任命権者に対し、その職員である組合員の異動、給与等に関する報告又は文書の提示その他組合の業務の執行に必要な事務を行うことを求めることができる。

2 組合は、規則で定めるところにより、組合員又はこの条例に基く給付を受けるべき者に、組合又は市に対して組合の業務の執行に必要な申出若しくは、届出をさせ、又は文書を提出させることができる。

第六十五条 市長は、組合の業務の執行に必要な範囲内において、その職員をして組合の事務に従事させることができる。

できる。

2 組合は、業務の執行に必要な範囲内において、市の施設を、当該施設の管理の権限を有する市長又は教育委員会の許可を得て無償で使用することができる。

(施行手続等の規則への委任)

第六十六条 この条例の施行のための手続その他その執行に必要事項は、この条例に基く特別の定めがあるものを除く外、規則で定める。

附則

1 この条例は昭和三十年一月一日から施行する。但し、第五十五条の規定は、昭和三十年四月一日から施行し、第七章の規定は、規則で定める日から施行する。

2 この条例施行の際、現に存する改正前の広島市共済組合条例に基いて組織された広島市共済組合(以下「旧組合」という)は、この条例に基いて組織された組合(以下「新組合」という)とみなす。

3 この条例施行の際、新組合の組合員である者のこの条例施行の日前からの引き続き旧組合の組合員であつた期間は、これを新組合の組合員であつた期間とみなす。

4 この条例施行の際、現に役員である者は、この条例に基いて役員に選任されたものとみなし、その任期は、その者が役員となつたときから起算するものとする。

5 この条例施行の日前に、すでに給付事由が発生している給付については、なお、従前の例による。

6 この条例施行の際、改正前の広島市共済組合条例の給付に関する規定による養老年金の支給を受けている者は、この条例の規定による退職年金の支給を受けている者とみなす。

昭和十六年四月一日に現に本市に在職していた職員(嘱託を除く。以下本項において同じ)同日前の引き続きの期間は、この条例に基く退職給付の算定については、組合員であつた期間とみなす。

昭和十八年四月一日に現に本市に在職していた嘱託の

同日前の引続く嘱託としての在職期間のうち、その三分の二に相当する期間は、この条例に基く退職給付の算定については、組合員であつた期間とみなす。

別表第一

程度	番号	廃疾の状態
一	一	両眼の視力〇・〇以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇・〇六以下に減じたもの
二	二	両腕を腕関節以下で失つたもの
三	三	両腕を腕関節以上で失つたもの
四	四	両腕の用を全廃したもの
五	五	両足の用を全廃したもの
六	六	両足の用を全廃したもの
七	七	十指を失つたもの
八	八	前各号の外傷又は疾病に因り廃疾となし、高度の精神障害を残し勤労能力を喪失したもの

別表第二

程度	月数
一	五
二	四

別表第三

番号	廃疾の状態
一	一眼の視力〇・一以下に減じたもの又は両眼の視力〇・六以下に減じたもの
二	両眼のまぶたに著しい欠損又は両眼に半盲症、視野狭さく若しくは視野変状を残すもの
三	そしやく又は言語の機能に著しい障害を残すもの
四	鼓膜の大部分の欠損その他に因り一聞の聴力が耳かくに接しなければ大声を解し得ないもの
五	鼻を欠損しその機能に著しい障害を残すもの
六	せき柱に著しい運動障害を残すもの
七	おや指、ひとさし指又はおや指及びひとさし指以外の二指以上を失つたもの
八	おや指の用を廃したもの、ひとさし指をあわせて二指以上の三指の用を廃したもの
九	一腕の三大関節中一関節以上に著しい機能障害を残すもの

備考

一 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異状があるものについてはきよう正視力につき測定する。

二 指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一関節以上失つたものをいう。

三 指の用を廃したものとは、指の末節半ば以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節(おや指にあつては、指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。

四 あしゆびを失つたものとは、その全部を失つたものをいう。

五 あしゆびの用を廃したものとは、第一のあしゆびは末節の半ば以上、その他のあしゆびは末節以上を失つたもの又は、し関節若しくは第一し関節(一のあしゆびにあつては、し関節)に著しい運動障害を残すものをいう。

別表第四

損害の程度	月数
一 住居及び家財の全部が焼失又は滅失したとき	三月
二 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	三月
三 住居及び家財の二分の一以上が焼失又は滅失したとき	三月

失したとき。  
 二 住居及び家財に前号と同程度の損害を受け  
 たとき。  
 三 住居又は家財の全部が焼失又は滅失したと  
 き。  
 四 住居又は家財に前号と同程度の損害を受け  
 たとき。

一 住居及び家財の三分の一以上が焼失又は滅  
 失したとき。  
 二 住居及び家財に前号と同程度の損害を受け  
 たとき。  
 三 住居又は家財の二分の一以上が焼失又は滅  
 失したとき。  
 四 住居又は家財に前号と同程度の損害を受け  
 たとき。

一 住居又は家財の三分の一以上が焼失又は滅  
 失したとき。  
 二 住居又は家財に前号と同程度の損害を受け  
 たとき。

◎告 示

広島市告示第三十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十九条  
 第一項但書の規定による建築許可について、同法第五十四  
 条第一項の規定に基づき次のように公開による聴聞を行う。  
 昭和二十九年十二月二十日

- 一 開催日時 昭和二十九年十二月二十三日午前十時
- 二 開催場所 広島市国泰寺町三九番地  
 広島市庁舎内市長公室
- 三 申請者住所 広島市西観音町一丁目二三〇八番地
- 四 申請者氏名 ビルゼン飲料株式会社  
 代表 沓内一武 男

五 建築場所 広島市西観音町一丁目二三〇八番地  
 六 用途概要 飲料水製造工場、木造二階建 延三七  
 九平方メートル 動力一六、五馬力  
 七 地 域 住居地域  
 八 理 由 当該建築物は、建築基準法第四十九条  
 第一項(別表第一)項(第二号)の建築制  
 限に該当するので同条同項但書の規定  
 による許可に關し行ふものである。

一 開催日時 昭和二十九年十二月二十三日午後二時  
 二 開催場所 広島市国泰寺町三九番地  
 広島市庁舎内市長公室  
 沢 井 肇  
 三 申請者住所 広島市西観音町九五四番地の二  
 四 申請者氏名 沢 井 肇  
 五 建築場所 広島市西観音町九五四番地の二  
 六 用途概要 石油給油場(事務所増築)  
 木造平家建四、〇六二五坪  
 七 地 域 住居地域  
 八 理 由 当該建築物は、建築基準法第四十九条  
 第一項(別表第一)項(第一号)は項第二  
 号)の建築制限に該当するので、同条  
 同項但書の規定による許可に關し行ふ  
 ものである。

広島市告示第三十七号

十二月二十二日の市議会の議決を経た昭和二十九年年度広島市歳入出予算追加更正の要領は、次の通りである。  
 この予算は、即日施行する。

昭和二十九年十二月二十二日

昭和29年度広島市歳入出予算追加更正

款 項	目 目	前回までの 果 計 額	追加更正 予 算 額	計	各 目 明 細				
					節	金 額	附 記		
1 市 税	1 市 民 税	453,101,000	78,548,000	531,649,000	市 民 税	78,548,000	現年度調定分 増納繰越分40,547,000円を 95,154,000円に変更		
								個人納税義務者 82,170人を 82,951人に所得割282,837,00 0円を295,401,000円に法人税 割91,500,000円を102,565,00 0円に変更	
								増納繰越分40,547,000円を 95,154,000円に変更	
								土地 7,574,207,000円を8,1 84,000,000円に 家屋 10,0 56,393,000円を10,642,866,0 00円に 雑種地 582,839,000円 を4,102,533,000円に変更	
								増納繰越分 36,194,000円を 45,220,000円に変更	
2 固定資産税	2 固定資産税	354,395,000	34,767,000	389,162,000	固 定 資 産 税	34,767,000	現年度調定分 増納繰越分		
							25,714,000	土地 7,574,207,000円を8,1 84,000,000円に 家屋 10,0 56,393,000円を10,642,866,0 00円に 雑種地 582,839,000円 を4,102,533,000円に変更	
								増納繰越分 36,194,000円を 45,220,000円に変更	
								土地 7,574,207,000円を8,1 84,000,000円に 家屋 10,0 56,393,000円を10,642,866,0 00円に 雑種地 582,839,000円 を4,102,533,000円に変更	
								増納繰越分 36,194,000円を 45,220,000円に変更	
3 自転車荷車税	3 自転車荷車税	9,714,000	548,000	10,262,000	自 転 車 荷 車 税	548,000	現年度調定分 その他の自転車月割賦税分		
							548,000	その他の自転車月割賦税分	
								増納繰越分 36,194,000円を 45,220,000円に変更	
								土地 7,574,207,000円を8,1 84,000,000円に 家屋 10,0 56,393,000円を10,642,866,0 00円に 雑種地 582,839,000円 を4,102,533,000円に変更	
								増納繰越分 36,194,000円を 45,220,000円に変更	
5 電気ガス税	5 電気ガス税	101,392,000	3,237,000	104,629,000	電 気 ガ ス 税	3,237,000	現年度調定分		
								1,700,000	増納繰越分 36,194,000円を 45,220,000円に変更
								増納繰越分 36,194,000円を 45,220,000円に変更	
								土地 7,574,207,000円を8,1 84,000,000円に 家屋 10,0 56,393,000円を10,642,866,0 00円に 雑種地 582,839,000円 を4,102,533,000円に変更	
								増納繰越分 36,194,000円を 45,220,000円に変更	

						納税越分	1,537,000	納税越分1,000円を 1,538,000円に更正
2 旧法による 旧法による 旧法による	5,892,000	5,545,000	11,437,000	11,437,000	旧法による 旧法による 旧法による	納税越分	5,545,000	納税越分5,891,000円を 11,436,000円に更正
2 地方交付税	171,638,000	△72,240,000	99,398,000	99,398,000				
地方交付税	171,638,000	△72,240,000	99,398,000	99,398,000				
1 地方交付税	171,638,000	△72,240,000	99,398,000	99,398,000	① 地方交付税	交付税	△72,240,000	
3 公企業及び 財産収入	20,954,000	169,000	21,123,000	21,123,000				
財産売却代金	20,055,000	169,000	20,224,000	20,224,000				
1 財産売却代金	20,055,000	169,000	20,224,000	20,224,000	① 財産売却代金	土地売却代金	169,000	
使用料及び 手数料	155,610,000	367,000	155,977,000	155,977,000				
1 使用料	119,396,000	3,000	119,399,000	119,399,000				
						高等学校 校料	△654,000	
						市営住宅 使用料	309,000	
						養老院使用料	348,000	
2 手数料	36,214,000	364,000	36,578,000	36,578,000				
1 手数料	36,214,000	364,000	36,578,000	36,578,000	① 手数料	戸籍その他 料	364,000	

6 国庫支出金	557,643,000	△46,759,000	510,884,000	510,884,000				
国庫補助金	557,643,000	△46,759,000	510,884,000	510,884,000				
1 消防費補助	—	1,260,000	1,260,000	1,260,000	① 消防費補助	消防施設 整備補助	1,260,000	
2 教育費補助	151,667,000	△44,967,000	106,700,000	106,700,000	① 教育費補助	消防施設 整備補助	△37,334,000	
						戦災小費補 助	3,631,000	
						一般小費補 助	1,082,000	
						危険校舎 改造費補助	△4,705,000	
						中費補助 校	△7,641,000	
						戦災高等学 校復旧補助		
						身体障害者 更生施設 事務補助	62,000	
						失業対策事 業補助	2,668,000	
						保育所建設 費補助	600,000	
4 厚生費補助	345,053,000	6,330,000	351,383,000	351,383,000	① 厚生費補助	尿消化槽 建設補助	3,000,000	
						昭和24年発 生災害復 旧費	3,473,000	
						昭和25年発 生災害復 旧費	△7,600,000	
						昭和26年発 生災害復 旧費	△11,464,000	
						昭和28年発 生災害復 旧費	△1,038,000	
6 災損復旧費 補助	34,879,000	△9,382,000	25,497,000	25,497,000	① 公土木施 設災害復 旧補助			

7 県支出金		27,136,000	1,984,000	29,120,000					
1 県交付金	1 交付金	13,182,000	4,000	13,186,000	① 交付金	4,000	火薬類取扱 事務交付金	4,000	
2 県補助金	1 消防費補助	13,954,000	1,980,000	15,934,000	① 消防費補助	395,000	消防施設 整備費補助	395,000	
	2 教育費補助	20,000	350,000	370,000	① 教育費補助	350,000	図書館建設費 補助	350,000	
	3 厚生費補助	8,476,000	1,235,000	9,711,000	① 厚生費補助	1,235,000	身体障害者 福祉費補助 伝染病予防費 補助 厚生施設事務 費補助 保育所建設費 補助	821,000 60,000 54,000 300,000	
8 寄附金		9,501,000	27,349,000	36,850,000					
1 寄附金	1 一般寄附金	9,501,000	27,349,000	36,850,000					
	2 指定寄附金	1,000	2,250,000	2,251,000	① 一般寄附金	2,250,000	寄 附 金	2,250,000	
		9,500,000	25,099,000	34,599,000	① 指定寄附金	25,099,000	寄 附 金	25,099,000	

11 雑 収 入		68,918,000	8,489,000	77,407,000					
2 弁償金及び 借入金	2 弁 償 金	4,153,000	260,000	4,413,000					
4 利 子	1 利 子	3,853,000	260,000	4,113,000	① 弁 償 金	260,000	私用電話料	260,000	
		2,368,000	125,000	2,493,000					
5. 市税延滞金	1 市 税 延 滞 金	2,368,000	125,000	2,493,000	① 利 子	125,000	利 子	125,000	
		1,120,000	6,800,000	7,920,000	① 市税延滞金	6,800,000	市税延滞金 市税加算 滞金	5,029,000 1,771,000	
6 雑 入	1 雑 入	47,148,000	1,304,000	48,452,000					
12 市 債		495,400,000	△66,400,000	429,000,000					
1 市 債		495,400,000	△66,400,000	429,000,000					



歳入	合計	歳出		各目		附明	
		計	金額	附	細記		
2 教育債	104,000,000	△65,000,000	39,000,000	① 教育債	△65,000,000	中学校整備費	「中学校復旧費公債」を「中学校整備費公債」に改める
3 社会労働債	66,000,000	4,000,000	70,000,000	① 社会労働債	4,000,000	失業対策費	
6 災害復旧債	17,400,000	△5,400,000	12,000,000	① 災害復旧債	△5,400,000	復旧費公債	△7,400,000 附附記
歳入合計	2,567,673,000	△24,396,000	2,543,277,000				△19,000,000 附附記

款	項目	前回までの累計額	追加更正額	計	各目		附明
					金額	附	
1 議会費		30,838,000	712,000	31,550,000			
1 市議会費	5 交際費	2,000,000	200,000	2,200,000	議会交際費		200,000
	6 需要費	1,868,000	112,000	1,980,000	消耗機材費		112,000
	7 負担金補助金	171,000	571,000	400,000	負担金		400,000
	2 役所費	381,128,000	16,801,000	397,929,000			
	1 役所費	329,698,000	14,287,000	343,985,000			
	2 諸手当	102,369,000	11,711,000	114,080,000	職員手当	臨時給与	2,979,000
	6 交際費	3,700,000	600,000	4,300,000	交際費	市交際費	600,000

2 諸費	7 需用費	27,829,000	1,976,000	29,805,000	⑩ 通信運搬費	577,000	通信運搬費	577,000		
2 諸費	2 恩給又は料	19,157,000	725,000	19,882,000	⑦ 恩給又は料	725,000	退職死亡金	725,000		
	3 報償費	1,074,000	136,000	1,210,000	⑧ 報償費	136,000	報償金	136,000		
	4 負担金補助金	30,812,000	1,100,000	31,912,000	⑨ 負担金補助金	1,100,000	補助金	1,100,000	已斐出張所建設補助金	
	6 貸付金		553,000	553,000	⑨ 貸付金	553,000	貸付金	553,000	職員住宅建設貸付金	
	4 警察消防費		167,174,000	6,201,000	173,375,000					
	2 消防費		87,494,000	5,240,000	92,734,000	⑫ 請負費	5,000,000	請負費	5,000,000	火災報知機設置その他工事費
3 消防団費	6 需用費	16,790,000	5,240,000	22,030,000	⑫ 備品費	240,000	庁用器具費	240,000		
	2 諸手当	2,630,000	163,000	2,793,000	⑬ 職員手当	63,000	臨時給与	63,000		
	6 負担金補助金	626,000	798,000	1,424,000	⑭ 負担金補助金	798,000	補助金	798,000	消防分団車庫建設その他補助金	
5 土木費	3 消防団費	9,338,000	961,000	10,299,000						
	1 道路維持費		55,540,000	3,030,000	58,570,000	⑮ 施設費	2,000,000	土地その他	2,000,000	
	3 河川維持費	3 施設費	1,650,000	2,000,000	3,650,000	⑯ 施設費	2,000,000	土地その他	2,000,000	
		4 補償金	400,000	530,000	930,000	⑰ 補償金	530,000	補償金	530,000	
		5 負担金補助金	9,000	500,000	509,000	⑱ 負担金補助金	500,000	負担金	500,000	広島県道修築工事
4 港湾維持費		3,174,000	8,224,000	11,298,000	⑲ 負担金補助金	1,149,000	負担金	1,149,000	宇品海岸修築工事その他負担金	

5 河川改修費	補償金及び補助金	—	200,000	200,000	補償金及び補助金	200,000	補償金	200,000	河川協会その他負担金
	負担金補助金	1,614,000	8,024,000	9,638,000	負担金補助金	8,024,000	負担金	8,024,000	広島港改修事業その他負担金
6 教育費	負担金補助金	2,601,000	292,000	2,893,000	負担金補助金	292,000	負担金	292,000	河川協会その他負担金
	委員報酬	382,000	292,000	674,000	委員報酬	292,000	委員報酬	292,000	河川協会その他負担金
1 教員委託費	諸手当	599,853,000	67,292,000	532,561,000	諸手当	5,000	臨時給与	1,728,000	児童文化会館補修工事費
	旅費	57,593,000	2,355,000	59,928,000	旅費	5,000	費用弁償	2,000	
4 高等学校費	報償費	13,305,000	1,728,000	15,033,000	報償費	2,000	謝金及び与金	100,000	
	需用費	654,000	2,000	656,000	需用費	100,000	請負費	500,000	
5 図書館費	諸手当	1,029,000	500,000	1,529,000	諸手当	500,000	臨時給与	2,018,000	
	需用費	42,856,000	2,262,000	45,118,000	需用費	2,018,000	臨時給与	2,018,000	
6 公民館費	諸手当	12,941,000	2,018,000	14,959,000	諸手当	2,018,000	臨時給与	2,018,000	
	需用費	6,485,000	244,000	6,729,000	需用費	244,000	光熱水料	244,000	
9 学校營繕費	諸手当	3,819,000	2,184,000	6,003,000	諸手当	25,000	臨時給与	25,000	
	需用費	966,000	25,000	991,000	需用費	25,000	庁用器具費	1,400,000	
3 貨金	諸手当	2,908,000	23,000	2,931,000	諸手当	23,000	臨時給与	23,000	
	需用費	755,000	23,000	778,000	需用費	23,000	超過勤務手当	346,000	
10 諸費	諸手当	381,898,000	74,453,000	307,445,000	諸手当	180,000	職員手当	346,000	
	需用費	526,000	346,000	872,000	需用費	68,000	普通旅費	44,000	

3 貨金	市内外出張旅費	34,000							
	人夫賃	834,000							
4 需用費	燃料費	33,000							
	食糧費	20,000							
6 補償金及び金	印刷製本費	10,000							
	燃料費	33,000							
7 施設労働費	委託料	503,000							
	修繕料	9,000							
10 諸費	備品費	130,000							
	原材料費	320,000							
3 負担金補助金	負担金補助金	3,283,000							
	負担金補助金	357,000							
1 諸手当	諸手当	14,000							
	旅費	40,000							
5 需用費	消耗品費	250,000							
	印刷製本費	200,000							

項目	①通信運搬費		②通信運搬費		③通信運搬費	
	手数料	1,000	手数料	1,000	手数料	1,000
4 警費						
4 警費	438,000	69,000	507,000			
3 扶助費	400,000	69,000	469,000	69,000	医療扶助費 援護物費	19,000 50,000
6 失業対策費	265,484,000	8,664,000	274,148,000			
1 諸手当	1,140,000	660,000	1,800,000	660,000	臨時給与 退職手当	588,000 72,000
5 需要費	47,780,000	8,004,000	55,784,000	8,004,000	諸賃材費	8,004,000
10 保育所費	8,760,000	1,242,000	10,002,000			
1 諸手当	1,002,000	42,000	1,044,000	42,000	炊事部手当	42,000
5 施設費	300,000	1,200,000	1,500,000	1,200,000	建物購入費	1,200,000
18 厚生諸費	10,008,000	6,560,000	16,568,000			
5 需用費	2,028,000	1,560,000	3,588,000			
5 需用費				56,000	食糧費	56,000
5 需用費				1,200,000	委託料	1,200,000
5 需用費				220,000	請負費	220,000
6 負担金補助金及び交付金	1,107,000	5,000,000	6,107,000	5,000,000	補助金	5,000,000
6 負担金補助金及び交付金	136,829,000	16,962,000	153,791,000			
8 保健衛生費	5,439,000	400,000	5,839,000			
4 需用費	4,551,000	400,000	4,951,000	400,000	請負費	400,000

7 狂犬病予防費	3,378,000	274,000	3,652,000			
1 報償費	474,000	104,000	578,000	104,000	醫金及び金	104,000
3 需用費	1,121,000	170,000	1,291,000	30,000	消耗機材費	90,000
11 舟入病院費	2,889,000	388,000	3,277,000	50,000	印刷製本費	30,000
2 需用費	2,863,000	388,000	3,251,000		印刷製本費	50,000
13 下水道費	33,382,000	2,969,000	36,351,000			
3 需用費	27,571,000	1,964,000	29,535,000	1,964,000	患者賠償費	388,000
4 施設費	240,000	185,000	425,000	185,000	光熱水料	1,964,000
5 補償金及び金	-	780,000	780,000	780,000	建物その他	185,000
7 保険金	135,000	40,000	175,000	40,000	補償金	780,000
15 2畜場費	810,000	631,000	1,441,000			
1 需用費	800,000	631,000	1,431,000	21,000	光熱水料	60,000
16 火葬場費	1,288,000	300,000	1,588,000			
3 需用費	1,273,000	300,000	1,573,000	300,000	通信運搬費	21,000
23 排泄物処理費	-	12,000,000	12,000,000			
1 諸手当	-	18,000	18,000	18,000	請負費	550,000
2 旅費	-	24,000	24,000	24,000	請負費	550,000

3 需用費	—	11,958,000	11,958,000	①燃料費	10,000	燃料費	10,000
				②食糧費	5,000	食糧費	5,000
9 産業經濟費	75,555,000	11,603,030	87,158,000	③請負費	11,923,000	請負費	11,923,000
				④燃料費	5,000	燃料費	5,000
4 産業委員會費	2,987,000	153,000	3,140,000	⑤食糧費	5,000	食糧費	5,000
				⑥食糧費	5,000	食糧費	5,000
1 委員報酬	1,050,000	139,000	1,189,000	⑦食糧費	5,000	食糧費	5,000
				⑧食糧費	5,000	食糧費	5,000
4 旅費	788,000	14,000	802,000	⑨食糧費	5,000	食糧費	5,000
				⑩食糧費	5,000	食糧費	5,000
8 中央卸売場	6,098,000	300,000	6,398,000	⑪食糧費	5,000	食糧費	5,000
				⑫食糧費	5,000	食糧費	5,000
4 需用費	4,955,000	300,000	5,255,000	⑬食糧費	5,000	食糧費	5,000
				⑭食糧費	5,000	食糧費	5,000
10 土地改良費	624,000	11,150,000	11,774,000	⑮食糧費	5,000	食糧費	5,000
				⑯食糧費	5,000	食糧費	5,000
1 賃金	—	-40,000	40,000	⑰食糧費	5,000	食糧費	5,000
				⑱食糧費	5,000	食糧費	5,000
2 需用費	31,000	11,110,000	11,141,000	⑲食糧費	5,000	食糧費	5,000
				⑳食糧費	5,000	食糧費	5,000
12 選挙費	14,288,000	617,000	14,905,000	㉑食糧費	5,000	食糧費	5,000
				㉒食糧費	5,000	食糧費	5,000
1 選挙費	11,722,000	117,000	11,839,000	㉓食糧費	5,000	食糧費	5,000
				㉔食糧費	5,000	食糧費	5,000
3 諸手当	2,458,000	117,000	2,575,000	㉕食糧費	5,000	食糧費	5,000
				㉖食糧費	5,000	食糧費	5,000
市長及び市議會議員選挙費	—	500,000	500,000	㉗食糧費	5,000	食糧費	5,000
				㉘食糧費	5,000	食糧費	5,000
1 諸手当	—	121,000	121,000	㉙食糧費	5,000	食糧費	5,000
				㉚食糧費	5,000	食糧費	5,000
2 旅費	—	32,000	32,000	㉛食糧費	5,000	食糧費	5,000
				㉜食糧費	5,000	食糧費	5,000

13 公債費	92,869,000	3,989,000	96,858,000	市内出張旅費	5,000	1人260円 延200人分	
				①賃金	52,000	臨時雇員給	52,000
1 元利償還金	80,708,000	△1,835,000	78,873,000	②消耗品費	100,000		
				③印刷製本費	175,000	印刷製本費	175,000
2 利子	12,160,000	5,824,000	17,984,000	④通信運搬費	20,000		
				⑤職員手当	△79,000	超過勤務手当	△79,000
16 災害復旧費	57,478,000	△29,160,000	28,318,000	⑥賃金	△78,000		
				⑦消耗品費	90,000	文具費	56,000
1 公共土木施設災害復旧費	57,478,000	△31,660,000	25,318,000	⑧印刷製本費	5,000		
				⑨通信運搬費	10,000	通信運搬費	10,000
昭和三十二年發生災害復旧費	13,817,000	△2,767,000	11,050,000	⑩請負費	△2,635,000		
				⑪原材料費	△45,000	諸資材費	△45,000
				⑫旅費	△49,000	普通旅費	△43,000

1 昭和25年発生 災害復旧費	14,668,000	△11,394,000	3,274,000	① 職員手当	△99,000	市内出張旅費	△6,000	庶附記
				② 賃金	△390,000	超過勤務手当	△99,000	庶 節
				③ 消耗品費	43,000	臨時雇員給	△390,000	庶 節
				④ 燃料費	11,000	文具費	14,000	
				⑤ 食糧費	△15,000	消耗機材費	29,000	
				⑥ 印刷製本費	△20,000	燃料費	11,000	
				⑦ 通信運搬費	6,000	食糧費	△15,000	
				⑧ 請負費	△10,851,000	印刷製本費	△20,000	
				⑨ 原材料費	△30,000	通信運搬費	6,000	
				⑩ 旅費	△73,000	請負費	△10,851,000	
				⑪ 職員手当	△119,000	諸資材費	△30,000	庶 節
				⑫ 賃金	△330,000	普通旅費	△55,000	
				⑬ 消耗品費	△72,000	市内出張旅費	△18,000	庶附記
				⑭ 燃料費	11,000	超過勤務手当	△119,000	
				⑮ 食糧費	△35,000	臨時雇員給	△330,000	
				⑯ 印刷製本費	△85,000	文具費	△75,000	
				⑰ 通信運搬費	16,000	消耗機材費	3,000	
⑱ 借料及O損料	△2,000	燃料費	11,000					
⑳ 請負費	△16,487,000	食糧費	△35,000					
		印刷製本費	△85,000					
		通信運搬費	16,000					
		土地その他	△2,000					
		請負費	△16,487,000					

3 昭和26年発生 災害復旧費	27,106,000	△18,596,000	8,510,000	① 備品費	△50,000	庁用器具費	△50,000	
				② 原材料費	△84,000	諸資材費	△84,000	庶 節
				③ 施設費	△1,237,000	土地購入費	1,237,000	
				④ 補償金及び 補償費	△49,000	補償金	49,000	
				⑤ 消耗品費	△21,000	文具費	△18,000	
				⑥ 食糧費	△10,000	消耗機材費	△3,000	
				⑦ 印刷製本費	△11,000	食糧費	△10,000	庶 節
				⑧ 印刷製本費	△11,000	印刷製本費	△11,000	庶 節
				⑨ 請負費	△1,541,000	請負費	△1,541,000	
				⑩ 備品費	△20,000	庁用器具費	△20,000	庶 節
				⑪ 原材料費	△15,000	諸資材費	△15,000	庶 節
				⑫ 旅費	32,000	普通旅費	32,000	
				⑬ 消耗品費	80,000	文具費	60,000	
				⑭ 印刷製本費	18,000	消耗機材費	20,000	
				⑮ 印刷製本費	18,000	印刷製本費	18,000	
				⑯ 請負費	2,585,000	請負費	2,585,000	港湾復旧工事費
				2 災害対策費	-	2,500,000	2,500,000	
1 土木施設費	-	2,500,000	2,500,000	道路復旧工事費				
17 諸支出金	336,355,000	△14,676,000	321,679,000					
特別会計 繰入金	184,693,000	11,137,000	195,830,000					
1 他会計繰入金	184,693,000	11,137,000	195,830,000	特別会計 建設費繰入金				
6 過年度支出	7,435,000	1,092,000	8,527,000					
2 賠償及び 償還金	7,000,000	1,091,000	8,091,000	賠償納還金 の他				

7 雑 支 出	4 扶 助 費	1,000	1,000	扶 助 費	1,000	扶 助 費	1,000
4 寄 附 金	10,866,000	200,000	11,066,000	寄 附 金	200,000	寄 附 金	200,000
8 災 害 対 策 費	476,000	1,755,000	2,231,000	③ 職 員 手 当	803,000	超 過 勤 務 手 当	803,000
1 諸 手 当	112,000	1,455,000	1,567,000	③ 雑 手 当	652,000	出 務 手 当	652,000
2 需 用 費	364,000	300,000	664,000	② 原 材 料 費	300,000	諸 資 材 費	300,000
9 東 京 球 務 所 費	2,205,000	400,000	2,605,000	③ 食 糧 費	400,000	食 糧 費	400,000
3 需 用 費	1,629,000	400,000	2,029,000	③ 食 糧 費	8,000	食 糧 費	8,000
16 社 会 保 險 費	100,000	100,000	100,000	① 消 耗 品 費	15,000	文 具 費	15,000
1 需 要 費	100,000	100,000	100,000	⑩ 印 刷 製 本 費	74,000	印 刷 製 本 費	74,000
17 野 球 場 整 地 費	20,000,000	20,000,000	20,000,000	⑫ 備 品 費	3,000	図 書 費	3,000
1 需 用 費	19,999,000	19,999,000	19,999,000	計 負 費	19,999,000	野 球 場 整 地 工 事 費	19,999,000
2 補 償 金 及 び 金	1,000	1,000	1,000	補 償 金 及 び 金	1,000	補 償 金	1,000
18 繰 上 充 用 金	120,000,000	△49,360,000	70,640,000	繰 上 充 用 金	△49,360,000	前 年 度 繰 上 充 用 金	△49,360,000
1 繰 上 充 用 金	120,000,000	△49,360,000	70,640,000	合 計	2,567,673,000	△24,396,000	2,543,277,000
歳 出	2,567,673,000	△24,396,000	2,543,277,000	歳 入 出 差 引 残 金	なし		

歳 入 出 差 引 残 金 な し

1 公 企 業 及 び 財 産 収 入	42,001,000	30,058,000	72,059,000				
1 財 産 代 売 金	42,001,000	30,058,000	72,059,000	財 産 代 売 金	30,058,000	土 地 売 払 代 金	30,058,000
1 財 産 売 払 代 金	42,001,000	30,058,000	72,059,000	① 財 産 代 売 金	30,058,000		
2 使 用 料 及 び 手 数 料	100,000	15,000	115,000				
1 手 数 料	100,000	15,000	115,000	① 手 数 料	15,000	聖 明 寺 の 他 料	15,000
3 国 庫 支 出 金	238,159,000	8,896,000	247,055,000				
1 国 庫 補 助 金	238,159,000	8,896,000	247,055,000				
				復 興 土 地 区 画 整 理 費 補 助		1,427,000	
				幹 線 街 路 費 補 助		250,000	

昭 和 2 9 年 度 広 島 市 特 別 会 計 建 設 費 歳 入 出 予 算 追 加 更 正

広 島 市 長 浜 、 井 信 三

広島市告示第百三十八号  
十二月二十二日の市議会の議決を経た昭和二十九年年度広島市特別会計建設費歳入出予算追加更正の要領は、次の通りである。  
この予算は、即日施行する。  
昭和二十九年十二月二十二日

4 繰 入 金	181,276,000	11,137,000	192,413,000	建設費補助	8,896,000	補助街路費	△	598,000	
						牙費補助	△	58,000	
						公共空地整備費	△	296,000	
						水路費補助	△	151,000	
						排水施設整備費	△	200,000	
						橋梁費補助	△	3,000	
						記念館建設補助	△	772,000	
						記念公園造成補助	△	5,162,000	
						都市公共施設整備費補助	△	80,000	
						住宅建設費補助		3,973,000	
						下水道費補助	△	2,160,000	
						下水道施設費補助		1,534,000	
不良住宅改良費補助		9,523,000							
路面舗装費補助		3,400,000							
緊急就労対策費補助		1,558,000							

1 繰 入 金	181,276,000	11,137,000	192,413,000	一般会計より繰入金	11,137,000	一般会計より繰入金	△	11,137,000	
6 雑 収 入	2,265,000	3,502,000	5,767,000	一般会計より繰入金	3,501,000	土地の賃料他	△	3,501,000	
1 雑 入	2,265,000	3,501,000	5,766,000	雑入	3,501,000	土地の賃料他	△	3,501,000	
7 徴 収 金	23,672,000	3,155,000	20,517,000	過年度収入	1,000	過年度収入	△	1,000	
1 換地収清算金	23,672,000	3,155,000	20,517,000	換地区清算金	3,155,000	換地区清算金	△	3,155,000	
8 市 債	190,000,000	27,600,000	217,600,000						
1 市 債	190,000,000	27,600,000	217,600,000						
9 県支出金	—	307,000	307,000						
1 委 託 金	—	307,000	307,000	建設債	27,600,000	下水道築造費 住宅地造成費	△	15,000,000 12,600,000	
1 委 託 金	—	307,000	307,000	建設債	27,600,000	下水道築造費 住宅地造成費	△	15,000,000 12,600,000	
1 委 託 金	—	307,000	307,000	建設債	27,600,000	下水道築造費 住宅地造成費	△	15,000,000 12,600,000	

歳入	合計	677,474,000	78,360,000	755,834,000
----	----	-------------	------------	-------------

歳

出

款 項	目 的	前 回 まで の 累 計 額	追 加 更 正 額	計 額	各 目 明 細		
					節 目	金 額	
1 建設費 復興士地区画整理費	1 事務費	2,353,000	43,000	2,310,000	④ 旅 費	56,000	普通旅費 64,000 市内出張旅費 8,000
					⑩ 消耗品費	30,000	被服費 30,000
					⑪ 食糧費	50,000	食糧費 50,000
					⑫ 印刷製本費	3,000	印刷製本費 3,000
					⑬ 光熱水料	11,000	光熱水料 11,000
					⑭ 通信運搬費	22,000	通信運搬費 22,000
					⑮ 広告料	40,000	広告料 40,000
					⑯ 備品費	43,000	庁用器具費 43,000
					⑰ 借入金及び借入金	3,232,000	借入金 3,232,000
					⑱ 燃料費	65,000	燃料費 65,000
2 移転補償費	3 整地費	5,027,000	800,000	4,227,000	⑲ 燃料費	65,000	燃料費 65,000
					⑳ 修繕料	20,000	修繕料 20,000
					㉑ 備品費	35,000	工事用器具費 35,000
					㉒ 保険金	36,000	保険料 36,000
3 幹線街路費	1 事務費	177,000	14,000	163,000	① 旅 費	19,000	市内出張旅費 19,000
					② 通信運搬費	5,000	通信運搬費 5,000
					③ 消耗品費	26,000	消耗機材費 26,000

2 庚午町附近士地区画整理費	4 換地清算費	10,645,000	930,000	9,715,000	⑤ 職員手当	83,000	臨時給与 43,000 超過勤務手当 40,000
					⑥ 賃 金	731,000	臨時雇員給 731,000 1人260円 延2,811人分
					⑦ 消耗品費	78,000	文具費 22,000 消耗機材費 100,000
					⑧ 備品費	80,000	庁用器具費 80,000
					⑨ 原材料費	114,000	諸資材費 114,000 廃節
					⑩ 借料及び借損	66,000	土地その他借料 66,000
					⑪ 借入金及び借入金	300,000	借入金 300,000 廃節
					⑫ 請負費	1,408,000	請負費 1,408,000
					⑬ 備品費	4,000	工事用器具費 4,000
					⑭ 原材料費	20,000	諸資材費 20,000
3 幹線街路費	2 工事費	9,300,000	-	9,300,000	⑮ 請負費	1,467,000	請負費 1,467,000 障壁及び開渠 築造工事費
					⑯ 備品費	4,000	工事用器具費 4,000
					⑰ 原材料費	20,000	諸資材費 20,000
					⑱ 補償金及び借入金	2,050,000	補償金 2,050,000
					⑲ 保険金	43,000	保険料 43,000 労働者災害補償その他 保険料
					⑳ 旅 費	19,000	市内出張旅費 19,000
					㉑ 通信運搬費	5,000	通信運搬費 5,000
					㉒ 消耗品費	26,000	消耗機材費 26,000



4 補助街路費	2 工事費	4,815,000	484,000	4,331,000	② 諸貨費	471,000	諸資材費	471,000	幹線街路築造工事費	
	1 事務費	420,000	30,000	390,000	③ 燃料費	10,000	文具費	10,000		
5 軌道及 び 道路 費	2 工事費	11,532,000	1,163,000	10,369,000	④ 備品費	10,000	斤用器具費	10,000		
	1 事務費	283,000	2,000	281,000	⑤ 賃金	248,000	人夫賃	248,000	1人385円 延644人分	
	2 工事費	① 賃金	16,626,000	114,000	16,512,000	⑥ 修繕料	40,000	修繕料	40,000	
		② 燃料費	16,343,000	112,000	16,231,000	⑦ 諸貨費	1,213,000	諸貨材費	1,213,000	御膳その他新設工 事費
		③ 備品費	3,950,000	582,000	3,368,000	⑧ 原材料費	174,000	諸資材費	174,000	労働者災害補償そ の他保険料
1 事務費	93,000	18,000	75,000	⑨ 賃金	21,000	臨時雇員給	21,000	1人260円 延80人分		
6 公整 及 空地 費	2 工事費	8,857,000	564,000	8,293,000	⑩ 賃金	15,000	人夫賃	15,000	1人260円 延57人分	
	1 事務費	108,000	8,000	100,000	⑪ 消耗品費	23,000	消耗機材費	23,000		
	2 工事費	⑫ 諸貨費	3,020,000	300,000	2,720,000	⑫ 諸貨費	552,000	諸資材費	552,000	公園築造その他工 事費
		⑬ 備品費	1,080,000	8,000	1,072,000	⑬ 諸貨費	29,000	諸資材費	29,000	庭館

7 水路 費	1 事務費	3,986,000	398,000	3,588,000	⑭ 賃金	3,000	臨時雇員給	3,000	1人260円 延11人分	
	2 工事費	2,912,000	292,000	2,620,000	⑮ 消耗品費	2,000	文具費	2,000		
8 排 水 施 設 費	1 事務費	⑯ 備品費	131,000	6,000	125,000	⑯ 備品費	6,000	斤用器具費	6,000	
		⑰ 印刷製本費	3,000	3,000	3,000	⑰ 印刷製本費	3,000	印刷製本費	3,000	
	2 工事費	⑱ 修繕料	54,000	54,000	54,000	⑱ 修繕料	54,000	修繕料	54,000	
		⑲ 諸貨費	132,000	132,000	132,000	⑲ 諸貨費	132,000	諸資材費	132,000	水路築造工事費
		⑳ 原材料費	41,000	41,000	41,000	⑳ 原材料費	41,000	諸資材費	41,000	
9 橋 梁 費	1 事務費	43,830,000	4,000	43,826,000	㉑ 賃金	375,000	技術吏員給	375,000	1月15,600円2人分	
	2 工事費	3,844,000	387,000	3,457,000	㉒ 旅費	3,000	市内出張旅費	3,000		
					㉓ 職員手当	49,000	臨時給与	166,000		

10 記念館建設費	1 事務費	2,114,000	13,000	2,127,000	① 超過勤務手当	215,000	庶務		
					② 雑手当	60,000	臨時雇員給	30,000	1人260円 延115人分
					③ 賃金	30,000	文具費	119,000	
					④ 消耗品費	114,000	消耗機材費	5,000	
					⑤ 食糧費	40,000	食糧費	40,000	
					⑥ 通信運搬費	10,000	通信運搬費	10,000	
					⑦ 備品費	50,000	片用器具費	50,000	
					⑧ 賃金	332,000	人夫賃	332,000	1人260円 延1,276人分
					⑨ 消耗品費	77,000	消耗機材費	77,000	
					⑩ 印刷製本費	51,000	印刷製本費	51,000	
11 記念館建設費	2 工事費	42,284,000	43,000	42,241,000	① 印刷製本費	250,000	請負費	250,000	橋梁架設工事費
					② 請負費	250,000	請負費	250,000	
					③ 原材料費	84,000	諸資材費	84,000	庶務
					④ 保険金	5,000	保険料	5,000	労働者災害補償保険料
					⑤ 賃金	332,000	人夫賃	332,000	
					⑥ 消耗品費	77,000	消耗機材費	77,000	
					⑦ 印刷製本費	51,000	印刷製本費	51,000	
					⑧ 請負費	250,000	請負費	250,000	
					⑨ 原材料費	84,000	諸資材費	84,000	
					⑩ 保険金	5,000	保険料	5,000	
12 都市公共施設費	1 事務費	56,000	3,000	53,000	① 超過勤務手当	3,000	超過勤務手当	3,000	
					② 雑手当	3,000	超過勤務手当	3,000	
					③ 賃金	3,000	超過勤務手当	3,000	
					④ 消耗品費	3,000	超過勤務手当	3,000	
					⑤ 食糧費	3,000	超過勤務手当	3,000	
					⑥ 通信運搬費	3,000	超過勤務手当	3,000	
					⑦ 備品費	3,000	超過勤務手当	3,000	
					⑧ 賃金	3,000	超過勤務手当	3,000	
					⑨ 消耗品費	3,000	超過勤務手当	3,000	
					⑩ 印刷製本費	3,000	超過勤務手当	3,000	

10 記念館建設費	1 事務費	2,114,000	13,000	2,127,000	① 超過勤務手当	215,000	庶務		
					② 雑手当	60,000	臨時雇員給	30,000	1人260円 延115人分
					③ 賃金	30,000	文具費	119,000	
					④ 消耗品費	114,000	消耗機材費	5,000	
					⑤ 食糧費	40,000	食糧費	40,000	
					⑥ 通信運搬費	10,000	通信運搬費	10,000	
					⑦ 備品費	50,000	片用器具費	50,000	
					⑧ 賃金	332,000	人夫賃	332,000	1人260円 延1,276人分
					⑨ 消耗品費	77,000	消耗機材費	77,000	
					⑩ 印刷製本費	51,000	印刷製本費	51,000	
11 記念館建設費	2 工事費	57,878,000	1,170,000	56,708,000	① 印刷製本費	125,000	印刷製本費	125,000	
					② 委託料	33,000	委託料	33,000	
					③ 請負費	1,110,000	請負費	1,110,000	記念館本館建設工事費
					④ 原材料費	133,000	諸資材費	133,000	庶務
					⑤ 賃金	52,000	人夫賃	52,000	1人260円 延200人分
					⑥ 消耗品費	33,000	消耗機材費	33,000	
					⑦ 印刷製本費	125,000	印刷製本費	125,000	
					⑧ 委託料	33,000	委託料	33,000	
					⑨ 請負費	1,110,000	請負費	1,110,000	
					⑩ 原材料費	133,000	諸資材費	133,000	
12 都市公共施設費	1 事務費	1,594,000	157,000	1,437,000	① 超過勤務手当	3,000	超過勤務手当	3,000	
					② 雑手当	3,000	超過勤務手当	3,000	
					③ 賃金	3,000	超過勤務手当	3,000	
					④ 消耗品費	3,000	超過勤務手当	3,000	
					⑤ 食糧費	3,000	超過勤務手当	3,000	
					⑥ 通信運搬費	3,000	超過勤務手当	3,000	
					⑦ 備品費	3,000	超過勤務手当	3,000	
					⑧ 賃金	3,000	超過勤務手当	3,000	
					⑨ 消耗品費	3,000	超過勤務手当	3,000	
					⑩ 印刷製本費	3,000	超過勤務手当	3,000	

13 住宅建設費	2 工事費	1,538,000	△	154,000	1,384,000	① 消耗品費 ② 請負費 ③ 原材料費	7,000 139,000 300,000	消耗機材費 請負費 諸資材費	7,000 139,000 300,000	公園築造工事費 鹿筋
	1 事務費	1,500,000	△	420,000	1,080,000	④ 旅費 ⑤ 職員手当 ⑥ 賃金 ⑦ 消耗品費 ⑧ 食糧費 ⑨ 通信運搬費 ⑩ 賃担金補助 及交付金	46,000 302,000 104,000 39,000 20,000 15,000 76,000	普通旅費 超過勤務手当 臨時雇員給 文具費 食糧費 通信運搬費 負担金	46,000 302,000 104,000 47,000 20,000 15,000 76,000	1人260円 延176人分 鹿筋 1人260円 延400人分
14 下水道施設費	2 工事費	139,461,000		6,464,000	145,925,000	⑪ 賃金 ⑫ 委託料 ⑬ 請負費 ⑭ 原材料費 ⑮ 施設費	46,000 960,000 5,753,000 1,000 1,718,000	人夫賃 委託料 請負費 諸資材費 土地購入費	46,000 960,000 5,753,000 1,000 1,718,000	1人260円 延176人分 公營住宅建設工事費 鹿筋
	1 工事費	3,920,000	△	19,000	3,901,000	⑯ 印刷製本費 ⑰ 委託料 ⑱ 修繕料 ⑲ 請負費 ⑳ 原材料費	3,000 53,000 57,000 19,000 107,000	印刷製本費 委託料 修繕料 請負費 諸資材費	3,000 53,000 57,000 19,000 107,000	下水道施設その他工 事費

16 建設諸費	△ 事務費	80,000	△	80,000		① 職員給 ② 職員手当	748,000 657,000	技術職員給 臨時給与 超過勤務手当 退職手当	748,000 233,000 100,000 324,000	月15,600円4人分
	1 事務費	42,019,000		370,000	42,389,000	③ 雑手当 ④ 報償費 ⑤ 食糧費 ⑥ 委託料 ⑦ 賃担金補助 及び交付金 ⑧ 借料及び 損料	239,000 500,000 108,000 49,000 42,000 881,000	嘱託手当 賞賜金 食糧費 委託料 負担金 土地その他 借借	239,000 500,000 108,000 49,000 43,000 881,000	区画整理委員会その 他負担金
17 不良住宅 費	4 雑支出	1,205,000	△	881,000	324,000	⑨ 旅費 ⑩ 職員手当 ⑪ 賃金 ⑫ 消耗品費 ⑬ 食糧費 ⑭ 印刷製本費 ⑮ 通信運搬費	5,000 48,000 104,000 55,000 20,000 43,000 5,000	普通旅費 市内出張旅費 超過勤務手当 臨時雇員給 文具費 食糧費 印刷製本費 通信運搬費	3,000 2,000 104,000 29,000 20,000 43,000 5,000	鹿筋 1人260円 延400人分
	2 工事費	17,814,000		140,051,000	31,865,000	⑯ 請負費	14,050,000	請負費	14,050,000	住宅建設工事費

18 路面舗装費	1 事務費	189,000	189,000	⑤ 職員手当 50,000 超過勤務手当 117,000 臨時雇員給 11,000 消耗品費 11,000 印刷製本費 11,000	1,000	1,000	1,000	1人260円 延450人分				
	2 工事費	10,013,000	10,013,000	⑥ 請負費 10,013,000 請負費 10,013,000 舗装工事費	1,000	1,000	1,000					
19 緊急就労費	1 事務費	312,000	312,000	④ 旅費 3,000 市内出張旅費 3,000 ⑤ 職員手当 23,000 超過勤務手当 23,000 ⑥ 賃金 122,000 臨時雇員給 122,000 1人260円 延469人分 ⑦ 消耗品費 40,000 文具費 20,000 消耗機材費 20,000 ⑧ 印刷製本費 10,000 印刷製本費 10,000 ⑨ 通信運搬費 6,000 通信運搬費 6,000 ⑩ 修繕料 24,000 修繕料 24,000 ⑪ 備品費 5,000 庁用器具費 5,000 ⑫ 保険金 79,000 保険料 79,000 ⑬ 賃金 1,694,000 人夫費 1,694,000 1人385円 延4,400人分 ⑭ 燃料費 108,000 燃料費 109,000 ⑮ 原材料費 1,004,000 諸資材費 1,004,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	労働者災害補償その 他保険料
	2 工事費	2,806,000	2,806,000	⑯ 旅費 4,000 市内出張旅費 4,000	4,000	4,000	4,000	4,000				
20 住宅地造成費		14,189,000	14,189,000									

1 下水道費	1 事務費	1,153,000	1,026,000	⑤ 職員手当 第30,000 超過勤務手当 34,000 災害補償費 4,000 ⑥ 賃金 46,000 臨時雇員給 6,000 1人260円 延176人分 ⑦ 消耗品費 81,000 文具費 81,000 ⑧ 食糧費 30,000 食糧費 30,000 ⑨ 賃金 1,160,000 人夫賃 1,160,000 1人385円 延3,012人分 ⑩ 印刷製本費 90,000 印刷製本費 90,000 ⑪ 光熱水料 100,000 光熱水料 100,000 ⑫ 委託料 304,000 委託料 304,000	17,331,000	17,331,000	17,331,000	17,331,000				
	2 工事費	31,521,000	4,190,000									
2 第一期下水道築造事業費本年度支出額	1 事務費	75,674,000	15,384,000	⑤ 職員手当 24,000 超過勤務手当 24,000 臨時雇員給 78,000 1人260円 延300人分 ⑥ 賃金 78,000 臨時雇員給 78,000 1人260円 延300人分 ⑦ 消耗品費 15,000 文具費 5,000 消耗機材費 10,000 ⑧ 食糧費 15,000 食糧費 15,000 ⑨ 印刷製本費 4,000 印刷製本費 4,000 ⑩ 通信運搬費 8,000 通信運搬費 8,000 ⑪ 備品費 10,000 庁用器具費 10,000 ⑫ 原材料費 30,000 諸資材費 30,000 ⑬ 保険金 1,000 保険料 1,000 ⑭ 施設費 11,500,000 土地購入費 11,500,000 ⑮ 補償金及び補償 1,500,000 補償金 2,500,000	91,058,000	91,058,000	91,058,000	91,058,000	91,058,000	91,058,000	91,058,000	
	2 工事費	14,000,000	14,000,000									
2 下水道費		32,674,000	28,357,000									

2 下水道施設費	13,000,000	4,701,000	17,701,000	② 請負費	840,000	請 負 費	840,000	下水管布設その他工 事費
				③ 備品費	100,000	工 事 用 器 具 費	100,000	
				④ 原材料費	4,143,000	諸 資 材 費	4,143,000	
				⑤ 保険金	121,000	保 險 料	121,000	労働者災害補償その 他保険料
				⑥ 賃 金	3,448,000	人 夫 賃	3,448,000	1人385円 延8,055人分
				⑦ 燃料費	32,000	燃 料 費	32,000	
				⑧ 印刷製本費	6,000	印 刷 製 本 費	6,000	
				⑨ 光熱水料	30,000	光 熱 水 料	30,000	
				⑩ 委託料	42,000	委 託 料	42,000	
				⑪ 修繕料	106,000	修 繕 料	106,000	
1 工 事 費	12,740,000	4,961,000	17,701,000	⑫ 請 負 費	1,060,000	請 負 費	1,060,000	下水管布設その他工 事費
				⑬ 原材料費	2,657,000	諸 資 材 費	2,657,000	
				⑭ 施設費	190,000	機 械 購 入 費	190,000	
				⑮ 補償金及び 補 償 金	1,000	補 償 金	1,000	
				⑯ 保 險 金	185,000	保 險 料	185,000	労働者災害補償その 他保険料
				⑰ 賃 金	40,000	臨 時 雇 員 給	40,000	1人260円 延158人分
				⑱ 消耗品費	156,000	文 具 費	156,000	
				⑲ 食 糧 費	99,000	食 糧 費	99,000	
				⑳ 印刷製本費	30,000	印 刷 製 本 費	30,000	
				㉑ 通信運搬費	90,000	通 信 運 搬 費	90,000	
3 下水道築造費	30,000,000	15,000,000	45,000,000	① 事 務 費	260,000	事 務 費	260,000	
				② 賃 金	40,000	臨 時 雇 員 給	40,000	1人260円 延158人分

2 工 事 費	28,800,000	15,200,000	44,000,000	② 備 品 費	45,000	片 用 器 具 費	45,000	
				③ 燃 料 費	100,000	燃 料 費	100,000	
				④ 印刷製本費	200,000	印 刷 製 本 費	200,000	
				⑤ 委 託 料	300,000	委 託 料	300,000	
				⑥ 修 繕 料	299,000	修 繕 料	299,000	
				⑦ 請 負 費	9,738,000	請 負 費	9,738,000	ポンプ場築造その他 工事費
				⑧ 備 品 費	100,000	工 事 用 器 具 費	100,000	
				⑨ 原 材 料 費	7,000	諸 資 材 費	7,000	
				⑩ 施 設 費	4,470,000	機 械 購 入 費	4,470,000	
				3 公 債 費	91,320,000	1,283,000	62,603,000	① 元利償還金
② 賠償及び 償 還 金	1,283,000	利 子 償 還 金	717,000					
1 元利償還金	89,520,000	1,283,000	90,803,000	① 賠償及び 償 還 金	128,3000	元 金 償 還 金	2,000,000	
				② 利子償還金	717,000	利 子 償 還 金	717,000	
歳 出 合 計	677,474,000	78,360,000	755,834,000	① 歳 入 差 引 残 金 な し				

広島市告示第百三十九号

広島市収入役の権限に属する事務のうち、総務局戸籍課における広島市収入証紙売捌に伴う現金収納事務を、昭和二十九年十二月二十八日から同月三十日まで、総務局戸籍課に勤務する出納員に委任させた。

昭和二十九年十二月二十三日

広島市長 浜 井 信 三

第五十二回仮換地予定地変更指定及び第三十一回未指定地補充換地指定発表について

一、第五十二回仮換地予定地変更指定及び第三十一回未指定地補充換地予定地指定

1 広島市記念都市建設事業東部復興土地区画整理施行に伴う左記の土地は、土地区画整理委員会の諮問を経て仮換地予定地が決定したから、関係者は、東部復興事務所で詳細承知されたい。

2 土地所有者に対する仮換地予定地の指定通知書は、土地所有届を提出済の者にのみ送達する。なお、土地所有届をまだ提出していない者は、至急提出された

一、

3 今回発表の土地を売却又は譲渡するときは、事前に必ず東部復興事務所に協議の上取り運び願いたい。万一連絡がない場合は、決定した仮換地予定地を取り消すことになることがあるから、是非連絡方実行願いたい。

4 前記仮換地予定地の使用開始の時期及び借地権その他の権利については、追って指す。

1 第五十二回仮換地予定地変更指定



第三群

秋本美和子、杉山竹子、森山妙子、村井真子、尾上角一、三川明好、天川秀雄、佐々木信隆、下川信三、木崎貞子、浜本次郎、水田源三、前田ハル、戸田治三、高本幸雄、石崎英子、吉崎シゲノ、福井美代、三浦幸子、山本節子、藤原節子、本島勝一、中本常太郎、善本静恵、白井久志、沢井誠子、峠新治、川手道治、増田トヨ、池田ヨ、清柳ヨ、今村普恵

第四群

徳永秀江子、牧里雪江、小笹政之、栗屋不二雄、種田尚泰、松本ユリエ、友田寿夫、泉中哲男、竹中モト子、西村雪枝、菱井秀雄、岩見ハルコ、伊藤文枝、小畑ゆき、多岡純子、横田純子、高島カズエ、古島マズエ、上田智子、江口金作、河原盛雄

◎教育委員会事項

広島市児童文化会館条例施行規則の一部を改正する規則  
 昭和三十年十二月二十日  
 広島市教育委員会 委員長 宮本正夫

広島市児童文化会館条例施行規則の一部を改正する規則  
 昭和三十年十二月二十日  
 広島市教育委員会 委員長 宮本正夫

広島市児童文化会館条例施行規則(昭和二十九年教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。  
 第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(使用料の減免)  
 第五条 本市及び広島県が単独又は共同で使用する場合、使用料を徴収しない。  
 2. 教育委員会が共催する行事の使用については、必要に応じ使用料を減免することができる。  
 3. 実施当日以外の日で、準備又は練習に使用する場合は、条例別表使用料の各項の半額とする。  
 4. 前各項の外、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。

附則  
 この規則は、公布の日から施行し、昭和二十九年四月一日から適用する。

広島市教育委員会訓令第五号  
 校長に対する事務委任規程を次のように定める。  
 昭和二十九年十二月一日  
 広島市教育委員会 委員長 宮川造 六

校長に対する事務委任規程  
 第一条 広島市教育委員会事務決裁規則(昭和二十五年十二月十四日広島市教育委員会規則第五号)第四条の規定に基づき、広島市公立学校の校長に委任する事項は、この規程の定めるところによる。  
 第二条 この規程で職員とは、校長、教員、実習助手、事務職員、事務員、技術員、及び現業員をいう。  
 第三条 次の事項は、校長に委任する。  
 一 職員の年次休暇承認に関する事  
 二 職員の引継ぎ六日(但し、校長にあつては引継ぎ三日)以内の普通研修承認に関する事  
 三 職員の着任猶予に関する事  
 四 職員(校長を除く)の休日及び勤務を要しない日を除き引継ぎ六日以内の病欠休暇承認に関する事  
 五 職員の産前産後の休暇及び生理休暇承認に関する事  
 六 職員の特別休暇承認に関する事  
 七 職員の校外勤務承認に関する事

◎市議会事項

八 職員の出張命令に関する事  
 九 職員の即日帰着できる団体旅行の承認に関する事  
 十 児童生徒の出席停止命令に関する事  
 第四条 前条の規定にかかわらず重要又は異例に属すると認められるものについては、教育長の決裁をうけなければならない。

(市議会議決事項)  
 (十二月二十二日)  
 一、第百十三号議案 昭和二十九年広島市歳入出予算追加更正 原案可決  
 一、第百十四号議案 保健所の名称、位置及び所管区域に關する条例の一部を改正する条例制定について 原案可決  
 一、第百十五号議案 広島市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例制定について 原案可決  
 一、第百十六号議案 昭和二十九年広島市中学校復旧事業費公債方法変更について 原案可決  
 一、第百十七号議案 昭和二十九年広島市失業対策事業費公債方法変更について 原案可決  
 一、第百十八号議案 昭和二十九年広島市特別会計建設費歳入出予算追加更正 原案可決  
 一、第百十九号議案 昭和二十九年広島市建設事業費公債方法変更について 原案可決  
 一、第百二十号議案 昭和二十九年広島市住宅地造成事業費借入金公債方法 原案可決  
 一、第百二十一号議案 契約締結の同意について 同意  
 一、第百二十二号議案 契約締結の承認について 承認  
 一、第百二十三号議案 契約締結の承認について 承認  
 一、第百二十四号議案 契約締結の承認について 承認  
 一、職員住宅調査特別委員会委員長報告

委員長報告通り決定

(十二月二十三日)  
 一、第百二十五号議案 広島市職員共済組合条例制定について 原案可決  
 一、第百二十六号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について 議決  
 一、第百二十七号議案 旅費及び費用弁償の特例に関する条例制定について 原案可決  
 一、報第五号 専決処分報告について 議決  
 一、報第六号 専決処分の報告について 議決  
 一、第百二十八号議案 専決処分の承認について 承認  
 一、昭和二十八年広島市各経歳入出決算の認定について 決算特別委員会付託 閉会中審査  
 一、第百二十七号議案 旅費及び費用弁償の特例に関する条例制定について 原案可決  
 一、報第五号 専決処分報告について 議決  
 一、報第六号 専決処分の報告について 議決  
 一、第百二十八号議案 専決処分の承認について 承認  
 一、昭和二十八年広島市水道事業会計 議長一任に決定  
 一、第百二十九号議案 昭和二十九年広島市水道事業会計追加更正予算 閉会中審査  
 一、第百二十七号議案 広島市水道使用条例の一部を改正する条例制定について 閉会中審査  
 一、第百十八号議案 昭和二十九年広島市水道事業会計公債方法変更について 閉会中審査  
 一、第百十九号議案 自昭和二十七年昭和三十三年度広島市第四期水道拡張事業費継続年期及び支出方法中更正 閉会中審査  
 一、昭和二十八年広島市水道事業決算の認定について 閉会中審査  
 一、請第三十四号 広島県新聞会館建設に對し助成金下附について 閉会中審査  
 一、請第五十三号 元宇品町乙ノ三地先道路変更について 閉会中審査

◎辞令

(市長事務部局)  
 一、請第五十五号 皆実地区下水溝の整備について 閉会中審査  
 一、請第五十七号 職町中学校々舎増築について 閉会中審査  
 一、請第五十八号 仁保町大河地区の地盤沈下対策について 閉会中審査  
 一、請第五十九号 丹那漁港浚渫工事の実施について 閉会中審査  
 一、請第六十号 広島市の公務員に対する特別手当の増額について 採決  
 一、請第六十一号 自由労働者に対する年末手当支給等について 採決  
 一、請第六十二号 段原中学校々舎増築について 閉会中審査  
 文教委員会付託 閉会中審査

吉中良雄  
 宮本正夫  
 吉田幸雄  
 手島悟  
 中尾正

八級特に二〇、五〇〇円を給する  
願により本職を免する  
(十二月十日)

技術吏員 古賀 公一  
西保健所予防課兼務を命ずる  
(十二月十五日)

事務吏員 徳永 健一  
広島市出納員を命ずる  
任期は昭和二十九年十二月二十八日から同月三十日までとする  
(各通)

事務吏員 峠 増太郎  
地方公務員法第二十八條第二項第一号により昭和三十年六月三十日まで休職を命ずる  
一般職の職員に給する条例第十三條の二第二項により昭和三十年六月三十日まで給料、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給する  
技術吏員 高田 勝治  
地方公務員法第二十八條第二項第一号により昭和三十年三月三十一日まで休職を命ずる  
一般職の職員に給する条例第十三條の二第二項により昭和三十年三月三十一日まで給料、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給する  
(各通)

事務吏員 奥田 勇  
事務吏員 川村 恭彦  
事務吏員 坂田 修一  
事務吏員 江口 松芳  
事務吏員 丹羽 順  
事務吏員 原田 二郎  
事務吏員 土岐 八郎  
書記に補する  
(各通)

市議会議員 宮本 正夫  
広島市失業対策事業就労者就職資金貸付審査会委員を命ずる  
(各通)

網本 芳人  
土岡 喜代一  
武田 木亮  
佐々木 タクノ  
佐藤 まさき  
村田 まさき  
野村 覚

技術吏員 奥本 三郎  
地方公務員法第二十八條第二項第一号により昭和三十年四月三十日まで休職を命ずる  
一般職の職員に給する条例第十三條の二第三項により昭和三十年四月三十日まで給料、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給する  
(一月四日)

技術吏員 林 和夫  
舟入病院兼務を命ずる  
(一月八日)

市農業委員会委員 浅川 秀雄  
安保 豊次  
広島市農産生産施設再建融資諮問委員会委員を委嘱する  
(一月十日)

広島市事務吏員 坪谷 照雄  
休職の期間を昭和三十年六月二十三日まで更新する  
一般職の職員に給する条例第十三條の二第二項の規定により昭和三十年六月二十三日まで給料、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給する  
(十二月二十四日)

広島市児童文化会館勤務を命ずる  
兼ねて広島市教育委員会事務局社会教育課勤務を命ずる  
(一月一日)

◎ 雑 報

戸籍上の市勢について

(昭和二十九年十二月份)

種別	件数	同上一日分		前年同	増減
		最大	最小		
婚姻	(二六五)	(二六)	(一三)	(二六)	(三九)
離婚	(一〇)	(四)	(一)	(一六)	(三)
出生	(四四)	(四)	(二)	(二六)	(四)
死亡	(二五)	(三)	(一)	(二五)	(一)
計	(七〇)	(七)	(三)	(七〇)	(三)

一 市内の出生と死亡から見た増数  
男 一六六人 女 一二七人 計二五三人  
一日平均八、二人  
二 前年右同  
男 一六七人 女 一七二人 計三三九人

三 ( ) は事件発生地から本籍地である本市へ郵送届  
出たもの  
一日平均一〇九人

住民登録人口及び世帯数について

(昭和二十九年十二月末日現在)

区分	世帯		人口		増	加	減	少	差引増	十二月末現在数
	計	男	女	計						
世帯	八、五九	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	九〇、〇〇
人口	一七、八八	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一七、八八
計	二五、八六	二、五五	二、五五	二、五五	二、五五	二、五五	二、五五	二、五五	二、五五	二五、八六



# 広島市報

第106号

発行  
昭和30年2月21日  
(月曜日)

発行所  
広島市役所  
広島市国泰寺町三九

### 【目次】

◎条 例	広島市中央卸売市場業務条例の一部改正	一
	広島市役所出張所設置条例の一部改正	二
	広島市立浅野図書館設置条例の一部改正	二
◎規 則	広島市中央卸売市場業務条例施行細則の一部改正	二
	広島市失業対策特別事業業務者就業規則	三
◎告 示	臨時広島市議会の招集について	四
	市議会付議事件について	四
	広島市役所比治山出張所の場所の臨時変更について	四
	市議会付議事件の追加について	四
	太田川改修工事に伴う測量のための土地立入について	四
	建築許可に関する公開聴聞について	四
	昭和二十九年度広島市歳入出予算追加について	五
	昭和二十九年年度広島市特別会計建設費歳入出予算追加更正について	八
	計量器定期検査について	一〇
	換地予定地指定について	一〇
	広島平和記念都市建設事業東部復興土地区画整理清算事務取扱規程	二

### ◎水道局事項

広島市水道局指定工事店規程の一部改正	七
広島市水道局職員住宅貸与規程	七
広島市水道局臨時職員の手当に関する特例の一部改正	七
広島市水道局被服貸与規程の一部改正	七
広島市水道局臨時職員の手当に関する特例の一部改正	七

### ◎選挙管理委員会事項

農業委員会委員選挙人名簿の縦覧について	元
政治資金規正法による収支報告書の要旨について	元
政治資金規正法による報告書の要旨について	元
政治資金規正法による報告書の要旨について	元
広島市選挙管理委員会の招集について	三
選挙運動のためにする立会演説会開催の単位及び区域を定める告示にかかわらず七単位として開催する場所について	三
立会演説会開催告知の掲示場所を定める告示にかかわらず七単位で開催する場合について	三
公職の候補者の氏名等の掲載の順序のくじを行う場所及び日時並びに掲示の様式等について	七
公職の候補者の氏名等の掲示場所について	七
審査に付される裁判官の氏名等の掲示の場所及び様式等について	七
衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に	元

おける開票管理者及びその職務代理者の選任について

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及びその職務代理者の選任について

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票用紙並びに同封筒等の交付及び投票の期間及び場所について

衆議院議員総選挙について現に効力を有する基本選挙人名簿及び補充選挙人名簿の縦覧について

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及びその職務代理者の選任の変更について

補充選挙人名簿の縦覧について

◎教育委員会事項  
広島市立浅野図書館の移転に伴う臨時休館について

◎市議会事項  
市議会議決事項

◎雑 報  
戸籍上の市勢について  
住民登録人口及び世帯数について

### ◎条 例

広島市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十年一月十日  
広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第一号

広島市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例
広島市中央卸売市場業務条例(昭和二十四年四月二十八日広島市条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

- 第五章 市場の土地、建物及び設備の使用
第四十一条 市場の土地、建物又は設備の使用
第四十二条 市場の土地、建物又は設備の使用
第四十三条 市場の土地、建物又は設備の使用
第四十四条 市場の土地、建物又は設備の使用
第四十五条 市場の土地、建物又は設備の使用

附 則

この条例は、公布の日から施行する。
昭和三十年二月七日
広島市長 浜 井 信 三

広島市立浅野図書館設置条例の一部を改正する条例

広島市立浅野図書館設置条例の一部を改正する条例
昭和三十年二月七日
広島市長 浜 井 信 三

附 則

この条例は、昭和三十年二月二十日から施行する。

規 則

広島市中央卸売市場業務条例施行細則の一部を改正する条例
昭和三十年一月十日
広島市長 浜 井 信 三

下「業者以外の者」という。は、第二十号様式に準ずる申請書により願ひ出なければならぬ。

- 2 業務条例第四十一条の二第三項に規定する業者以外の者が納付すべき保証金の額は、使用料月額額の六倍に相当する金額とする。
3 第十三条及び第十五条の規定は、業務条例第四十一条の二第二項及び第四項の規定において準用する業務条例第十八条第一項の規定による業者以外の者が提出すべき誓約書及び業務条例第十九条第三項の規定による業者以外の者が保証金に代えて納付することができる有価証券の種類及び価格について準用する。
4 第三十九条の規定は、業者以外の者に準用する。
第四十八条中「使用場所の模様替又は設備の変更」を「市場の土地、建物又は設備の原形の変更」に改める。
第六十六条中「醸酵室」を「事務室 倉庫」に改める。

別表(一)使用料表中「空地使用料 同一三円」を「土地使用料 同一〇円」に改める。

附則この規則は、公布の日から施行する。

昭和三十年一月十七日
広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第三号

広島市失業対策特別事業労働者就業規則
(この規則の趣旨)
第一条 広島市の施行する失業対策特別事業の作業に直接従事する労働者(以下「労働者」という。)の雇入、解雇及び就業上の条件については、この規則の定めるところによる。

- 第二条 労働者は、この規則を遵守し、職場においては、責任を重んじて作業に従事し、相互に助け合ひ、市長及び市長の命を受けた職員(以下「係員」という。)の指揮監督に従つて職場秩序の保持と作業能率の向上に努めなければならない。
2 係員は、労働者の人格を尊重し、率先してその職務を遂行しなければならない。
(就労時間)
第三条 労働者の就労時間は、午前八時から午後五時までとする。
2 前項の規定にかかわらず、午後五時前までに、その日の所定の作業量を完了した者については就労時間は、これを短縮する。
(休憩時間)
第四条 前条第一項の就労時間のうち、左の各号に掲げる時間は、休憩時間とする。但し、市長において作業の都合により必要があると認める職場については、休憩の開始時刻を変更することができる。
一 午前の休憩 午前十時から十分間
二 昼の休憩 午後零時から四十分間
三 午後の休憩 午後三時から十分間
2 前項の休憩は、各職場ごとに一せいにし、休憩時間中は、自由に利用することができる。但し、休憩時間中においても、職場を離れるときは、係員にその旨を届けなければならない。
(休日)
第五条 休日は、左のとおりとする。
一 日曜日及び国民の祝日
二 一月二日、一月三日、八月六日及び十二月二十九日から十二月三十一日まで
三 市長において特に定める日
四 雨、風、雪、こう水その他避けることができない事由により作業に着手することができない日
(雇入)
第六条 労働者は、所轄の公共職業安定所から日日あつ旋を受けて雇入れられるものとし、雇用契約は、日日更新するものとする。

- 第七條 労働者は、所定の時刻までに現場に到着し、紹介票又はこれに代わる市長の指定する証票を提示して出勤の手續をとり、終業の際は、職場を清掃整とんの後、退場の手續をとりなければならない。
(雇入拒否、解雇等)
第九條 降雨、天災事変その他止むを得ない事由により作業の実施が不可能となつたとき、及び労働者が左の各号の一に該当するときは、雇入を拒否し、若しくは解雇し、作業現場から退場を命ずる。
一 就労を拒否し、又は解雇を申し出たとき。
二 この規則に違反し、又は係員の指示に従わず、若しくは許可を受けずに職場を離れたとき。
三 就労時間中に職場大会を開催し、他人をせんだ動して作業を阻害する等職場の秩序を乱す行為をしたとき。
四 著しく怠慢であるとき。
五 不正の手段により他人の失業保険日雇労働被保険者手帳又は他人の日雇労働者健康保険被保険者手帳を所持していたとき。
六 他人の紹介票を受授し、又は、その内容を改ざんしたとき。
七 作業に必要でない衛生上有害と認められる物又は火災その他の災害を起す虞があると認められる危険物を所持しているとき。
八 伝染性の疾病にかかり、又は就労することによつて状態が悪化するものと認められる疾病にかかつているとき。
九 著しく粗野又は乱暴な言動をする等他人の迷惑となるような行為をしたとき。
十 選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するとき、その他市長において正当な理由があると認めるときを除き、所定の時刻に現場に到着しなかつたとき。
十一 その他事業の施行上支障のある行為をしたとき。

(賃金)  
 第十條 賃金は、日給とする。  
 2 賃金は、作業の種類、作業の軽重及び本人の能力に応じ、緊急失業対策法(昭和二十四年法律第八十九号)の規定により労働大臣が定める額の範囲内において決定する。  
 3 労働者が所定の作業量を完遂しなかつたときにおいては、その日の賃金は、所定の作業量に対するその日に遂行した作業量の割合により計算した額とする。第八条の規定により雇員の許可を受けて職場を離れ、又は早退したときにおいて所定の作業量を完遂しなかつたときも、また、同様とする。

第十一條 賃金は、日払とし、毎日終業後、現金又は金券により直接本人に支払う。  
 第十二條 労働者が左の各号の一に該当するときの費用に充てるために請求したときは、前条の規定にかかわらず、終業前においても、賃金を支払うことがある。  
 一 労働者又は労働者の家族が死亡又は出産したとき。  
 二 労働者が災害をうけたとき。  
 三 労働者が負傷し、又は疾病にかかつたとき。  
 四 その他市長において必要があると認めるとき。  
 (失業保険料及び健康保険料の控除)  
 第十三條 失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)又は日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)の規定により失業保険又は日雇労働者健康保険の被保険者である労働者が負担すべき保険料は、その者に支払う賃金から控除する。  
 (災害補償)  
 第十四條 労働者が業務上の事由により負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の定めるところにより補償する。

◎告示  
 示

この規則は、公布の日から施行する。  
 附 則  
 廣島市告示第四号  
 左記の通り臨時廣島市議会を招集する。

昭和三十年一月二十二日  
 記  
 一、招集日時 昭和三十年一月二十九日午前十時  
 一、招集場所 廣島市役所  
 廣島市告示第五号  
 一月二十九日招集の臨時廣島市議会に付する事件は、左記の通りとする。  
 昭和三十年一月二十二日  
 記  
 一、昭和二十九年廣島市歳入出予算追加  
 一、一般職の職員給与に関する条例の一部を改正する条例制定について  
 一、廣島市役所所屬設置条例の一部を改正する条例制定について  
 一、廣島市立浅野図書館設置条例の一部を改正する条例制定について  
 一、契約締結の同意について  
 一、契約締結の同意について

廣島市告示第六号  
 廣島市役所比治山出張所は、庁舎建築工事のため、昭和三十年一月二十四日から当分の間、次の場所において事務を行う。  
 昭和三十年一月二十二日  
 廣島市長 浜 井 信 三  
 廣島市段原日出町二二三番地の一  
 廣島市告示第七号  
 一月二十九日招集の臨時廣島市議会に付する追加事件は、左記の通りとする。  
 昭和三十年一月二十七日  
 廣島市長 浜 井 信 三

一、昭和二十九年廣島市失業対策特別事業費公債方法  
 一、昭和二十九年廣島市特別会計建設費歳入出予算追加

更正  
 一、廣島市固定資産評価審査委員会委員選任の同意について

廣島市告示第八号  
 土地立入に関して、日本国有鉄道下関工事事務所長から昭和三十年一月十九日付左記事項について通知があつたので、土地収用法第十二条第二項の規定により公告する。  
 昭和三十年一月二十七日  
 廣島市長 浜 井 信 三

記  
 一 立入の目的 太田川改修工事に伴う測量のため  
 二 起業者 日本国有鉄道下関工事事務所  
 三 期 間 昭和三十年一月二十七日から昭和三十年三月三十一日まで  
 (日出から日没までの間)  
 四 場 所 廣島市の一部横川町、楠木町、三篠本町、三滝町、山手町、打越町)

廣島市告示第九号  
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十九条第一項但書の規定による建築許可について、同法第五十四条第一項の規定に基づき次のように公開による聴聞を行う。  
 昭和三十年一月二十八日  
 廣島市長 浜 井 信 三  
 一 開催日時 昭和三十年二月四日午前十時  
 二 開催場所 廣島市國泰寺町三九番地 廣島市庁舎内市長公室  
 三 申請者住所 廣島市油屋町四六番地  
 四 申請者氏名 宮 田 一 雄  
 五 建築場所 廣島市油屋町四六番地  
 六 用途概要 石油貯蔵庫(地下槽) 容量ガソリン九、九五〇リットル  
 七 地 域 商業地域  
 八 理 由 当該建築物は、建築基準法第四十九条第二項(別表第一(三)項第一号(四)項第二号)の建築制限に該当するので、同条同項但書の規定による許可に関し行うものである。

廣島市告示第十号

昭和三十年一月二十九日議会の議決を經た昭和二十九年廣島市歳入出予算追加の要領は、次の通りである。  
 この予算は、即日施行する。  
 昭和三十年一月二十九日

昭和29年度廣島市歳入出予算追加

款 項	目 目	前年度までの累計額	追加算入額	計	各 種 別		附 明	類 記
					節	金額		
6 国庫支出金		510,884,000	9,457,000	520,341,000				
1 国庫補助金	4 厚生費補助	510,884,000	9,457,000	520,341,000				
7 県支出金		29,120,000	3,271,000	32,391,000				
1 県交付金	1 交付金	13,186,000	3,271,000	16,457,000	① 交付金	3,271,000	衆議院議員選挙公費交付金	559,000
11 雑 取 入		77,407,000	946,000	78,353,000				
5 市税延滞金	1 市税延滞金	7,920,000	698,000	8,618,000	① 病院延滞金	698,000		
6 雑 入	1 雑 入	48,452,000	248,000	48,700,000	① 雑 入	248,000	保険料	248,000
12 市 債		429,000,000	6,000,000	435,000,000				
1 市 債	3 社会労働債	429,000,000	6,000,000	435,000,000	① 社会労働債	6,000,000	失業対策特別事業費公債	6,000,000
入 合 計		2,543,277,000	19,674,000	2,562,951,000				

廣島市長 浜 井 信 三

歳 出

款 項	目	前回の計額	追加額	計	各 目 附 明 細		記
					金額	目 附 明 細	
7 社 会 費	労働費	573,812,000	16,403,000	590,215,000			円
		274,148,000	16,403,000	290,551,000			
6 失 業 対 策 費	手当	1,800,000	137,000	1,937,000	137,000	超過勤務手当	133,000
					4,000	特殊勤務手当	4,000
2 旅 費	旅費	140,000	45,000	185,000	45,000	普通旅費	45,000
					1,000	労災補償費	1,000
3 報 償 費	報償費	107,000	1,000	108,000	1,000	臨時雇員給	396,000
					7,596,000	臨時雇員給	396,000
4 賃 金	賃金	199,111,000	7,596,000	206,707,000		人夫賃	7,200,000
							1人440円 延900人分 1人320円 延22,500人分
5 需 用 費	需用費	55,784,000	8,123,000	63,907,000	16,000	文具費	3,000
						消耗機材費	13,000
7 保 險 金	保険金	17,116,000	501,000	17,617,000		燃料費	3,000
						食糧費	20,000
12 選 挙 費	選挙費	14,905,000	3,271,000	18,176,000		印刷製本費	2,000
						光熱水料	50,000
					燃料及び損料	1,000	
					借料及び損料	20,000	
					委託料	20,000	
					修繕料	10,000	
					備品費	126,000	
					原材料費	7,875,000	
					諸資材費	7,875,000	
					保険料	501,000	
						労働者災害補償 その他保険料	

7 衆議院公費	衆議院公費	559,000	559,000	559,000			
1 諸 手 当	職員手当	105,000	105,000	105,000	105,000	超過勤務手当	105,000
						職金及び金	64,000
2 報 償 費	報償費	64,000	64,000	64,000	64,000	市内出張費	3,000
						市内出張費	3,000
3 旅 費	旅費	3,000	3,000	3,000	3,000	旅費	3,000
						旅費	3,000
4 賃 金	賃金	102,000	102,000	102,000	102,000	臨時雇員賃	102,000
						臨時雇員賃	102,000
5 需 用 費	需用費	285,000	285,000	285,000	95,000	文具費	37,000
						消耗機材費	58,000
1 報 酬	報酬	97,000	97,000	97,000	97,000	燃料費	33,000
						食糧費	13,000
2 諸 手 当	職員手当	399,000	399,000	399,000	399,000	印刷製本費	20,000
						光熱水料	1,000
3 報 償 費	報償費	1,200,000	1,200,000	1,200,000	5,000	通信運搬費	5,000
						広告料	1,000
4 旅 費	旅費	35,000	35,000	35,000	96,000	会場その他料	96,000
						借料及び損料	5,000
5 賃 金	賃金	221,000	221,000	221,000	16,000	修繕料	5,000
						備品費	16,000
8 衆議院議員選挙及び被選挙権者投票費	衆議院議員選挙及び被選挙権者投票費	2,712,000	2,712,000	2,712,000		管理費及び立	97,000
						管理費及び立	97,000
1 報 酬	報酬	97,000	97,000	97,000	97,000	超過勤務手当	399,000
						超過勤務手当	399,000
2 諸 手 当	職員手当	399,000	399,000	399,000	399,000	賃金及び	1,200,000
						賃金及び	1,200,000
3 報 償 費	報償費	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	普通旅費	27,000
						普通旅費	27,000
4 旅 費	旅費	35,000	35,000	35,000	35,000	市内出張費	8,000
						市内出張費	8,000
5 賃 金	賃金	221,000	221,000	221,000	221,000	臨時雇員給	221,000
						臨時雇員給	221,000
						1人260円 延850人分	

6 需用費	760,000		760,000	
	① 消耗品費	151,000	文具費	48,000
	② 燃料費	60,000	消耗機材費	103,000
	③ 食糧費	73,000	燃料費	60,000
	④ 印刷製本費	96,000	食糧費	73,000
	⑤ 光熱水料	1,000	印刷製本費	96,000
	⑥ 通信運搬費	47,000	光熱水料	1,000
	⑦ 広告料	113,000	通信運搬費	47,000
	⑧ 借料及び什料	127,000	広告料	113,000
	⑨ 修繕料	1,000	借料及び什料	127,000
	⑩ 備品費	91,000	修繕料	1,000
			備品費	91,000
			庁用器具費	85,000
		図書費	6,000	

歳入出差引残金なし

広島市告示第十号の二

昭和三十年一月二十九日市議会の議決を終了昭和二十九年広島市特別会計建設費歳入歳出予算追加更正の要領は、次の通りである。  
この予算は、即日施行する。

昭和三十年一月二十九日

昭和29年度広島市特別会計建設費歳入歳出予算追加更正

広島市長 浜 非 信 三

款 項	目	前回の計額	追加更正額	計	各 目 明 細	
					節	金額
1 公企業及び財産収入		72,059,000	5,769,000	77,828,000		円
		72,059,000	5,769,000	77,828,000		円
1 財産売却代金		72,059,000	5,769,000	77,828,000	① 財産売却金	5,769,000
					② 土地売却代金	5,769,000

3 国庫支出金		247,055,000	3,769,000	250,824,000		
1 国庫補助金		247,055,000	3,769,000	250,824,000		
	1- 建設費補助	247,055,000	3,769,000	250,824,000	① 建設費補助	3,769,000
					緊急就労対策補助	3,769,000
	歳入合計	755,834,000	9,538,000	765,372,000		

歳入出

款 項	目	前回の計額	追加更正額	計	各 目 明 細	
					節	金額
1 建設費		572,173,000	9,538,000	581,711,000		円
		572,173,000	9,538,000	581,711,000		円
19 緊急就労費		3,118,000	9,538,000	12,656,000		
	1 事務費	312,000	149,000	163,000		
					⑨ 賃金	44,000
					⑩ 通信運搬費	2,000
					⑪ 修繕料	24,000
					⑫ 保険料	79,000
					⑬ 賃料	908,000
					⑭ 燃料費	32,000
					⑮ 修繕料	95,000
					⑯ 請負費	10,645,000
					⑰ 原材料費	150,000
					⑱ 保険金	37,000
	2 工事費	2,806,000	9,687,000	12,493,000		
					① 賃料	908,000
					② 燃料費	32,000
					③ 修繕料	95,000
					④ 請負費	10,645,000
					⑤ 原材料費	150,000
					⑥ 保険金	37,000
	歳出合計	755,834,000	9,538,000	765,372,000		

歳入出差引残金なし

廣島市告示第十一号  
計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の規定に基き、  
廣島市の計量器定期検査を次のように実施する。  
昭和三十年一月三十一日  
廣島市長 浜 井 信 三

検査実施日	検査実施場所	検査実施区域	検査時間
三月一日	草津小学校	草津東町、草津本町、草津浜町	午前九時三十分から午後四時
二日	草津小学校	草津南町	午前九時三十分から午後四時
三日	派出所前	庚午町、庚午北町	午前九時三十分から午後四時
四日	古田小学校	古田町全域	午前九時三十分から午後四時
七日	己斐小学校	己斐町	午前九時三十分から午後四時
八日	出張所横	己斐町	午前九時三十分から午後四時
九日	福島隣保館	福島町、南三篠町	午前九時三十分から午後四時
十日	天満小学校	中広町、上天満町、西天満町、天満町	午前九時三十分から午後四時
十一日	天満小学校	小網町、堀町、三丁目、東観音町、二丁目、西観音町、二丁目、観音本町	午前九時三十分から午後四時
十四日	観音小学校	南観音町	午前九時三十分から午後四時
十五日	南観音食糧企業組合前	南観音町	午前九時三十分から午後四時
二十二日	廣島市役所	右区域全般	午前九時三十分から午後四時

但し、右の検査実施区域内における土地、建物その他の工作物に取り付けて使用する計量器及び運搬が著しく困難である場合、その他特別の事由により市長の許可を受けた計量器の検査は、次のように実施する。  
一、検査の期日 昭和三十年三月十六日から同年四月十五日まで  
一、検査の場所 その計量器所在の場所

廣島市告示第十二号  
廣島市平和記念都市建設事業東部復興土地地区画整理施行地区内の土地所有者及び関係者に対し特別都市計画法第十三条の規定による換地予定地指定通知書を交付したが、そのうち別紙の通り居所不明、受領拒否、その他のため交付不能につき耕地整理法第三十五条の規定に基き公示する。  
昭和三十年二月四日

換地予定地指定通知書  
廣島市平和記念都市建設事業東部復興土地地区画整理地区内の貴殿所有又は関係の土地に対し特別都市計画法第十三条の規定により別紙調査及び図面の通り指定する。  
一、この通知を受けた日の翌日より換地予定地の使用収益が出来る。但し、従前の土地は使用できない。  
一、建物その他工作物のある従前の土地が他人の換地予定地になったもの、また道路、公園その他公共用地になったものについてはおつて調査の上移転方通知する。  
一、換地予定地に他人の建物その他工作物がある時は、その換地予定地に関する調査に  
公示 送達 に関する調査

町名	番地	示符	土地所有者	関係者	事由
稲荷町	六三	B 9	住 重住孫一		換地異議により受領拒否
京橋町	九三	B 9	住 重住フサ		
大須賀町	五〇	B 33	住 津田正一		
的場町	五〇	B 52	住 保田富太郎		
大須賀町	五〇	B 73	住 保田八十吉		
荒神町	四二	B 67	住 中村春太郎		

これらの建物及び工作物の移転が完了するまでその土地を使用することが出来ない。それまでの間、従前の土地が使えるかと言えども又使えないことになる。又、従前の土地に建物その他工作物があるときは、これを取り除くまでは換地予定地を使うことが出来ない。現在道路の一部又は全部を換地予定地に指定せられたものは使用収益出来ない。これらの土地の使用開始の時期は別に通知する。  
一、従前の土地借地権その他の権利が設定せられていたものは、換地予定地の上に権利の内容も当然ついてゆくので、土地所有者と協議の上使用区分を決め使用収益せらる。  
一、換地予定地に建築物と新築、改築、増築する場合は、当方の現場明示を必ず受けること。  
一、換地予定地指定地区内の土地を売買、譲渡する場合は、当方に連絡し、協議の上でないとい不測の御迷惑を生ずる事がある。  
一、調査及び図面記載の坪数は、将来多少増減する事がある。  
一、その他不審の点は、廣島市東部復興事務所にお問い合わせ下さい。

町名	番地	示符	土地所有者	関係者	事由
愛宕町	二一三	A 85~1	中村ミ子		換地異議により受領拒否
白島中町	四五ノ八	A 125~1	大森 整		
平田屋町	四四		武田 満		
宝中町	三三		田村鎮太郎		
宝町	三三		佐伯 静人		
宝町	三三		佃 春登		
宝町	三三		石土宗 廣島大乗教会		
宝町	三三		松田 一之		
平野町	三三		藤並 俊夫		
平野町	三三		田中 誠作		
平野町	三三		川島 要		
平野町	三三		土井亮一郎		
千田町	三三		辰栄工業 株式会社		
千田町	三三		岡井 一		

地所有者及び借地権者に通知する。  
2 前項の通知は、別記第一号様式による土地地区画整理清算通知書により行う。  
第三条 清算金を徴収するときは、市長は、納付期限の少くとも十日前に、別記第二号様式による清算金納付告知書を清算金を納付する義務のある者(以下「納付義務者」といふ。)に交付する。  
第四条 納付義務者に対し、土地地区画整理施行地区内の土地に関する権利について、法第六条、第七条第一項若しくは第三項、第八条、令第四十四条又は耕地整理法(明治四十二年法律第三十号)第三十条第一項但書の規定による清算金又は法第十六条の規定による補償金を交付する場合には、その交付する清算金又は補償金は、その者から徴収する土地各筆又は各借地権ごとの清算金の金額の少ないものから順次にこれに充てる。但し、その補償金が耕地整理法第二十五条の規定により供託する必要のあるものであるときは、その補償金を交付すべき土地に関する権利について徴収する清算金のみ、これを充てる。  
第五条 市長は、清算金の徴収については、別記第三号様式による清算金徴収原簿によつてこれを整理記帳する。  
第六条 共有に係る権利に対する清算金の徴収及び交付は、共有者の代表者に対してこれを行うものとする。  
2 前項の場合において代表者がいない場合は、共有者の一人に対して清算金の徴収又は交付を行い、これによつて共有者全部に対する徴収及び交付を完了したものとみなす。  
第七条 土地に関する権利の分割譲渡があつた場合における清算金の額は、分割後の権利価格の割合に応じて定める。共有に係る権利の分割があつた場合においても、また同様とする。  
第八条 令第三十八条第二項の規定による清算金の分納許可申請は、第二条第一項の規定による通知を受けた日から十四日以内に別記第四号様式による清算金分納許可申

(図 面 省 略)

廣島市告示第十三号  
廣島市平和記念都市建設事業東部復興土地地区画整理清算事務取扱規程を次のように定める。  
昭和三十年二月四日

廣島市長 浜 井 信 三  
廣島市平和記念都市建設事業東部復興土地地区画整理清算事務取扱規程  
第一条 特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九号。以下「法」といふ。)第五條第一項の規定により施行する

廣島市平和記念都市建設事業東部復興土地地区画整理における清算事務の取扱については、法、特別都市計画法施行令(昭和二十一年勅令第四百二十二号。以下「令」といふ。)及び廣島特別都市計画事業東部復興土地地区画整理施行規定(昭和二十二年八月二十日廣島市告示甲第七十四号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。  
第二条 徴収又は交付すべき清算金額が決定したときは、市長は、その金額を、清算金の徴収又は交付を受ける土



住所	都府県	市区	町	丁目	番地	氏名	地 地	積 積	坪 坪	地 地	換 換	坪 坪	第 第	第 第	第 第	第 第	第 第	第 第	第 第	換地説明書 の部		No.	号
																				算 算	交 交		
住	都	区	町	丁	番	氏	地	積	坪	地	換	坪	第	第	第	第	第	第	第	概算交付金 及び概算交 付金に上る概 算交付金	概算交付金 交付金当分の 概算交付金	No.	号
所	府	市	村	目	地	名	積	積	坪	積	名	坪	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回
前	名	地	番	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地
の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積
別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別
地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地
地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地
積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積

註 1 正、副として二通複写により、作成すること。  
2 用紙寸法 縦 170㎜ 横 360㎜  
枠寸法 縦 140㎜ 横 130㎜

別記第二号様式

振替貯金口座番  
金口座番 廣公一 番 加 入 名 廣 島 市 収 入 役

徴収番号 第 期別区分 第 回

都府県 市区郡  
町村 丁目 番地

昭和 年度 特別会計建設費  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金

金 百 拾 万 千 百 拾 円

延滞金 日 円

督促手数料 円

延滞加算金 日 円

約期 昭和 年 月 日限り 日

上記の金額を領収しましたから  
通知します。

取りますための金融機関名

領収日付印

この部分は受付局から取りまとめ局(市金融庫)に送付され更にとりまとめの局(市金融庫)から収入役に送付する。

縦 155 ㎜ 横 360 ㎜  
縦 115 ㎜ 横 80 ㎜

用紙寸法  
枠寸法 (大)縦 115 ㎜ 横 80 ㎜  
(小)

振替貯金口座番  
金口座番 廣公一 番 加 入 名 廣 島 市 収 入 役

徴収番号 第 期別区分 第 回

都府県 市区郡  
町村 丁目 番地

昭和 年度 特別会計建設費  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金

金 百 拾 万 千 百 拾 円

延滞金 日 円

督促手数料 円

延滞加算金 日 円

約期 昭和 年 月 日限り 日

上記の金額を領収しましたから  
通知します。

取りますための金融機関名

領収日付印

この部分は受付局から取りまとめ局(市金融庫)に送付され更にとりまとめの局(市金融庫)から収入役に送付する。

縦 155 ㎜ 横 360 ㎜  
縦 115 ㎜ 横 80 ㎜

振替貯金口座番  
金口座番 廣公一 番 加 入 名 廣 島 市 収 入 役

徴収番号 第 期別区分 第 回

都府県 市区郡  
町村 丁目 番地

昭和 年度 特別会計建設費  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金  
換地清算徴収金

金 百 拾 万 千 百 拾 円

延滞金 日 円

督促手数料 円

延滞加算金 日 円

約期 昭和 年 月 日限り 日

上記の金額を領収しましたから  
通知します。

取りますための金融機関名

領収日付印

この部分は受付局から取りまとめ局(市金融庫)に送付され更にとりまとめの局(市金融庫)から収入役に送付する。

縦 155 ㎜ 横 360 ㎜  
縦 115 ㎜ 横 80 ㎜



水



都府県  
市 郡  
町  
丁目  
番地

殿

広島市建設局東部復興事務所  
広島市基町一番地

一 根拠法規について

この納額告知書は、特別都市計画法で進用する用地整理法及び都市計画法等の規定によつて発行されたものであります。

二 納期限までに納付されなかつた場合について

納期限までに納付されない場合には、二十日以内に督促状を発し、督促状の納期限までに完納せられないときは、国税徴収法の規定による滞納処分の手続きを進め、期限までに納付されなかつた場合は、納期限の翌日から納付又は滞納処分着手の前日までの日数に応じて百円につき一日四銭の延滞金を納付しなければならぬこととなります。また督促状が発せられたときには督促状一連につき二十円の督促手数料が徴収せられる外、その指定期限の翌日から清算金完納の日までの日数に応じて百円につき一日四銭の場合に延滞加算金が発生せられます。

注意 事項

一 住所、氏名、名称の変更又は権利の譲渡等の移動があった場合は、すみやかに届出下さい。  
二 納付を許可せられた場合、許可後に納付すべき金額を繰り上げて納付しようとするときは届出して下さい。  
三 御不明の点がありましたら広島市基町広島市建設局東部復興事務所へお問い合わせ下さい。

別記第三号様式

第 工区

第 清算

第 金 徴 収 原 簿

第 部

頁

(表)

納 地 説 明 書 の 第 幾 頁 記 事 第 号	住 所 郡 府 県	町 村	番 地	丁 目	市 郡	町 村	番 地	所 長
消 算 徴 収 金 金	分 割 納 付	分 割 納 付	分 割 納 付	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長
概 算 金	金 子 金	金 子 金	金 子 金	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長
金	金 子 金	金 子 金	金 子 金	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長
① 清算徴収金額	金	金	金	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長
② 徴収金	金	金	金	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長
③ 利	金	金	金	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長
④ 子	金	金	金	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長
⑤ 計	金	金	金	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長
⑥ 金	金	金	金	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長
⑦ 金	金	金	金	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長
⑧ 金	金	金	金	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長
⑨ 金	金	金	金	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長
⑩ 金	金	金	金	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長
⑪ 金	金	金	金	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長
⑫ 金	金	金	金	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長
⑬ 金	金	金	金	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長
⑭ 金	金	金	金	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長
⑮ 金	金	金	金	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長
⑯ 金	金	金	金	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長
⑰ 金	金	金	金	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長
⑱ 金	金	金	金	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長
⑲ 金	金	金	金	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長
⑳ 金	金	金	金	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長
㉑ 金	金	金	金	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長
㉒ 金	金	金	金	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長
㉓ 金	金	金	金	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長
㉔ 金	金	金	金	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長
㉕ 金	金	金	金	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長
㉖ 金	金	金	金	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長
㉗ 金	金	金	金	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長
㉘ 金	金	金	金	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長
㉙ 金	金	金	金	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長
㉚ 金	金	金	金	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長
㉛ 金	金	金	金	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長
㉜ 金	金	金	金	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長
㉝ 金	金	金	金	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長
㉞ 金	金	金	金	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長
㉟ 金	金	金	金	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長
㊱ 金	金	金	金	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長
㊲ 金	金	金	金	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長
㊳ 金	金	金	金	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長
㊴ 金	金	金	金	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長
㊵ 金	金	金	金	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長
㊶ 金	金	金	金	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長
㊷ 金	金	金	金	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長
㊸ 金	金	金	金	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長
㊹ 金	金	金	金	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長
㊺ 金	金	金	金	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長
㊻ 金	金	金	金	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長
㊼ 金	金	金	金	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長
㊽ 金	金	金	金	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長
㊾ 金	金	金	金	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長
㊿ 金	金	金	金	納 間	自 至	年 月 日	年 月 日	係 長

一平

昭和 年 月 日	告知書發送	昭和 年 月 日	告知書發送	昭和 年 月 日	告知書發送	昭和 年 月 日	告知書發送	昭和 年 月 日	告知書發送	昭和 年 月 日	告知書發送
第7回納期	昭和 年 月 日	第8回納期	昭和 年 月 日	第9回納期	昭和 年 月 日	第10回納期	昭和 年 月 日	第11回納期	昭和 年 月 日	計	
均等分納額金	円	均等分納額金	円	均等分納額金	円	均等分納額金	円	均等分納額金	円	合計	
延滞金	円	延滞金	円	延滞金	円	延滞金	円	延滞金	円		
督促手数料金	円	督促手数料金	円	督促手数料金	円	督促手数料金	円	督促手数料金	円		
延滞加算金	円	延滞加算金	円	延滞加算金	円	延滞加算金	円	延滞加算金	円		
領收済印		領收済印		領收済印		領收済印		領收済印			
領收照合		領收照合		領收照合		領收照合		領收照合			
領收檢		領收檢		領收檢		領收檢		領收檢			
告知書發送	昭和 年 月 日	告知書發送	昭和 年 月 日	告知書發送	昭和 年 月 日	告知書發送	昭和 年 月 日	告知書發送	昭和 年 月 日		

註 用紙寸法 縦380耗 横 270耗  
 枠寸法 縦330耗 横 250耗

清算金分割納付計算

清算徴収金	金	円	分納年月日	昭和 年 月 日	分納回数	回	分納年月日	昭和 年 月 日	分納許可	第	号	課長
分納回数	2		分納年月日	昭和 年 月 日	分納回数	回	分納年月日	昭和 年 月 日	分納許可	第	号	課長
均等納付額	2		均等納付額	2		均等納付額	2					
第一回		522610.8374	第一回		522610.8374	第一回		522610.8374				
第二回		49261.08374	第二回		49261.08374	第二回		49261.08374				
第三回		50738.91626	第三回		50738.91626	第三回		50738.91626				
第四回		34323.33625	第四回		34323.33625	第四回		34323.33625				
第五回		25358.37922	第五回		25358.37922	第五回		25358.37922				
第六回		26119.13060	第六回		26119.13060	第六回		26119.13060				
第七回		2119.47295	第七回		2119.47295	第七回		2119.47295				
第八回		17922.08742	第八回		17922.08742	第八回		17922.08742				
第九回		15583.15114	第九回		15583.15114	第九回		15583.15114				
第十回		13830.71736	第十回		13830.71736	第十回		13830.71736				
第十一回		12469.30651	第十一回		12469.30651	第十一回		12469.30651				
合計		11381.90258	合計		11381.90258	合計		11381.90258				

別記第五号様式

第 工区No.

清算金分納許可書

広建復第 昭和 年 月 日 号 広島平和記念都市建設事業復興土地地区画整理施行者 広島市長 氏 名

都府県 区郡市 町村 丁目 番地

殿

昭和 年 月 日付をもって申請のあつた広島平和記念都市建設事業復興土地地区画整理地区 第 工区内の清算金の分納については、下記の通り毎回の納付金額及び納付期限を付して許可する。

納付すべき清算金 (但し 元利合計) 金 円

分納内訳

分納許可額及び期日

Table with columns for installment number, principal, interest, total, and date. Includes rows for installments 1 through 11 and a total row.

註 正副として二通複写により作成すること。

別記第六号様式(第十条)

第 工区No.

清算金繰上納付申請書

昭和 年 月 日 申請人 住所 都府県 区郡市 町村 丁目 番地

氏名

広島市長 氏 名 殿

昭和 年 月 日付第 号で許可された第 工区の清算金分納について広島市平和記念都市建設事業復興土地地区画整理清算事務取扱規程第10条第1項の規定により下記の通り繰上納付を申請します。

記

Table for installment details with columns for amount paid, number of installments, and amount to be paid. Includes rows for total amount, number of installments, and amount per installment.

別記第四号様式

(表)

第 工区No.

清算金分納許可申請書

昭和 年 月 日 申請人 住所 都府県 区郡市 町村 丁目 番地

氏名

広島市長 氏 名 殿

昭和 年 月 日付で通知を受けた第 工区内の清算金額 円の納付については、広島平和記念都市建設事業復興土地地区画整理清算事務取扱規程第8条第1項の規定により、下記の通り分納許可を申請いたします。

記

Table for land details with columns for land type, rights, amount, and summary. Includes sub-headers for 'land before consolidation' and 'land after consolidation'.

記載上その他の注意

- 1 清算金の分納を希望されるときは本紙に必要事項を記入の上土地地区画整理清算金通知書を受けた日から14日以内に提出して下さい。
2 土地地区画整理清算金通知書に供託すべき金額の記載あるものについては、同意書を必要とします。もし、同意が得られないときは、その金額を除いた金額についてのみ分納することができます。
3 次の表によつて貴殿に対する清算徴収金が何回に分割して納付することができるかをみて下さい。各回の期間は6ヶ月です。

Table showing installment options for different total amounts (5000 to 50000) and installment counts (1 to 11).

- 4 上記の回数より少くない回数で分納しようとするときは、その回数を記入下さい。
5 第1回の納付金額は清算金の総額を分納の回数で除して得た額を下ることはできません。
6 第1回の納付金額を分納の回数で除して得た額よりこえて納付しようとするときは摘要欄に第1回分納金何円と記入して下さい。
7 第2回以後の分納金は第1回の納付期限の翌日から年6分の利子を付し、毎回均等に納付することになります。
8 氏名若しくは名称又は住所等の変更があつたときには変更のあつたときから10日以内に届け出て下さい。
9 御不審の点は広島市建設局東部復興事務所にお問い合わせ下さい。

別記第七号様式

(表)

第 工区 清算金交付原簿

受領住所	都府県	区郡市	町	丁目	番地	都府県	区郡市	町	丁目	番地	所長		
権利者氏名											課長		
換地説明書	甲	号	の	部	第	頁	記事	清算金通知	第	号	係長		
清算交付金	金	円	分割	交付	期間	自昭和	年	月	日	至昭和	年	月	日
概交付金	金	円	交付	回数	分割	交付	金	円	利息	金	円	係	
差引清算交付金額	金	円	算	式	概算交付金がなく分割交付でない場合 概算交付金があり分割交付でない場合 概算交付金がなく分割交付の場合 概算交付金があつて分割交付の場合		①の金額をそのまま③に記載のこと ③ = ① - ② ③ = ① + ② ③ = ① - ② + ③						

回数	元金	利息	計	累計	交付期限	請求年月日	支出命令	起案年月日	支払済年月日	摘要
第1回					昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	
第2回					昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	
第3回					昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	
第4回					昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	
第5回					昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	
第6回					昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	
第7回					昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	
第8回					昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	
第9回					昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	
第10回					昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	
第11回					昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	
合計										

注 用紙寸法 縦 380 耗 横 270 耗  
枠寸法 縦 330 耗 横 250 耗

(裏)

清算金分割交付計算

分納回数	回数	元金	利息	計	累計	元金	利息	計	累計	元金	利息	計	累計
第1回	2	50,000円		50,000円									
第2回	3	50,030円	52,261,08374	50,030円	26,902,70452								
第3回	4	50,000円	35353,03633	50,000円	23,902,70452								
第4回	5	50,000円	49261,08374	50,000円	24,619,78566								
第5回	6	50,000円	33323,62742	50,000円	25,358,37922								
第6回	7	50,000円	34323,33625	50,000円	26,119,13060								
第7回	8	50,000円	26119,13060	50,000円	19,982,53648								
第8回	9	50,000円	20582,01258	50,000円	15,459,75004								
第9回	10	50,000円	19982,53648	50,000円	16,401,24882								
第10回	11	50,000円	17400,08488	50,000円	15,923,54255								
第11回	12	50,000円	16401,24882	50,000円	13,442,15444								
合計													

別記第十号様式

第 工区 同意書

広島平和記念都市建設事業東部復興土地地区画整理施行により広島市長から払渡しを受ける下記土地についての金銭を土地所有者に支払うことに同意いたします。

昭和 年 月 日 住所 都府県 区郡市 町村 丁目 番地

債権者 広島市長 氏名 殿 記

Table with columns for 権利種別, 従前の土地 (町名, 地番, 符号), 換地 (町名, 地番, 符号), 交付清算金 (円), and 摘要.

備考 債権者の印鑑証明を添付のこと

第 工区 同意書

広島平和記念都市建設事業東部復興土地地区画整理施行により広島市長から払渡しを受ける下記土地に地上権賃借権についての金銭を地上権賃借者に支払うことに同意いたします。

昭和 年 月 日 住所 都府県 区郡市 町村 丁目 番地

債権者 広島市長 氏名 殿 記

Table with columns for 権利種別, 従前の土地 (町名, 地番, 符号), 換地 (町名, 地番, 符号), 交付清算金 (円), and 摘要.

備考 債権者の印鑑証明を添付のこと

別記第八号様式

第 工区No. 清算金分割交付通知書

Table for 清算金分割交付通知書 with columns for 住所 (都府県, 区郡市, 町村, 丁目, 番地), 氏名, 回数, 元金, 利子, 計, 交付期限, and 摘要.

註 正副として二通複写により作製すること。

別記第九号様式

第 工区 供託調書の部 頁

Table for 供託調書 with columns for 債権者 (住所, 氏名又は名称), 債権者 (住所, 氏名又は名称), 権利の種別, 債権額 (金, 円), 備考, 登記年月日, and 期日.

住所氏名 又は名称	権利 の 種別	従前の土地		換地		清算 交付 金	補償金 清算金に 充当する 補償金	補償金 清算金に 充当する 補償金	清算金と 相殺する 補償金	徴収す べき 清算金	交付 補償金	換地 説明書 の 買 換 金 額	摘 要
		町名 番地 符号	町名 番地 符号	町名 番地 符号	町名 番地 符号								

(14 行 中 略)

注 用紙寸法 縦 270 ㎜ 横 520 ㎜ 枠寸法 縦 220 ㎜ 横 460 ㎜

◎水道局事項

広島市水道局指定工事店規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
昭和二十九年八月十六日

広島市水道事業管理者  
広島市水道局長 寺西正雄

広島市水道局規程第九号  
広島市水道局指定工事店規程の一部を改正する規程

広島市水道局指定工事店規程(昭和二十八年広島市水道局規程第二号)の一部を次のように改正する。

第三号中「左の各号の一に該当するもののうちから」を「左に掲げる条件を具備するもののうちから」に改める。  
第七号の本文に次の但書を加え、第三号を第四号とし、以下順次繰り下げ、第二号の次に第三号を、第十一号の次に第十二号をそれぞれ次のように加える。

但し、第二号、第三号、第四号及び第七号については、新規開業であつてこれらの書類を具備することができない場合は、理由を述べてこれを提出しないことができる。  
三 建設業法登録証明書  
十二 法人については登記簿謄本及び定款  
第十号第一項中「保証金として金一万円」を「保証金として金二万円」に改める。  
第十三条中「技術者の変更その他重要な異動があつた場合は、」を「技術者又は配管工の異動その他重要な変更があつた場合は、」に改める。  
第十六条中「管理者の承認した」を「管理者が定める」に改める。  
第二十一条第一項中第五号を第七号とし、第一号を次のように改め、第四号の次に第五号及び第六号を次のように加える。

一 法規に違反する行為があつたとき  
五 第十条に定める期限内に保証金を納付しないとき  
六 第十三条に定める届出をしないとき  
第二十三条の次に第二十四条を次のように加える。  
工事店の店主は、自己が雇用する使用人の行為については、その責任をまぬがれることはできない。  
附 則  
この規程は、公布の日から施行する。  
広島市水道局職員住宅貸与規程を次のように定める。  
昭和二十九年九月一日  
広島市水道事業管理者  
広島市水道局長 寺西正雄  
広島市水道局規程第十号  
広島市水道局職員住宅貸与規程  
(目的)  
第一条 水道局職員に貸与する職員住宅については、特別の定があるものを除く外、この規程の定めるところによる。  
(定義)  
第二条 この規程において「職員住宅」とは、水道局(以下「局」という。)が、その事務及び事業の円滑な運営に資する目的をもって、局職員及び主としてその収入により生計を維持する者を居住させるため設置する住宅をいう。  
(種類)  
第三条 職員住宅は、これを左の通り区分する。  
一 一般職員住宅  
二 現業所附属住宅  
(管理)  
第四条 職員住宅に関する一般事務は、総務課長が行う。  
総務課長は、職員住宅台帳を備えて、左の事項を記載しなければならない。  
一 所在地  
二 敷地の坪数  
三 建物の坪数  
四 建築費又は評価額  
五 備品目録  
六 使用者の所属、職名及び氏名  
七 その他必要な事項  
第五条 職員住宅の管理責任者は、次の通りとする。  
一 一般職員住宅は、総務課長  
二 現業所附属住宅は、所管課長  
(一般職員住宅)  
第六条 一般職員住宅は、職務に関連して、局の事務又は事業の運営に必要と認められる場合において、第七条に掲げる者以外の職員に、有料で貸与する。  
(現業所附属住宅)  
第七条 現業所附属住宅は、左に掲げる職員であつて、管理者が必要と認める者に対し、無料で貸与する。  
一 本来の職務に伴つて、通常の勤務時間外において、生命若しくは財産を保護するための非常勤務又はこれらと類似の性質を有する勤務に従事しなければならない者  
二 事務所等の管理責任者であつて、その職務を遂行するために事業所の構内に居住しなければならない者  
管理者は、前項に該当する者に対し、その住宅を指定して入居を命ずることがある。  
(使用料)  
第八条 職員住宅の使用料は、前納とし、その月額は、別表の通りとする。  
使用が一月に満たないものは、日割計算によつて徴収する。  
第九条 前条の使用料の基準は、主として、同一の大きさ、場所及び条件の民間住宅に対する法定又は公定の標準家賃、法定又は公定の家賃がない場合においては、同一又は類似の場所において比較することのできる民間住宅に対する家賃を考慮して定める。

(職員住宅の使用)  
第十条 職員住宅を使用しようとする者は、使用申込書(様式第一)を管理者に提出し、その使用許可を受けなければならない。

(居住者の保管義務)

第十一条 居住者は、住宅を、自己の財産におけると同一の注意をもつて保管し、火災その他の災害に注意を払い、住宅を常に正常な状態において維持しなければならない。

(居住者の履行すべき事項)

第十二条 職員住宅の貸与を受ける者は、左の各号に掲げる事項を履行しなければならない。

一 使用許可を受けた日から十日以内に、指定された住宅に入居すること。

二 職員住宅の全部又は一部を他に貸し付けないこと。

三 職員住宅を滅失又は損じた場合、その住宅の管理責任者において、その滅失又は損が居住者の故意又は過失によるものであると認めるときは、これを原形に復し、又はその費用を弁償すること。

四 職員住宅を明け渡そうとするときは、退去届(様式第二)を五日前までに提出し、職員住宅を正常な状態において引き渡すこと。

第十三条 居住者は、職員住宅及びその附属物の原形を変更してはならない。但し、管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

第十四条 天災及び時の経過その他居住者の責に帰するところの事由により、職員住宅が損又は汚損したときは、その修復に要する費用は、局が負担する。

(職員住宅の明渡し)  
第十五条 職員住宅の貸与を受けた者が、左の各号の一に該当する場合には、それぞれ事由につき定められた期間内にその職員住宅を明け渡さなければならない。但し、管理者が特に必要と認めるときは、期間を伸縮することができる。

一 退職、休職及転職のとき。発令の日から二十日

二 他の職員住宅へ転居を命ぜられ、又は入居の指定を変更されたとき。受令の日から十五日

三 死亡のとき。死亡の日から五十日

四 前各号以外の事由で明渡しを命ぜられたとき。受令の日から三十日

前項但書の規定により、期間を延長する場合であつても、それぞれの起算日から九十日をこえてはならない。

(使用許可の取消等)

第十六条 管理者は、左の各号の一に該当するときは、職員住宅の使用許可を取り消し、又は使用者に対し必要な処置を命ずることがある。

一 故なく第十二条第一号に期定する期間内に入居しないとき。

二 職員住宅の全部又は一部を他に転貸したとき。

三 使用料の支払いを怠つたとき。

四 この規程に違反したとき。

五 その他職員住宅の管理上必要と認められたとき。

(申込書の経由)

第十七条 この規程によつて提出する申込書及び諸届は、所属課長及び総務課長を経由しなければならない。

附 則

1 この規程は、昭和二十九年十一月一日から施行する。

2 この規程施行の際、現に職員住宅に居住するものは、それぞれこの規程により当該職員住宅に居住を指定せられ、又は居住を命ぜられ若しくは使用の許可を得たもの

とみなす。

別表 職員住宅の使用料額

種別	所在地	使用料、月額
一般職員住宅		
一般職員住宅		
一般職員住宅		
一般職員住宅		

様式第一

職員住宅の使用申込書

一、職員住宅の所在地、種別、構造

何々につき、右職員住宅を使用したいので、

御許可下さるようお願いいたします。

なお、使用御許可の上は、広島市水道局職員住宅

貸与規程をかたく守ることを誓います。

年 月 日

管理者 殿 職名 氏 名 印

備考 二部提出する。(一部は許可書として本人に交付する。)

様式第二号

職員住宅退去届

一、職員住宅の所在地、種別、構造

何々につき、年 月 日限り退去いたしますからお届けします。

年 月 日

所 属 職 名 氏 名 印  
転居先 殿

管理者 殿

広島市水道局臨時職員の手当に関する特例の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和二十九年十月一日

広島市水道事業管理者

広島市水道局長 寺 西 正 雄

広島市水道局臨時職員の手当に関する特例の一部を改正する規程

広島市水道局臨時職員の手当に関する特例(昭和二十八年広島市水道局規程第三十号)中「昭和二十九年七月一日現在において、」を「昭和二十九年十月一日現在において、」に改める。

附 則

この規程は、昭和二十九年十月一日から施行する。

広島市水道局被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和二十九年十一月二十日

広島市水道事業管理者

広島市水道局長 寺 西 正 雄

広島市水道局被服貸与規程の一部を改正する規程(昭和二十七年広島市水道局規程第十一号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

2 被服の貸与を受けた職員は、職務に従事するときは、常にこれを着用しなければならない。但し、補修又は洗濯その他やむを得ない事由により着用できないときは、この限りでない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

広島市水道局臨時職員の手当に関する特例の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和三十年一月一日

広島市水道事業管理者

広島市水道局長 寺 西 正 雄

広島市水道局臨時職員の手当に関する特例(昭和二十八年広島市水道局規程第三十号)中「昭和二十九年十月一日現在において、」を「昭和三十年一月一日現在において、」に改める。

附 則

この規程は、昭和三十年一月一日から施行する。

◎選挙管理委員会事項

広選管告示第二号

農業委員会委員選挙人名簿を広島市役所において二月二十日から十五日間縦覧に供する。

昭和三十年一月十七日

広島市選挙管理委員会

委員長 平 井 憲 太郎

広選管告示第三号

昭和二十九年十二月七日執行の広島県知事選挙において、政治資金規正法第十三条の規定による政党協会その他の団体の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、次の通りである。

昭和三十年一月十八日

広島市選挙管理委員会

委員長 平 井 憲 太郎

政治資金規正法第十三条の規定による報告書

一 選挙の種類 昭和二十九年十二月七日執行広島県知事選挙

二期 自昭和二十九年十一月十二日

至昭和二十九年十二月七日

三 報告書の要旨

団体名	寄附及び収入の総額	一件千円以上の寄附の総額	一件千円以上の支出の総額	一件千円以上の支出の総額	報告書受理年月日
日本社会党広島支部	なし	なし	なし	なし	昭三〇、一、一八
日本電気産業労働組 合中国地方広島県支 部中電本店分会	なし	なし	なし	なし	昭三〇、一、一〇
日本電産労働組 合広島西営業所分会	なし	なし	なし	なし	昭三〇、一、一〇
自由党広島支部	なし	なし	なし	なし	昭三〇、一、一七
三 條 愛 郷 会	なし	なし	なし	なし	昭三〇、一、一〇
広島県歯科医師連盟	なし	なし	なし	なし	昭三〇、一、一四
広島市農民同盟	なし	なし	なし	なし	昭三〇、一、一〇

四 主要な寄附者及び支出  
 (一) 寄附者 該当なし  
 (二) 支出 該当なし

広選管告示第四号

政治資金規正法第十二条の規定による報告書の要旨は、次の通りである。  
 昭和三十年一月十八日  
 広島市選挙管理委員会  
 委員長 平 井 憲 太郎

種類	政治資金規正法第十二条による報告書	報告書受理年月日
一 種 類	自昭和二十九年七月一日 至昭和二十九年十二月三十一日	昭三〇、一、一六
二 期 間	同上	
三 報 告 書 の 要 旨	政治資金規正法第十二条による報告書	
四 主要な寄附者及び支出	該当なし	
五 支 出	該当なし	

広選管告示第六号

左のとおり広島市選挙管理委員会を招集する。  
 昭和三十年一月二十八日  
 広島市選挙管理委員会  
 委員長 平 井 憲 太郎

- 一、招集日時 昭和三十年一月三十一日午前十時
- 一、招集場所 広島市役所
- 一、議 題 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査投票における開票管理者、投票管理者並びに同上職務代理者の選任について

広選管告示第七号

選挙運動のためにする立会演説会開催の単位及び区域を定める件(昭和二十七年九月九日広選管告示甲第二十二号)の定めるところにかかわらず、七単位として開催の場所を別紙の通り定め、次の選挙から実施する。  
 昭和三十年二月一日  
 広島市選挙管理委員会  
 委員長 平 井 憲 太郎

区域	単位
中東部	大須賀町 二葉の里 上柳町 橋本町 上流川町 磯町 鉄砲町 八丁堀 山口町 下柳町 堀川町 胡町 石見屋町 東胡町 斜屋町 銀山町 薬研 堀 三川町 下流川町 弥生町 平塚町 田中町 竹屋町 鶴見町 宝町 富士見町 昭和町 小町 国泰寺町 雑魚場町 東千田町 千田町二丁目 千田町二丁目 千田町三丁目 南千田町 南竹屋町 平野町
東部	矢賀町 矢賀新町一丁目 矢賀新町二丁目 矢賀新町三丁目 矢賀新町四丁目 矢賀新町五丁目 矢賀新町六丁目 矢賀新町七丁目 尾長町 曙町一丁目 曙町二丁目 曙町三丁目 曙町四丁目 曙町五丁目 曙町六丁目 若草町 愛宕町 東蟹屋町 松原町 猿橋橋町 荒神町 西蟹屋町 南蟹屋町 大州町 仁保町の内(通称 青崎 東青崎 堀越 向洋本町 向洋中町 向洋大原町 小磯 洲崎 作木 本浦に属する区域) 東雲町 段原末広町 段原新町 段原山崎町 段原日出町 段原東浦町 段原中町 南段原町 台屋町 京橋町 稲荷町 比治山町 金屋町 的場町 段原大畑町 松川町 桐木町 土手町 段原町
西部	東観音町二丁目 観音本町 西観音町二丁目 福島町 南三條町 己斐町 庚午北町二丁目 庚午北町三丁目 庚午北町四丁目 庚午北町五丁目 庚午北町六丁目 庚午北町七丁目 庚午北町八丁目 庚午北町九丁目 庚午北町十丁目 庚午北町十一丁目 庚午北町十二丁目 古田町 草津町 広瀬北町 広瀬元町 寺町 上天満町 中広町 新庄町 大芝町 三滝町 楠木町二丁目 楠木町三丁目 楠木町四丁目 楠木町五丁目 三條本町一丁目 三條本町二丁目 三條本町三丁目 三條本町四丁目 横川町一丁目 横川町二丁目 横川町三丁目 打越町 山手町 牛田町 東白鳥町 西白鳥町 白鳥九軒町 白鳥東中町 白鳥中町 白鳥北町 白鳥西中町
東南部	仁保町の内(日宇那 丹那 大河に属する区域) 旭町 出汐町 霞町 比治山公園 比治山本町 皆実町一丁目 皆実町二丁目 皆実町三丁目 翠町 似島町 元宇品町 水上 金輪島 宇品町
西南部	大手町六丁目 大手町七丁目 大手町八丁目 大手町九丁目 木挽町 元柳町 中島新町 水主町 吉島町 吉島羽衣町 吉島本町 河原町 舟入町 舟入仲町 舟入本町 舟入幸町 舟入川口町 舟入南町二丁目 舟入南町三丁目 舟入南町四丁目 舟入南町五丁目 舟入南町六丁目 江波町 南観音町 南観音町(三菱)
中部	基町 東魚屋町 立町 研屋町 紙屋町 平田屋町 播磨屋町 草屋町 鉄砲屋町 塩屋町 中町 下中町 袋町 尾道町 新川場町 猿楽町 西魚屋町 鳥屋町 細工町 横町 大手町一丁目 大手町二丁目 大手町三丁目 大手町四丁目 大手町五丁目 中島本町 天神町 材木町 西引御堂町 九軒町 横堀町 錦町 北極町 新市町 空鞆町 鷹匠町 鍛冶屋町 左官町 塚本町 十日市町 西大工町 猫屋町 櫻町 油屋町 堺町一丁目 堺町二丁目 堺町三丁目 堺町四丁目 西地方町 西新町 小網町 天満町 西天満町 東観音町一丁目 西観音町一丁目

広選管告示第八号

公職選挙法第五十八条第一項の規定により、立会演説会開催告知の掲示場所を定める件(昭和二十七年九月七日広選管告示甲第十七号)の定めるところにかかわらず、七単位で開催の場合を別紙の通り定め、次の選挙から実施する。  
 昭和三十年二月一日  
 広島市選挙管理委員会  
 委員長 平 井 憲 太郎

区域	単位
西部	東観音町二丁目 観音本町 西観音町二丁目 福島町 南三條町 己斐町 庚午北町二丁目 庚午北町三丁目 庚午北町四丁目 庚午北町五丁目 庚午北町六丁目 庚午北町七丁目 庚午北町八丁目 庚午北町九丁目 庚午北町十丁目 庚午北町十一丁目 庚午北町十二丁目 古田町 草津町 広瀬北町 広瀬元町 寺町 上天満町 中広町 新庄町 大芝町 三滝町 楠木町二丁目 楠木町三丁目 楠木町四丁目 楠木町五丁目 三條本町一丁目 三條本町二丁目 三條本町三丁目 三條本町四丁目 横川町一丁目 横川町二丁目 横川町三丁目 打越町 山手町 牛田町 東白鳥町 西白鳥町 白鳥九軒町 白鳥東中町 白鳥中町 白鳥北町 白鳥西中町
東南部	仁保町の内(日宇那 丹那 大河に属する区域) 旭町 出汐町 霞町 比治山公園 比治山本町 皆実町一丁目 皆実町二丁目 皆実町三丁目 翠町 似島町 元宇品町 水上 金輪島 宇品町
西南部	大手町六丁目 大手町七丁目 大手町八丁目 大手町九丁目 木挽町 元柳町 中島新町 水主町 吉島町 吉島羽衣町 吉島本町 河原町 舟入町 舟入仲町 舟入本町 舟入幸町 舟入川口町 舟入南町二丁目 舟入南町三丁目 舟入南町四丁目 舟入南町五丁目 舟入南町六丁目 江波町 南観音町 南観音町(三菱)
中部	基町 東魚屋町 立町 研屋町 紙屋町 平田屋町 播磨屋町 草屋町 鉄砲屋町 塩屋町 中町 下中町 袋町 尾道町 新川場町 猿楽町 西魚屋町 鳥屋町 細工町 横町 大手町一丁目 大手町二丁目 大手町三丁目 大手町四丁目 大手町五丁目 中島本町 天神町 材木町 西引御堂町 九軒町 横堀町 錦町 北極町 新市町 空鞆町 鷹匠町 鍛冶屋町 左官町 塚本町 十日市町 西大工町 猫屋町 櫻町 油屋町 堺町一丁目 堺町二丁目 堺町三丁目 堺町四丁目 西地方町 西新町 小網町 天満町 西天満町 東観音町一丁目 西観音町一丁目



田中町 三叉路	谷口律子
山陽高校前	市揭示板
富士見橋 東詰	沖原義顯
比治山橋 西詰	桐原シゲ子
鶴見橋 西詰	市揭示板
保健所前	広島タクシー 富士見支店
宝町派出所前	上河清三郎
比治山橋バス停留所前	柴田商店
平野町	ホームラン長屋 手前板塀
平野町	平和アパート前
富士見橋 西詰	
富士見町 保健所裏側	
平塚町	金比羅湯前
堀川町	宝塚劇場横板塀
三川町	とうかさん前
昭和町	市営アパート 中央部
雑魚場町	市役所裏側
小町	中国電力 K・K・裏側
市役所前	揭示板
白神社電停前	たばこ店
鷹野橋電停前	市揭示板
千田町一丁目 大学前	積善館
南大橋 東詰	丸橋商店

千田町二丁目 貯金局裏	自動車修理工場 板塀
修道高校 入口	市揭示板
修道高校 正門前	
電鉄前電停前	キツプ売場横板塀
千田小学校前	杉本春一
南竹屋町	東儀病院前板塀
東千田町	広大北側正門前
廣大工学部前	
千田町二丁目	電鉄車庫横
観音本町 九三三〇二	畑 忠夫
観音本町 八八八ノ一	山崎泰蔵
西観音町二丁目 九五	中吉太郎蔵
東観音町二丁目 二六〇	鈴木重弘
観音本町 九八三	神田 逸
東観音町二丁目 一、三二一	田中耕助
南三篠 西詰	揭示板
南三篠 西授産場	揭示板
福島橋 西詰	伊藤九三郎
福島本町 広島バス福島停留所	角田善之助
福島電停前	揭示板
福島町 公営住宅	冠キヨノ
福島町 五一五	菊川甚吉
己斐橋 西路切前	伊藤千秋

己斐食糧配給所前	齊藤六蔵
己斐小学校前	沖本直次郎
己斐上町 大倉八百屋前	揭示板
己斐山中タバコ店前	山中宮三郎
己斐東本町	榊川履物店
己斐中本町	和田自転車預所
己斐電車終点	鉄欄
己斐中本町 マーケット	柴田帽子 クリーニング
日通己斐支店前	電鉄板塀
己斐西踏切前	浜田勝助商店
旭山神社下	森広シエ
己斐西本町	坂井数男
己斐消防署前	印刷所
庚午北町七丁目	揭示板
己斐橋東詰	菊川 実
庚午北町十三丁目	農協庚午支所
庚午市住入口	蘭 貴久
庚午市住中央	揭示板
草津橋西詰	揭示板
草津浜町	立石果実店
草津南町	戸野自転車店隣 揭示板
草津本町	小川早苗
草津電停前	市揭示板

立会 演説会開催揭示場所	
矢賀町 矢賀小学校前	市揭示板
矢賀町岩鼻 三叉路	市揭示板
矢賀町 矢賀駅前	市揭示板
矢賀新町七丁目 府中大橋西詰	児玉一男
尾長町山根東 東北部	市揭示板
尾長町 尾長小学校前	岡田 碧
尾長町片河 三叉路	市揭示板
尾長町 国善寺前	市揭示板
愛宕町 尾長出張所前	市揭示板
若草町 市営住宅	市揭示板
若草町 広島駅前東側	市揭示板
愛宕町 愛宕踏切西	理髮店
荒神町 東鹽屋踏切西	タバコ店
猿橋 東詰	信用金庫
松原町 広島駅前西側	スタンド・ エキマエ
東堀越 バス停留所前	切符売場
向洋大原入江北	今田幸三
仁保町青崎 出張所前	市揭示板
大洲町四丁目 バス停留所	市揭示板
大洲町一丁目 バス停留所	宮川自転車店
西鹽屋町 大須口駅前	駅便所
荒神町 小学校前	芸備倉庫

荒神町 荒神橋東詰	富士銀行
的場町 電停前	佐々木一人
京橋町 猿橋西詰	三和銀行
京橋町 京橋東詰	元島 弘
稻荷橋電停前	中国新聞販売所
青崎バス停留所	切符売場
金星町 三叉路	柏原順吉
段原大畑町 電停前	市揭示板
東雲町 比治山出張所前	市揭示板
段原末広町 大正橋西詰	倉 庫
段原東浦町 郵便局前	貞森席男
段原新町 中央部	山内正彦
段原山崎町 南段原駅前	駅前タバコ店
段原日出町 段原中学校前	田部 泉
東雲町 東大橋西詰	久保井定雄
淵崎バス終点前	市揭示板
淵崎 仁保出張所前	市揭示板
仁保町木浦 広銀支店前	市揭示板
仁保町木浦 説教所前	本浦食糧配給所
東雲町 西南部	富田産業
東雲町 比治山小学校前	市揭示板
段原日出町 食糧配給所前	小笠原正之
南段原町	女子商業前

柳橋東詰	倉 庫
段原大畑町 段原出張所前	市揭示板
段末広町	変電所
比治山下電停北側	板 塀
桐木町	比治山神社前
大須賀町 柴橋東詰	市揭示板
二葉の里	職員会館
二葉の里 饒津神社前	市揭示板
上柳町 柴橋西詰	ラヂオ中国前
上柳町	市揭示板
柳橋 西詰	市揭示板
京橋 西詰	山根嘉一
八丁堀	伊藤久芳堂
女学院前	北村村吉
流川電停前	坪井病院
山口町電停前	ズボン屋
職 町	職町小学校前
稻荷大橋 西詰	
鉄砲町 泉邸電停前	
新天地 西入口	浜井薬店
広島放送局前	
流川町	パレス前
弥生町 巡査派出所前	伊藤 充



舟入川口町	江波口電停前	木村時計店
舟入川口町	郵便局前	郵便局前
舟入川口町	市営アパート前	市営アパート前
舟入高校前	東洋ゴム	東洋ゴム
住吉橋西詰	天津木材K・K	天津木材K・K
江波市住入口	栄光幼稚園	栄光幼稚園
江波町市営住宅	浅尾八百屋	浅尾八百屋
江波町二本松アパート	揭示板	揭示板
江波町	巡查派出所	巡查派出所
江波小学校前	山崎文具店	山崎文具店
舟入出張所前	揭示板	揭示板
江波町山文前	広島図書	広島図書
南観音町	バス停留所前	バス停留所前
南観音町	三久サイダー工場	三久サイダー工場
南観音町	南観音町小学校	南観音町小学校
三菱神社前	河野自転車店	河野自転車店
三菱造船正門入口	切符売場	切符売場
三菱社宅	杜宅係前	杜宅係前
三菱ランド南側	風呂屋	風呂屋
ランド東南角	西井商店	西井商店
三菱観音寮	入口板塀	入口板塀
昭和大橋東詰		
万代橋西詰		

相生橋電停前	切符売場
家庭裁判所前	
基町南アパート前	岡本岩夫
基町派出所前	旧野砲隊
基町	島本理髮店
基町新生写園前	近前 盈
基町中央公民館前	
基町出張前	市揭示板
基町	モデルハウス
基町	田窪真吾
基町	裁判所官舎
基町	大野石油店
基町	河野理容院角
紙屋町	興業銀行
革屋町電停前	中央食堂
市民ランド西	ランド入口
播磨屋町	伊予銀行
研屋町	千代田旅館前
立町	中国電機工事
西畠前	K・K・裏
大手町三丁目	公園横
原爆陳列館前	
児童文化会館裏	
元安橋東詰	君の内食堂

袋町	市揭示板
袋町	袋町小学校前
日銀前電停	
下中町	高橋病院
中島本町中央部	旅館みはらし前
塚本町	相生橋西詰
鍛冶屋町	県税西出張所前
鷹匠町	
猫屋町	正岡産婦人科前
西引御堂町	広田荷車製造所
左官町	佐伯鋼材K・K
堺町一丁目	堺町市場入口
堺町二丁目	山科金物店横
北椋町	楠原食品K・K前
十日市電停前	切符売場
土橋停留所	中島商店
小網町電停前	増田組
土橋電停前	仙波屋
十日市出張所前	市揭示板
天満橋東詰	お多福食堂
天満小学校西側	市揭示板
天満橋電停横	牛肉店
天満橋西詰	内藤豊店

西観音町一丁目 井上 哲  
西観音町一丁目 細田綾子  
西観音町一丁目 寺田利一  
西観音町一丁目 平野 家

**広選管告示第九号**  
公職選挙法第七十三条第一項及び第七十五条の二第一項に規定する公職の候補者の氏名等の揭示についてはその掲載の順序のくじを行う場所及び日時並びに揭示の様式等を次のように定める。  
昭和三十年二月一日  
広島市選挙管理委員会  
委員長 平井 憲 太郎

一 掲載の順序を行う場所 広島市役所  
二 掲載の順序を行う日時 揭示開始の日前二日午前十時から東部開票区より順次行う。  
三 揭示の様式

昭和何年何月何日執行  
選挙(第何区)  
広島選挙管理委員会

候補者  
党派及び氏名

備考  
1 教育委員会委員の選挙においては、氏名のみとする。  
2 氏名には、ふりがなをつけること。  
3 「党派及び氏名」の欄は、必要により、二段以上にすることができ、この場合の掲載の順序は、上段右を1とし、左に順を追って下段右に至り以下これにならうものとする。

**広選管告示第十号**  
公職選挙法第七十三条の規定による公職の候補者の氏名等の揭示場所を次のように定める。  
昭和三十年二月一日  
広島市選挙管理委員会  
委員長 平井 憲 太郎

区投票場	所	摘	要
矢賀	矢賀岩鼻三叉路 矢賀新町七丁目 府中大橋西詰	峠谷五郎前 矢賀駅前 児玉一男前	
尾長	尾長町片河三叉路 尾長町山根東 尾長町山根西 三叉路	正岡タバコ店前 原田前 大本八百屋前	
愛宕	若草町 市営住宅前入口 東壁屋町 藤野製綿所前	田坂八百屋前 市役所出張所前 四ツ路	
二葉	大須賀町栄橋 二葉の里 職員会館前 尾長町山根西	東詰欄干 四ツ路 国善寺前	
荒神	荒神町荒神橋東詰 松原町広島駅前 西壁屋町 荒神小学校裏口	天本靴店前鉄柵 大武俊一キップ売場前 松本文具店前	
大洲	大洲一丁目 大洲四丁目 南壁屋町	食糧配給所前 広島ホテル前 鉄道用品庫前	
青崎	仁保町青崎 仁保町東越 仁保町東越 バス停留所	キップ売場前 市役所出張所前 キップ売場前	

向洋	仁保町向洋 仁保町向洋 仁保町向洋 東洋工業ランド	鯉城販売所前 今田幸三前 入口前
仁保	仁保町本浦 仁保町本浦 東雲町	本浦配給所前 広島銀行支店前 工業指導所前
淵崎	仁保町淵崎 仁保町淵崎 仁保町淵崎	雑貨店前 仁保郵便局前 市役所出張所前
楠那	仁保町丹那 仁保町丹那 仁保町日宇那 旭町県庁入口前	岡本前 丹那神社前 魚市場前
大河	仁保町大河 旭町県庁入口前	大河郵便局前 ウツミスボーイ店 大河派出所前
第一原	南段原町 東雲町 比治山小学校前 段原日出町	南段原駅前柵横 向井タバコ店横 食糧配給所前
第二原	南段原町 段原東町 段原大畑町 大正橋西詰	女子商業前 宮惣旅館横 派出所前
第三原	金屋町 小学校出入口横 的場町	四ツ路角 比治山神社前 的場電停前鉄柵
牛田	牛田町神橋東詰 牛田町バス終点前 牛田町 工兵橋東詰前	牛田派出所前 倉庫横
白鳥	白鳥町電車終点 白鳥町西詰 白鳥町西詰 白鳥町西詰 白鳥町西詰 白鳥町西詰	万行寺前 毎日新聞販売店 西廻の角 南屋食糧品前 西側前

職町	下流川町 新天劇場東側 上流川町 上流川町	立木米配給所横 広地女学院中学 東角 物産広島支店 電車道路側
竹屋	昭和町 昭和町 三川町	鶴見配給所前 市保所前停留所 門隆寺前
翠町	皆実町三丁目 翠町 翠町	三丁目と二丁目との 交差点 綿貫食糧品前 県病院前電停 翠町巡査派出所 東四辻
皆実	皆実町二丁目 比治山東詰 皆実町二丁目	専売公社電停前 広本医院板敷 青年会館前 配給所前
元字品	元字品町 元字品町 元字品町	郵便局北側 ポール箱屋前 元字品小学校入口 伊達氏の倉庫前 旧元字品小学校南 バス終点岡田氏前
第一品	宇品町海岸通り 宇品町宇品駅前 宇品町宇品駅前 電停東	御幸松市揭示板の横 中国金屈会社廻角 三八木材 販売会社前
第二品	宇品町十二丁目 宇品町四区 宇品町大和人絹通	バス停留所 松工菓子店前 港劇場揭示板下 宇品木工会社北側
第三品	宇品町大和人絹通	女子大八久保前 埋立尾関八百屋前 岡村方 市宮住宅角の家横 池上

似島	似島橋 似島説教所前 似島海岸通	沖野商店前 市揭示板横
基町	基町 白鳥町三篠橋東詰 基町	相生橋電停 バス停留所 バス停留所 城前住宅入口 旧野砲隊
袋町	平田屋町 小町電停前 大手町二丁目	三井銀行東角 キップ売場前 三和銀行前
大手	大手町九丁目 雑魚場町 大手町八丁目 万代橋東詰	鷹野橋 バス停留所前 富士見配給所前 市有地(グラウンド)角
千田	千田町三丁目 南千田南大橋東詰 南千田町	御幸橋電停 共同便所前 藤川鍋釜修理所前 津石製作所前 揭示板横
中島	水主町バス停留所 中島本町 水主町 中央市場正門	田辺理髮店前 本川橋東詰
吉島	吉島本町 吉島町飛行場入口 吉島羽衣町	稻荷神社前浴場横 バス停留所前 高島商店
廣瀬	廣瀬北町 西引御堂町 横掘町	広川車輛工業K・K 福珍漬物佃煮製造所 石本食品製造所前 杉田清治前
本川	堺町二丁目 榎町 左官町 左官町電停前	山科金物店、 前橋原商店前、 前橋前 安田電気商会

神崎	舟入町 舟入電停前 西新町 舟入本町	安藤前(屋号一幸) イジリ洋裁店横 桑田洋子前 ポスト横 森田信三商店
舟入	舟入川口町電停前 舟入幸町 舟入本町	中島建設株式会社 藤巻病院前 藤田せんべい店 舟入本町観音橋の 間 岩原毛糸店
江波	江波町 江波町電停終点 江波町江波バス停留 所前	江波住宅街入口 バス停留所 キップ売場 今田菓子店
天満	天満町 西天満町東洋製籾前 上天満町	大本荒物店 林カラス店 天満木材株式会社 (武田方)
観音	観音本町バス停留所前 西観音町一丁目 天満電停前 東観音町二丁目	山崎泰蔵前 侯野商店 下鳴登店
第一観	南観音町(三菱) 南観音町(三菱) 南観音町(三菱) 南観音町(三菱)	田中勝前 揭示板横 久保田菓子店
第二観	南観音町(三菱) 南観音町(三菱) 南観音町(三菱)	社宅係前 社宅外八組 西浴場前 池田菓子店
福島	福島町 福島町 福島電停前 南三篠町	福島食糧企業組合 松原製粉所 南側 林田パーマメント店 土井寛吾商店

大芝	三篠本町三丁目 新庄町新庄橋 楠木町三丁目	宮川クリニング店 北側揭示板横 下自転車店
三篠	横川町一丁目横川橋 打越町 三丁目横川踏切	北側山本種苗店 南側村上玩具店 果購連広島支所
第一斐	己斐東中町 己斐上町 己斐西中町己斐第三踏 切西側	山口魚屋前 揭示板横 河原一次前 住本定法前
第二斐	己斐中本町 己斐東本町 己斐西本町	冊 二神アイヌ 別れの茶屋 坂井食堂
高須	古田町(高須)高須幼 稚園前 庚午北町七丁目 古田町(高須)バス停留所 前田別荘下	石井輝夫前 揭示板横 飯田清五郎前
古田	古田町古江電停前 古田町古江小学校前 古田町旧国道筋	揭示板横 古田タバコ店
庚午	庚午町 庚午町 庚午町	庚午市住中央部 揭示板横 坂本商店 桑原自転車修理店
草津	草津東町 草津南町中央市場東側 草津南町中央市場東側	小泉酒造所 吉田義三前 佐久間貞貞前

公職の候補者の氏名及び党派別の揭示場所を定める件(昭和二十七年九月十七日広選管告示甲第三十号)は、廃止する。

広選管告示第十一号

最高裁判所裁判官国民審査法第五十二条の規定による審査に付される裁判官の氏名等の揭示についてはその揭示すべき場所及び揭示の様式等を次のように定める。

昭和三十年二月一日

広島市選挙管理委員会  
委員長 平井憲太郎

一 揭示の場所 投票所の入口又は衆議院議員選挙における定められたる各投票区の氏名簿の揭示箇所の内最初に掲げる場所。

二 揭示の様式

広選管告示第十二号

昭和三十年二月二十七日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及び開票管理者に故障があるときその職務を代理すべき者を次のように

昭和三十年二月一日

最高裁判所裁判官の氏名等の揭示等に関する規程(昭和二十七年九月十八日広選管告示甲第三十二号)は、廃止する。

昭和三十年二月一日

広島市選挙管理委員会  
委員長 平井憲太郎

氏名	任年月日
氏名	任年月日

備考  
氏名には、ふりかなをつけること。

広選管告示第十三号

昭和三十年二月二十七日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及び投票管理者に故障があるときその職務を代理すべき者を次のように

開票区名	所属	職名	氏名	住所
東部	厚生	理事	丹羽諦順	皆実町三丁目
中部	産業	理事	加藤政夫	白島町西中町
西部	総務	理事	江口松芳	白島町西中町
同	所属課名	職名	氏名	住所
建設	厚生	主事	吉田達雄	霞町
総務	建設	主事	向井一貫	吉島本町
市民税	総務	主事	福本徹夫	観音本町

昭和三十年二月一日

広島市選挙管理委員会  
委員長 平井憲太郎

元宇品	厚生衛生	主事	手鳥	元宇品町	建設計画	主事	井上一	元宇品町
宇品第一	總務資産稅	技師	木田久一	宇品町	福祉事務所	主事	大玉茂	宇品町
宇品第二	建設下水	理事	丹羽賢象	宇品町	監査事務局	技師	井上卓美	宇品町
宇品第三	水道會計	主事	山田益雄	翠町	建設土木	技師	渡辺久雄	宇品町
似島	似島出張所	主事	浜本亥三二郎	似島町	總務市民稅	主事	松原茂樹	佐伯郡大野町
基町	工業指導所	理事	田窪真吾	基町	東保健所	技師	竹野升	基町
袋町	建設住宅	技師	奥井忠太郎	基町	厚生社会	技師	山野忠治	基町
大手	東保健所	主事	村上敏夫	吉島本町	總務職員	書記	植野那三	基町
千田	出張所	主事	数佐春男	雜魚場町	福祉事務所	主事	松井齊	千田町三丁目
中島	教委体育	主事	山根力男	水主町	總務財務	主事	辻真次郎	基町
吉島	建設總務	主事	向井一貫	吉島本町	厚生労働	書記	橋本犀三	基町
廣瀬	總務總務	主事	渡辺重郎	基町	建設計画	技師	藤永修	基町
本川	厚生衛生	主事	井川滿政	基町	西保健所	書記	松岡政之	舟入南町
神崎	出張所	主事	池内邦政	吉島本町	總務戶籍	主事	前田新	江波南町
舟入	農産	主事	伴谷勇	己斐町	總務調査	書記	牧村武男	基町
江波	出張所	主事	平井武義	江波港町	總務調査	書記	清水武巖	江波町
天満	總務調査	主事	中村正忠	基町	産業商工	書記	井上貞雄	江波町
觀音	出張所	主事	笹野口栄	古田町	建設總務	主事	小畑繁	庚午町
南觀第一	建設指導	技師	住吉経雄	舟入川口町	産業農水産	書記	木村福三	天満町
南觀第二	總務市民稅	主事	福本徹夫	觀音本町	己斐出張所	書記	佐伯武範	福島町
福島	屠畜場	主事	前川武之	觀音本町	福祉事務所	主事	山崎利一	大芝町
大芝	宇品出張所	主事	高槻紀美雄	白島町	水道給水	主事	三滝町	三滝町
三篠	建設總務	主事	楠木町二丁目					

投票区名	所属課名	職名	氏名	住所	投票区名	所属課名	職名	氏名	住所
矢賀	東復工務	技師	住田春男	矢賀町	總務徴収	主事	川井政雄	尾長町	
尾長	建設下水	主事	奥田弘	尾長町	建設指導	書記	棟岡雅雄	若草町	
愛宕	總務徴収	主事	奥田一平	若草町	教委社教	書記	田中利三	尾長町	
二葉	教委社教	主事	真木賢三	東白島町	西隣保館	書記	松田頼登	若草町	
荒神	牛田出張所	主事	川本照男	西蟹屋町	總務財務	主事	岡田繁	若草町	
大洲	皆実出張所	主事	渡辺良一	東雲町	市会事務局	主事	山田謙治	若草町	
青崎	總務職員	主事	石田貞夫	安芸郡府中町	總務戶籍	事務員	川崎俊三郎	仁保町	
向洋	教委施設	主事	盛岡幹造	仁保町	教委總務	書記	小浜隆	安芸郡府中町	
仁保	仁保出張所	主事	馬場積	東雲町	總務調査	書記	池田甫	仁保町	
淵崎	福祉事務所	主事	松本正爾	仁保町	會計	主事	大村繁美	仁保町	
楠那	水道總務	主事	桑田一人	仁保町	水道會計	主事	奥村昌司	仁保町	
大河	厚生社会	主事	吉田達雄	霞町	總務職員	主事	高田卓男	仁保町	
段原第一	水道總務	主事	宮本基	段原山崎町	水道會計	主事	中村直弥	白島九軒町	
段原第二	監査事務局	主事	金子一真	段原末広町	總務職員	主事	中谷ミサ子	段原日出町	
段原第三	出張所	主事	戸沢実登	基町	基町出張所	書記	原田種吉	段原新町	
牛田	教委指導	主事	田中浩造	牛田町	總務資産稅	主事	箕村知道	牛田町	
白島	總務調査	主事	森弘助治	白島東中町	會計	主事	土屋大作	白島東中町	
磯町	會計	主事	春川一夫	基町	總務職員	主事	原一法	下柳町	
竹屋	自動車	主事	小林延恩	昭和町	建設土木	技師	伊村正男	皆実町三丁目	
皆実	監査事務局	主事	上川実	皆実町三丁目	總務資産稅	書記	谷本総	皆実町三丁目	
翠町	基町出張所	主事	景山豊	翠町					

己斐第一	總務戶籍	主事	徳永健三	己斐町	教委總務	主事	井本重典	己斐町
己斐第二	尾長出張所	"	岩原和一	己斐町	産業商工	書記	久保田友吉	己斐西中町
高須	東復	理事	寺崎幸助	古田町	福祉事務所	主事	織田保	古田町
古田	總務總務	主事	正田四三男	古田町	水道總務	"	糸曾嘉成	庚午町
庚午	總務財務	"	小林整	庚午町	建設總務	"	谷口次六	庚午町
草津	草津出張所	"	武岡四郎	己斐町	草津出張所	"	北谷松夫	庚午町

広選管告示第十四号

昭和三十年二月二十七日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査投票において公職選挙法施行令第五十三条の規定による投票用紙並びに同封筒等の交付及び投票の期間及び場所は、次のとおりである。

昭和三十年二月一日

広島市選挙管理委員会  
委員長 平井憲太郎

一場所 広島市役所

二期間 1 衆議院議員総選挙については昭和三十年二月一日から昭和三十年二月二十六日まで  
2 最高裁判官国民審査投票については昭和三十年二月十七日から昭和三十年二月二十六日まで

(参考)

右それぞれの期間中毎日午前八時三十分から午後五時まで取り扱う。

広選管告示第十五号

昭和三十年二月二十七日執行の衆議院議員総選挙につき、公職選挙法第二十六条第五項の規定により、現に効力を有する基本選挙人名簿及び補充選挙人名簿を左記により関係人の閲覧に供する。

昭和三十年二月六日

広島市選挙管理委員会  
委員長 平井憲太郎

広選管告示第十六号

昭和三十年二月二十七日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及び投票管理者に故障があるとき、その職務を代理すべき者を次のように選任を変更する。

昭和三十年二月八日

広島市選挙管理委員会  
委員長 平井憲太郎

広選管告示第十七号

昭和三十年二月二十七日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者に故障があるときその職務を代理すべき者を次のように選任を変更する。

昭和三十年二月九日

広島市選挙管理委員会  
委員長 平井憲太郎

右の者を解任し左の者を選任する

三篠投票区投票管理者代理者

安佐郡祇園町 佐伯永平

広選管告示第十八号

昭和三十年二月八日現在により調製した補充選挙人名簿を昭和三十年二月十七日から二十一日までの五日間広島市役所において縦覧に供する。

昭和三十年二月十四日

広島市選挙管理委員会  
委員長 平井憲太郎

◎教育委員会事項

広島市教育委員会告示第一号

広島市立浅野図書館の移転に伴う臨時休館は、次の通りである。

昭和三十年一月十日

広島市教育委員会  
委員長 宮本正夫

浅野図書館は新築のため、市内比治山本町頼山陽文徳殿において継続開館していましたが、今般新館が落成しましたので移転並びに開館準備等のため一月十二日より当分の間臨時に館内図書の閲覧を休止いたします。なお、開館の日時は追ってお知らせいたします。

◎市議会事項

(市議会議決事項)

(一月二十九日)

- 一、第百二十九号議案 昭和二十九年広島市歳入出予算追加 原案可決
- 一、第百三十号議案 昭和二十九年広島市失業対策特別事業費公債方法 原案可決

広島市選挙管理委員会

委員長 平井憲太郎

記 昭和三十年二月九日から二月十三日までの五日間

毎日午前八時三十分から午後五時まで

一場所 広島市役所(広島市選挙管理委員会)

広選管告示第十六号

昭和三十年二月二十七日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及び投票管理者に故障があるとき、その職務を代理すべき者を次のように選任を変更する。

昭和三十年二月八日

広島市選挙管理委員会  
委員長 平井憲太郎

青崎投票区投票管理者代理者

広島市仁保町 川崎俊三郎

向洋投票区投票管理者代理者

安芸郡府中町 小浜隆

舟入投票区投票管理者

広島市己斐町 伴谷勇

南観音第一投票区投票管理者代理者

広島市庚午町 井上貞雄

南観音第二投票区投票管理者代理者

広島市天満町 小畑繁

右の者を解任し左の者を選任する

青崎投票区投票管理者代理者

安芸郡府中町 小浜隆

向洋投票区投票管理者代理者

広島市仁保町 川崎俊三郎

舟入投票区投票管理者

広島市舟入本町 伊藤勇

南観音第一投票区投票管理者代理者

広島市天満町 小畑繁

南観音第二投票区投票管理者代理者

広島市庚午町 井上貞雄

一、第百三十一号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について 総務委員会付託

一、第百三十二号議案 広島市役所出張所設置条例の一部を改正する条例制定について 原案可決

一、第百三十三号議案 広島市立浅野図書館設置条例の一部を改正する条例制定について 原案可決

一、第百三十四号議案 昭和二十九年広島市特別会計建設費歳入出予算追加更正 原案可決

一、第百三十五号議案 契約締結の同意について 同意

一、第百三十六号議案 契約締結の同意について 同意

一、第百三十七号議案 固定資産評価審査委員会委員選任の同意について 同意

一、第百三十八号議案 昭和二十九年広島市水道事業会計追加更正予算 閉会中審査

一、第百三十九号議案 広島市水道使用条例の一部を改正する条例制定について 閉会中審査

一、第百四十号議案 昭和二十九年広島市水道事業会計公債方法変更について 閉会中審査

一、第百四十一号議案 自昭和二十七年広島市第四期水道拡張事業費継続年次及び支出方法中更正 閉会中審査

一、第百四十二号議案 昭和二十八年広島市水道事業決算の認定について 認定

一、第百四十三号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について 閉会中審査

一、昭和二十八年広島市各経済歳入歳出決算の認定について 閉会中審査

◎辞令

(市長事務部局)

一、請第五十七号 幟町中学校校舎増築について 採択

一、請第六十二号 段原中学校校舎増築について 採択

一、請第五十三号 元字品町乙の三地先道路変更について 撤回

一、請第五十五号 皆実地区下水溝の整備について 採択

一、請第五十八号 仁保町大河地区の地盤沈下対策について 採択

一、請第五十九号 丹那漁港浚渫工事実施について 採択

一、請第三十四号 広島県新聞会館建設に対し助成金下附 閉会中審査

事務吏員 木山香寿美

事務吏員 丹後正

技術吏員 後藤文彦

技術吏員 竹本毅

広島市西保健所結核検査協議会委員を命ずる (以上十一月一日)

広島市技術吏員に任命する

中川茂

七級二号給を給する

松川卓士

社会保険広島市民病院勤務を命ずる (一月十四日)

広島市中央卸売市場運営委員会委員を解く

一 市内の出生と死亡から見た増数  
 男 一八二人 女 一八一人 計三六三人  
 一日平均一一、七人

男 一九一人 女 一七六人 計三六七人  
 一日平均一一、八人  
 三 ( ) は事件発生地から本籍地である本市へ郵送届  
 出たもの

住民登録人口及び世帯数について

(昭和三十年一月末日現在)

区分	世帯		人口		増		減		差引増	一月末現在数
	計	男	女	計	出生	転入	死亡	転出		
区	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
市	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
計	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000

佐々田久一  
 事務吏員 吉田達雄  
 廣島市中央卸売市場運営委員会委員を委嘱する  
 (以上一月二十日)  
 山野数雄  
 廣島市職員審査委員会臨時委員を命ずる  
 廣島市保母採用試験委員を委嘱する  
 (以上一月二十六日)  
 佐藤進  
 廣島市東保健所運営協議会委員を解く  
 廣島市西保健所運営協議会委員を解く  
 池田由企  
 廣島市東保健所運営協議会委員を委嘱する  
 反田林次  
 廣島市西保健所運営協議会委員を委嘱する  
 (以上一月二十七日)  
 小泉万次郎  
 廣島市固定資産評価審査委員会委員に選任する  
 (一月二十九日)

友谷川三郎  
 長谷川正之  
 向井秀夫  
 定光尚弘  
 西川三郎  
 竹川尚毅  
 河合護郎  
 杉浦フサ子  
 野間英作  
 河村繁彦  
 富田龍三  
 桜井豊三  
 堀本實三  
 大寺原茂樹  
 劍持正力  
 南島正健  
 丸高四郎  
 宮崎康之  
 福本幸夫  
 寺崎幸助  
 向井幸一  
 勝原新太郎  
 高木新太郎

廣島港湾委員会幹事を命ずる  
 技術吏員 藤永澄夫  
 廣島港湾委員会書記を命ずる  
 事務吏員 上本澄夫  
 廣島港湾委員会書記を命ずる  
 (以上二月一日)  
 技術吏員 伊藤敏  
 會計課兼務を命ずる  
 (二月五日)

廣島市東保健所運営協議会委員を解く  
 廣島市西保健所運営協議会委員を解く  
 池田由企  
 廣島市東保健所運営協議会委員を委嘱する  
 反田林次  
 廣島市西保健所運営協議会委員を委嘱する  
 (以上一月二十七日)  
 小泉万次郎  
 廣島市固定資産評価審査委員会委員に選任する  
 (一月二十九日)

復職を命ずる  
 事務吏員 野間英作  
 廣島市技術吏員に任命する  
 技術員 杉浦フサ子  
 東保健所保健婦長を命ずる  
 技術員 河村繁彦  
 廣島市港湾委員会委員を解く  
 (各通)  
 廣島港湾委員会委員を委嘱する  
 (各通)  
 事務吏員 藤永澄夫  
 廣島港湾委員会幹事を免する  
 技術吏員 伊藤敏  
 (各通)

種別	件数	出生		死亡		離婚	婚姻
		男	女	男	女		
計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
最大	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
最小	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
平均	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
前年同	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
増減	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

◎ 雑報

戸籍上の市勢について (昭和三十年一月末日現在)

# 広島市報

第107号

発行  
昭和30年3月22日  
(火曜日)

発行所  
広島市役所  
広島市国泰寺町三九

住民登録人口及び世帯数について……………三五

## ◎条 例

広島市公会堂条例をここに公布する。

昭和三十年三月九日

広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第四号

広島市公会堂条例

(設置)

第一条 本市に広島市公会堂(以下「公会堂」という。)を設置する。

(位置)

第二条 公会堂は、広島市中島新町に置く。

(事務所)

第三条 公会堂に事務所を置き、事務所に所長その他所要の職員を置く。

2 所長は、上司の命を受け、公会堂の事務を掌理し、所員職員を指揮監督する。

3 職員は、上司の命を受け、事務、技術又はその他の職務に従事する。

(運営委員会)

第四条 公会堂の運営に関する市長の諮問機関として公会堂運営委員会を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(使用許可)

第五条 公会堂を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可にかかる事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

(許可制限)

第六条 左の各号の一に該当するときは、公会堂の使用を許可しない。

一 公安又は風俗を害する虞があるとき。

## 【目 次】

### ◎条 例

広島市公会堂条例……………一  
広島市光の園条例を廃止する条例……………二  
広島市公園条例の一部改正……………二

### ◎規 則

広島市公会堂条例施行規則……………二  
広島市公会堂運営委員会規則……………六

### ◎告 示

第五十三回仮換地予定地変更指定第三十二回未指定地補充換地予定地指定の発表について……………六  
建築許可に関する公開聴聞について……………七  
定例市議会の招集について……………七  
広島都市計画事業草津町附近土地区画整理地区換地予定地変更指定について……………七  
昭和三十年年度固定資産課税台帳の縦覧について……………三  
建築許可に関する公開聴聞について……………三  
広島市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定請求代表者証明書の交付について……………四  
昭和二十九年年度広島市歳入出予算追加更正について……………五  
昭和二十九年年度広島市特別会計建設費歳入出予算追加について……………五  
昭和二十九年年度広島市特別会計社会保険広島市民病院費歳入出予算追加について……………五

畜大登録及び狂犬病予防注射について……………三  
建築許可に関する公開聴聞について……………三

### ◎教育委員会事項

広島市立浅野図書館の開館日について……………三

### ◎選挙管理委員会事項

選挙管理委員会の招集について……………三  
農業委員会委員選挙人名簿の登録に関する異議申立に対する決定について……………三  
農業委員会委員選挙人名簿に対する異議申立の修正について……………三  
補充選挙人名簿の確定による広島市における選挙権を有する者の五十分の一の数及び三分の一の数について……………三  
農業委員会委員選挙人名簿の確定による広島市における選挙権を有する者の総数の二分の一の数について……………三  
選挙管理委員会の招集について……………三

### ◎市議会事項

市議会議決事項……………三

### ◎辞 令

◎雑 報……………三

### ◎雑 報

戸籍上の市勢について……………三



二 建物又は附属物を破損する虞があるとき。  
 三 管理上支障があるとき。  
 四 その他市長において不適当と認めるとき。  
 (附属設備の使用)  
 第七条 第五条の許可を受けた者(以下「使用者」という)は、公会堂の附属設備を使用することができる。  
 (使用期間)  
 第八条 公会堂は、引き続き、三日をこえて使用することはできない。但し、市長において特別の必要があると認めるとき、又は公会堂の管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。  
 (使用許可の取消等)  
 第九条 市長は、左の各号の一に該当するときは、第五条の規定による使用許可を取り消し、又は使用者に対し、公会堂の使用の制限若しくは停止若しくは退去を命ずることが出来る。  
 一 使用者がこの条例又はこの条例に基く規則に違反したとき。  
 二 使用者が使用条件に違反したとき。  
 三 第六条各号の規定に該当する事由が発生したとき。  
 (入場の制限)  
 第十条 左の各号の一に該当する者に対しては、入場を拒絶し、又は退場を命ずることが出来る。  
 一 伝染性の病気にかかり、又は精神に異常があると認めるとき。  
 二 他人に危害を及ぼし又は他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者。  
 三 秩序又は風俗をみだす虞があると認めるとき。  
 四 その他管理上支障があると認めるとき。  
 (使用料)  
 第十一条 公会堂の使用から、別表に掲げる額の使用料を徴収する。  
 2 公会堂を土曜日、日曜日又は国民の祝日に使用する場合は使用料の額は、前項の規定にかかわらず、前項に規定する使用料の額に、その二割を加えた額とする。  
 3 会合者又は入場者から入場料、観覧料その他これらに類する金銭を徴収する場合の使用料の額は、前二項の規定にかかわらず、第一項又は前項に規定する使用料の額に、それぞれその五割を加えた額とする。  
 4 使用時間を超過して使用した場合の使用料の額は、一時間を増すごとに、第二項、第二項又は前項に規定する使用料の額に、それぞれその二割を加えた額とする。この場合において、超過使用時間に一時間に満たない端数が生じたときは、三十分未満は切り捨て、三十分以上は一時間として計算する。  
 第十二条 公会堂の附属設備の使用から、市長の定める額の使用料を徴収する。  
 (使用料の徴収時期)  
 第十三条 使用料は、第五条の規定により使用を許可する際に、徴収する。  
 (使用料の不返還)  
 第十四条 既納の使用料は、返還しない。但し、市長において相当の事由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することが出来る。  
 (使用料の減免)  
 第十五条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することが出来る。  
 (保証金)  
 第十六条 市長は、必要があると認めるときは、使用者に五万円以内の保証金を納付させることができる。  
 2 前項の保証金は、有価証券をもつて代用することが出来る。  
 3 前項の有価証券の種類及び価格は、市長が定める。  
 4 使用者がこの条例の規定により納付又は賠償しなければならぬ金銭を完納しないときは、保証金をもつてこれに充当する。  
 5 保証金には、利子を附さない。  
 (特別設備の設置)

定する使用料の額に、その二割を加えた額とする。  
 3 会合者又は入場者から入場料、観覧料その他これらに類する金銭を徴収する場合の使用料の額は、前二項の規定にかかわらず、第一項又は前項に規定する使用料の額に、それぞれその五割を加えた額とする。  
 4 使用時間を超過して使用した場合の使用料の額は、一時間を増すごとに、第二項、第二項又は前項に規定する使用料の額に、それぞれその二割を加えた額とする。この場合において、超過使用時間に一時間に満たない端数が生じたときは、三十分未満は切り捨て、三十分以上は一時間として計算する。  
 第十二条 公会堂の附属設備の使用から、市長の定める額の使用料を徴収する。  
 (使用料の徴収時期)  
 第十三条 使用料は、第五条の規定により使用を許可する際に、徴収する。  
 (使用料の不返還)  
 第十四条 既納の使用料は、返還しない。但し、市長において相当の事由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することが出来る。  
 (使用料の減免)  
 第十五条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することが出来る。  
 (保証金)  
 第十六条 市長は、必要があると認めるときは、使用者に五万円以内の保証金を納付させることができる。  
 2 前項の保証金は、有価証券をもつて代用することが出来る。  
 3 前項の有価証券の種類及び価格は、市長が定める。  
 4 使用者がこの条例の規定により納付又は賠償しなければならぬ金銭を完納しないときは、保証金をもつてこれに充当する。  
 5 保証金には、利子を附さない。  
 (特別設備の設置)

第十七条 使用者は、市長の許可を受けて、公会堂に特別の設備をすることが出来る。  
 2 市長は、必要があると認めるときは、使用者に対して特別の設備をすることを命ずることが出来る。  
 (目的外使用、転貸及び権利譲渡の禁止)  
 第十八条 使用者は、公会堂を許可を受けた使用目的以外に使用し、転貸し、又はその使用権を譲渡してはならない。  
 (使用後の措置)  
 第十九条 使用者は、公会堂の使用を終つたときは、直ちに、これを原状に復して返還しなければならない。第九条の規定により使用許可を取り消されたときも、また、同様とする。  
 2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長は、使用者に代つてこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。  
 (使用者の損害賠償責任)  
 第二十条 使用者は、公会堂を使用中に、公会堂の建物又は附属設備をき損又は滅失したときは、何人の行為であるかを問わず、市長の認定に基き、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。  
 (市の損害賠償責任)  
 第二十一条 本市は、公会堂の使用により、又は第九条の規定による処分により使用者が蒙つた損害について、その賠償の責を負わない。  
 (附属施設の経営)  
 第二十二条 公会堂の附属施設の経営は、これを委託することが出来る。  
 2 前項の規定により附属施設の経営を委託する場合には、公会堂の附属建物のうち附属施設の経営に要する部分及びその附属設備を受託者に使用させることが出来る。  
 (委任規定)  
 第二十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が

第三十条 条例第五号の規定による許可をしたときは、別記第三号様式による許可書を交付する。  
 (使用許可申請の受付期間)  
 第四十条 使用許可の申請は、その申請にかかる使用日の六十日以前のものについては、これを受け付けない。但し、市長において特に必要があると認めるときは、この限りでない。  
 (条例第六号第三号の規定により使用を許可しない場合)  
 第五十条 条例第六号第三号の規定により公会堂の使用を許可しない場合は、左の各号に掲げる場合とする。  
 一 葬儀、告別式その他一般にけん忌される行事をするとき。  
 二 会合の性質が騒じようを起す虞があると認めるとき。  
 (準備及び後片付けに使用する場合の使用料)  
 第六十条 公会堂の使用料は、行事(予行又は練習を含む。以下同じ)に実際に使用する場合の外、行事の準備及び後片付けのために使用する場合についても、条例で定める正規の額を徴収する。  
 (附属設備の使用料)  
 第七十条 条例第十二号の規定により使用料を徴収する附属設備の品名及び使用料額は、別表のとおりとする。  
 (使用料の返還)  
 第八十条 左の各号に掲げる場合は、使用料の全部を返還する。  
 一 使用者の責に帰することのできない事由により使用することができないとき。  
 二 使用日の二週間前までに使用の取消又は変更を申し出た場合において市長が相当の事由があると認めたととき。  
 2 使用日の前日までに使用の取消又は変更を申し出た場合において市長が相当の事由があると認めたとときは、使用料の半額を返還する。  
 (使用料の減免)

定める。  
 附 則  
 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十年三月一日から適用する。  
 別 表

使用時間	使用料	備 考
昼間	一、五〇〇円	昼間とは、午前九時三十分から午後四時三十分まで
夜間	一、五〇〇円	夜間とは、午後四時三十分から午後九時三十分まで
昼夜間	二、五〇〇円	昼夜間とは、午前九時三十分から午後九時三十分までをいう。

広島市光の園条例を廃止する条例をここに公布する。  
 昭和三十年三月十二日  
 広島市長 浜 井 信 三

広島市光の園条例を廃止する条例  
 広島市光の園条例(昭和二十三年十二月二十五日広島市条例第六十三号)は、廃止する。  
 附 則  
 この条例は、公布の日から施行する。  
 広島市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
 昭和三十年三月十五日  
 広島市長 浜 井 信 三

広島市公園条例の一部を改正する条例  
 広島市公園条例(昭和二十七年広島市条例第二十二号)の一部を次のように改正する。  
 第十一条に次の但書を加える。  
 但し、権利の譲渡については、市長の許可を受けたときは、この限りでない。  
 別表第一に次の六項を加える。

この条例は、公布の日から施行する。  
 昭和三十年三月九日  
 広島市長 浜 井 信 三

附 則  
 この条例は、公布の日から施行する。

公園名	所在地
鶴見公園	広島市昭和町 地内
松川公園	広島市松川町、金屋町 "
平野公園	広島市平野町、 "
白鳥東中町公園	広島市白鳥東中町、 "
上柳公園	広島市上柳町、 "
尾長公園	広島市曙町三丁目、 "

◎規 則  
 広島市公会堂条例施行規則をここに公布する。  
 昭和三十年三月九日  
 広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第四号  
 広島市公会堂条例施行規則  
 (休館日及び開館時間)  
 第一条 広島市公会堂(以下「公会堂」という)の休館日及び開館時間は、左のとおりとする。但し、都合により変更し、又は臨時に休館することがある。  
 一 休館日  
 十二月二十九日から翌年一月三日まで  
 二 開館時間  
 午前九時三十分から午後九時まで  
 (使用許可の手続)  
 第二条 広島市公会堂条例(昭和三十年広島市条例第四号。以下「条例」という)第五条前段の規定による使用許可を受けようとする者は、別記第一号様式による許可申請書を市長に提出しなければならない。  
 2 条例第五条後段の規定による許可事項変更の許可を受けようとする者は、別記第二号様式による許可事項変更申請書を市長に提出しなければならない。

第三条 条例第五号の規定による許可をしたときは、別記第三号様式による許可書を交付する。  
 (使用許可申請の受付期間)  
 第四十条 使用許可の申請は、その申請にかかる使用日の六十日以前のものについては、これを受け付けない。但し、市長において特に必要があると認めるときは、この限りでない。  
 (条例第六号第三号の規定により使用を許可しない場合)  
 第五十条 条例第六号第三号の規定により公会堂の使用を許可しない場合は、左の各号に掲げる場合とする。  
 一 葬儀、告別式その他一般にけん忌される行事をするとき。  
 二 会合の性質が騒じようを起す虞があると認めるとき。  
 (準備及び後片付けに使用する場合の使用料)  
 第六十条 公会堂の使用料は、行事(予行又は練習を含む。以下同じ)に実際に使用する場合の外、行事の準備及び後片付けのために使用する場合についても、条例で定める正規の額を徴収する。  
 (附属設備の使用料)  
 第七十条 条例第十二号の規定により使用料を徴収する附属設備の品名及び使用料額は、別表のとおりとする。  
 (使用料の返還)  
 第八十条 左の各号に掲げる場合は、使用料の全部を返還する。  
 一 使用者の責に帰することのできない事由により使用することができないとき。  
 二 使用日の二週間前までに使用の取消又は変更を申し出た場合において市長が相当の事由があると認めたととき。  
 2 使用日の前日までに使用の取消又は変更を申し出た場合において市長が相当の事由があると認めたとときは、使用料の半額を返還する。  
 (使用料の減免)

第九條 市が使用する場合は、使用料の二割を減額する。  
 2 官公署、公益法人、公共的団体等が使用する場合は公益上その他適当と認めるときは、使用料の一割を減額する。  
 3 前二項の規定は、附属設備の使用料については、これを適用しない。  
 (使用料の減免額)  
 第十條 条例第十五條の規定により使用料の減免を受けようとする者は、別記第四号様式による減免願を市長に提出し、

出しなければならない。  
 (使用者の守るべき事項)  
 第十一條 公会堂の使用者は左の各号に掲げる事項を守らなければならない。  
 一 入場券、観覧券その他これに類するものを発行するときは、公会堂の収容定員を限度とすること。  
 二 所定の場所以外において、飲食をし、又は火氣を使用しないこと。  
 三 特に許可を受けた場合を除くほか、場内で物品を販

売しないこと。  
 四 会合者又は入場者の迷惑になるような行為をしないこと。  
 五 公会堂の整理、原状の変更及び原状回復その他公会堂の使用については、すべて公会堂事務所職員の指示に従うこと。  
 附 則  
 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十年三月一日から適用する。

別一表

品名	数量	使用料		摘要
		昼間	夜間	
ピアノ	一台	四、〇〇〇円	六、〇〇〇円	
映画機	一式	二、〇〇〇円	三、〇〇〇円	技術者及び電気設備を含む。
拡声装置	一本	一、〇〇〇円	一、五〇〇円	マイク一本を増すことに一〇〇円を加算する。
スポット・ライト	一台	三〇〇円	六〇〇円	
所作台	一式	四、〇〇〇円	六、〇〇〇円	
花道	一式	一、〇〇〇円	一、五〇〇円	

別記第一号様式

公会堂使用許可申請書

使用者の住所及び氏名  
 (法人にあつては名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

使用の目的

使用の日時  
 昭和 年 月 日 午前(後) 時 分 分から 午前(後) 時 分 まで

使用設備名  
 特別設備をするときはその概要を記入し、入場料その他これに類する金銭徴収の有無並びに徴収するときはその額及び方法を

その他

右のとおり広島市公会堂を使用したいので、申請します。

昭和 年 月 日  
 右申請者 住所 氏名  
 広島市長 殿

別記第二号様式

公会堂使用許可事項変更申請書

使用者の住所及び氏名  
 (法人にあつては名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

許可の年月日及び番号  
 昭和 年 月 日 許可第 号

変更する事項(変更する事項のみ記入すること。)

使用日時	
使用設備名	
特別設備の概要	
その他	

右のとおり広島市公会堂使用許可事項の変更について申請します。

昭和 年 月 日  
 右申請者 住所 氏名  
 広島市長 殿

別記第三号様式

許可番号第 号 公会堂使用許可書

使用者の住所及び氏名  
 (法人にあつては名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

使用の目的

使用日時  
 昭和 年 月 日 午前(後) 時 分 分から 午前(後) 時 分 まで

使用設備名

その他

右のとおり広島市公会堂の使用を許可します。

昭和 年 月 日  
 広島市長

別記第四号様式

使用者の住所及び氏名 (法人にあつては名称主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)	使用料減免願
使用の目的	
使用の日時	昭和 年 月 日 午前(後) 時 分
正規の使用料の額	
減免願出の理由	
減免希望額	

右のとおり広島市公会堂使用料の減免をお願いします。

昭和 年 月 日

右願出人 住所 氏名

広島市長 阪

広島市公会堂運営委員会規則をここに公布する。  
昭和三十年三月九日  
広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第五号  
広島市公会堂運営委員会規則

第一条 この規則は、広島市公会堂条例(昭和三十年広島市条例第四号)第四条の規定に基づき、広島市公会堂運営

委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)  
第二条 委員会は、九人の委員をもつて組織する。(委員)  
第三条 委員は、左に掲げる者のうちから市長が命じ、又は委嘱する。  
一 市職員

二 市議会議員  
三 学識経験者

2 委員の任期は、二年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)  
第四条 委員会に委員長一人及び副委員長二人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。  
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の定める順序により、その職務を代理する。

(議事の手続)  
第五条 委員会は、委員長が招集する。  
2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。  
3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)  
第六条 委員会の庶務は、広島市公会堂事務所において処理する。

(委任規定)  
第七条 この規則に定めるものを除く外、委員会の議事の手続その他委員会の運営に關し必要な事項は、委員長が委員会にかつて定める。

附 則  
この規則は、公布の日から施行し、昭和三十年三月一日から適用する。

◎ 告 示

広島市告示第十四号  
昭和三十年二月十五日  
広島市長 浜 井 信 三

第五十三回仮換地予定地変更指定第三十二回未指定地補充換地予定地の発表について

一 広島平和記念都市建設事業東部復興土地区画整理施行に伴う左記の土地は、土地区画整理委員会の諮問を経て仮換地予定地が決定したから、関係者は、東部復興事務所、詳細承知されたい。

二 土地所有者に対する仮換地予定地の指定通知書は、土地所有届を提出済のもののみ送達する。なを土地所有届をまだ提出していないものは、至急提出されたい。

三 今回発表の土地を売却又は譲渡するときは、事前に必ず東部復興事務所協議の上取り運び願いたい。

万一連絡がない場合は、決定した仮換地予定地を取り消すことになることがあるから、是非連絡方実行願いたい。

四 前記仮換地予定地の使用開始の時期及び借地権その他の権利については、追つて指定する。

1 第五十三回仮換地予定地変更指定

町 名	地 所 在	土地所有者氏名
上柳町	四	広島市
右見屋町	四四ノ三外一	原 達 郎
大手町八丁目	一五四ノ三	日本医療団
同 町	一五四ノ一	土 谷 太 郎
大手町七丁目	八九ノ四四	向 井 稔 子
同 町	八九ノ一一	西 川 金 蔵
八丁堀	一三ノ一外二	中 井 博 思 次 郎
八丁堀	一六ノ一外三	木 村 智
田中町	二三ノ八外七	古 川 千 代 吉
尾長町	一九〇ノ五	中国電気工事株式会社

2 第三十二回未指定地補充換地予定地指定

町 名	地 所 在	土地所有者氏名
同 町	一九〇ノ六	塩 田 忠 儀
同 町	一八五ノ六	上 田 克 二 名
下中町	一一ノ三	高 橋 き み 代
革屋町	一六ノ三外三	山 村 大 助
研屋町	五四外一筆	中国石炭株式会社
元柳町	二八ノ一外七	株式会社 村田商店
西魚屋町	三〇ノ一外一	三機工業株式会社
西魚屋町	三一ノ一	株式会社 共和ビル
同 町	三一ノ三外四	香 川 輝 三

2 第三十二回未指定地補充換地予定地指定

関係図書縦覧場所  
広島市基町一番地  
広島市建設局東部復興事務所

広島市告示第十五号  
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十九条第一項但書の規定による建築許可について、同法第五十四条第一項の規定に基づき次のように公開による聴聞を行う。

昭和三十年二月十八日  
広島市長 浜 井 信 三

一 開催日時 昭和三十年二月二十一日午前十時  
二 開催場所 広島市国泰寺町三九番地  
広島市庁舎内市長公室

三 申請者住所 広島市鞆町四三番地  
松 田 教 治

四 申請者氏名 松 田 教 治

五 建築場所 広島市鞆町四三番地

六 用途概要 自動車組立及び修理工場(用途変更) 鉄筋コンクリート造延六〇六、八九坪(作業場面積一六三、五六六坪) 動力一三馬力

七 地 域 商業地域

八 理 由 当該建築物は、建築基準法第四十九条第二項(別表第一の項第二号及び第三号の)の建築制限に該当するので同条同項但書の規定による許可に關し行ふものである。

広島市告示第十六号  
左記の通り定例広島市議会を招集する。  
昭和三十年二月二十二日  
広島市長 浜 井 信 三

記  
一、招集日時 昭和三十年三月一日午後一時  
一、招集場所 広島市役所

広島市告示第十七号  
昭和三十年二月二十二日  
広島都市計画事業草津町附近土地区画整理土地区画整理地区整理施行者  
広島市長 浜 井 信 三

一、招集日時 昭和三十年三月一日午後一時  
一、招集場所 広島市役所

広島都市計画事業草津町附近土地区画整理土地区画整理地区整理施行者  
広島市長 浜 井 信 三

一、招集日時 昭和三十年三月一日午後一時  
一、招集場所 広島市役所



開	草津東町中新	二九五外一筆	田中米吉
開	草津東町中新	三〇九外一筆	田中
開	草津東町中新	九ノ四三外一筆	田原直人
開	草津東町中新	三二ノ一	田原為一
開	草津東町中新	三〇一外五筆	田原三代吉
開	草津東町中新	九四	田原正夫
開	草津東町中新	八九	田原
開	草津東町中新	三七三ノ二	由原力
開	草津東町中新	甲四ノ三外一筆	田川福松
開	草津東町中新	二五四ノ一外一筆	田村博
開	草津東町中新	一六四ノ一外一筆	竹本政一
開	草津東町中新	二九九外三筆	竹本梅一
開	草津東町中新	一九ノ二ノ内	竹本徳松
開	草津東町中新	一、三四五ノ	武井忍
開	草津東町中新	三、四七ノ三	武井功
開	草津東町中新	九八七ノ三	武井
開	草津東町中新	一、〇七七	後田秀雄
開	草津東町中新	九ノ三三	梅比良順藏
開	草津東町中新	七、四八九ノ	梅比良
開	草津東町中新	一、四八九ノ	後田為一
開	草津東町中新	一、三〇九外	後田
開	草津東町中新	一、三四一ノ四	梅比良豊吉
開	草津東町中新	外、三〇三ノ	桑原末子
開	草津東町中新	外、三〇三ノ	桑原武雄
開	草津東町中新	九八八ノ三外	桑原
開	草津東町中新	一、四七四ノ	桑原

開	草津東町中新	九ノ三二	倉本保吉
開	草津東町中新	一、四七四ノ	桑原三郎
開	草津東町中新	九八八ノ一外	久保木齊
開	草津東町中新	九ノ二一外七	山本貞七
開	草津東町中新	一、〇六一ノ	山本ヒデ
開	草津東町中新	九ノ三四	山本シヅコ
開	草津東町中新	一、二四ノ二	山根
開	草津東町中新	一、三二七ノ	山根勝
開	草津東町中新	九八三外二筆	山根常次郎
開	草津東町中新	一、〇〇六外一	山川清五郎
開	草津東町中新	外、一〇四ノ一	山川金一
開	草津東町中新	一、三三	山崎守
開	草津東町中新	一、四一〇ノ	山崎満
開	草津東町中新	二、二八ノ	山崎善助
開	草津東町中新	一、五八ノ三外	山川二郎
開	草津東町中新	九、三四七ノ	山川康雄
開	草津東町中新	一、九外三筆	安光春琴
開	草津東町中新	九七七ノ六	安光
開	草津東町中新	一、四〇六ノ一	安光
開	草津東町中新	外、五筆	安光
開	草津東町中新	一、〇三三	保田健植
開	草津東町中新	九八一ノ一外	保田
開	草津東町中新	一、二六ノ二外	吉田義久
開	草津東町中新	二、〇六ノ二外	吉田
開	草津東町中新	九八七ノ二	吉田
開	草津東町中新	八二外二筆	松本静雄

開	草津東町中新	三ノ九外四筆	松本吉恵
開	草津東町中新	九ノ三九	松田貞一
開	草津東町中新	一、四五二外二	前田ミサヨ
開	草津東町中新	九二四	前迫秀吉
開	草津東町中新	七筆	萬力
開	草津東町中新	一、四八外一筆	萬力
開	草津東町中新	九七九ノ二外	萬力
開	草津東町中新	一、〇一ノ一外	萬力
開	草津東町中新	五筆	藤本軍一
開	草津東町中新	一、二七外三	藤本軍一
開	草津東町中新	外、二九七ノ一	藤本軍一
開	草津東町中新	一、三七八ノ一	藤本軍一
開	草津東町中新	外、三三ノ三	藤本軍一
開	草津東町中新	一、三二ノ一	藤本軍一
開	草津東町中新	〇外六筆	藤本軍一
開	草津東町中新	一、三〇二ノ一	藤本軍一
開	草津東町中新	二、〇〇ノ二外	藤本軍一
開	草津東町中新	一、四七〇ノ二	藤本軍一
開	草津東町中新	外、一四七ノ二	藤本軍一
開	草津東町中新	二、八三ノ二外	藤本軍一
開	草津東町中新	一、三三外一筆	藤本軍一
開	草津東町中新	一、四六七ノ一	藤本軍一
開	草津東町中新	外、四六九ノ一	藤本軍一
開	草津東町中新	外、一筆	藤本軍一
開	草津東町中新	一、一六	藤本軍一
開	草津東町中新	一、九〇ノ一外	藤本軍一

開	草津東町中新	一、〇三五ノ	中本章
開	草津東町中新	一、三一ノ	中脇健一
開	草津東町中新	外、三二ノ	中脇政一
開	草津東町中新	外、六筆	永岡長良
開	草津東町中新	甲四ノ三外一	永岡長良
開	草津東町中新	六ノ一外二筆	永岡誠一
開	草津東町中新	一八ノ一外二	中西静生
開	草津東町中新	二五八	中西忠雄
開	草津東町中新	九ノ六外三筆	永岡繁太郎
開	草津東町中新	一八七	永岡
開	草津東町中新	一、〇三一	長
開	草津東町中新	一、一一ノ一	長谷ミヤ子
開	草津東町中新	一〇九外六筆	長谷亀藏
開	草津東町中新	八六	細岡房五郎
開	草津東町中新	三六五ノ二	細岡
開	草津東町中新	九ノ四外二筆	向井円助
開	草津東町中新	三〇五外一筆	向井
開	草津東町中新	一五二外三筆	向井
開	草津東町中新	三五七ノ五外	向井
開	草津東町中新	五筆	向井
開	草津東町中新	三七四ノ二	向井敬次郎
開	草津東町中新	一四四外四筆	向井
開	草津東町中新	一四〇ノ一外	向井慶次郎
開	草津東町中新	六筆	向井
開	草津東町中新	三六二ノ一	向井熊市
開	草津東町中新	一、〇八九ノ	向井

開	草津東町中新	一三六外三筆	向井啓次郎
開	草津東町中新	二九七外一筆	向井
開	草津東町中新	外、四一ノ	打越喜兵衛
開	草津東町中新	二、八八外二	打越茂
開	草津東町中新	一、四六一ノ	打越
開	草津東町中新	外、三筆	打越
開	草津東町中新	二、八二ノ	打越
開	草津東町中新	一、二九五	打越信吉
開	草津東町中新	一、二七七ノ	打越
開	草津東町中新	一、〇六二外	後田十七八
開	草津東町中新	二筆	川村富太郎
開	草津東町中新	〇、四七ノ	川村
開	草津東町中新	三、〇一ノ一外	川村隆男
開	草津東町中新	六筆	川村
開	草津東町中新	三、七五ノ二外	川村修三
開	草津東町中新	二筆	川村
開	草津東町中新	二、三ノ一外	川口政雄
開	草津東町中新	一、三三七ノ一	川口
開	草津東町中新	外、一五筆	川崎キク
開	草津東町中新	一、〇一ノ	川崎
開	草津東町中新	一、一五	亀岡為吉
開	草津東町中新	一、〇七一	亀岡
開	草津東町中新	六、一ノ一内	亀岡
開	草津東町中新	外、二筆	亀岡
開	草津東町中新	九、九外八筆	亀岡
開	草津東町中新	一、〇三外	吉田直郎
開	草津東町中新	九、六二外二	吉田福一
開	草津東町中新	九、八七ノ五	吉田松雄

開	草津東町中新	一七四ノ一外	吉田喜太郎
開	草津東町中新	二九三外一筆	吉田
開	草津東町中新	一、二八九ノ一外	吉田喜一
開	草津東町中新	一筆	吉田カツ
開	草津東町中新	一、五八ノ二外	吉田
開	草津東町中新	一、八八ノ二外	吉田
開	草津東町中新	一、二二ノ一外	吉田
開	草津東町中新	三筆	吉田
開	草津東町中新	一、五一四ノ	吉田
開	草津東町中新	九ノ二〇	吉田辰五郎
開	草津東町中新	九ノ三	吉田
開	草津東町中新	八一外二筆	吉田
開	草津東町中新	二九一外二筆	吉田
開	草津東町中新	一〇一ノ二	吉田
開	草津東町中新	九ノ三八外一	吉田
開	草津東町中新	一、三八一ノ	吉田
開	草津東町中新	一、五六ノ一外	吉田
開	草津東町中新	四筆	吉田
開	草津東町中新	九七九ノ一	吉田
開	草津東町中新	一、四六四ノ一	吉田
開	草津東町中新	外、二筆	吉田
開	草津東町中新	一、二八四ノ	吉田
開	草津東町中新	外、七筆	吉田
開	草津東町中新	外、四六ノ	吉田
開	草津東町中新	三〇七外二筆	吉田
開	草津東町中新	二、七九ノ一外	吉田
開	草津東町中新	一、二七ノ外	吉田



- 五 建築場所 広島市江波町一四二〇番地
- 六 用途概要 製材工場、木造平家建一七坪、動力延二五馬力
- 七 地 域 住居地域
- 八 理 由 当該建築物は、建築基準法第四十九条第一項(別表第一(一)項第二号)の建築制限に該当するので同条同項但書の規定による許可に關し行うものである。

広島市告示第二十号

次の者に対し、広島市議會議員定数条例の一部を改正する条例制定請求代表者証明書を交付したので、告示する。

昭和三十年三月八日

広島市長 浜 井 信 三

広島市東千田町八二七の一八 伊 藤 正 子

広島市皆実町二の八五三 迫 千代子

広島市段原日出町五二七 横 田 工

広島市告示第二十一号

昭和三十年三月八日市議会の議決を經た昭和二十九年年度広島市歳入出予算追加更正の要領は、次の通りである。

この予算は、即日施行する。

昭和三十年三月八日

昭和29年度広島市歳入出予算追加更正 広島市長 浜 井 信 三

款 項	目 的	前年度までの 累計額 円	追加更正 額 円	計 額 円	各 目 附 類		記 記
					前	金 額 円	
1 市 税		1,149,332,000	3,077,000	1,152,409,000			
1 普 通 税	1 市 民 税	1,137,895,000	3,077,000	1,140,972,000			
5 使 用 料 及 び 手 数 料		155,977,000	1,521,000	157,498,000			
1 使 用 料	1 使 用 料	119,399,000	1,521,000	120,920,000	① 使 用 料	1,521,000	
6 国 庫 支 出 金		520,341,000	3,647,000	523,988,000			
	2 教 育 費 補 助	520,341,000	3,647,000	523,988,000			
1 国 庫 補 助 金	4 厚 生 費 補 助	360,840,000	897,000	361,737,000	① 厚 生 費 補 助	897,000	
	6 災 害 復 旧 費 補 助	25,497,000	1,596,000	27,093,000	① 公 共 上 木 構 造 災 害 復 旧 費 補 助	1,596,000	
7 県 支 出 金		32,391,000	583,000	32,974,000			
2 県 補 助 金		15,934,000	583,000	16,517,000			

7 勤業費補助	726,000	583,000	1,309,000	① 勤業費補助	583,000	有償勤勞物 防除費補助 地方増進對 策費	354,000	
11 雑 収 入	78,353,000	3,150,000	81,503,000					
5 市税延滞金	8,618,000	3,000,000	16,618,000					
1 市税延滞金	8,618,000	3,000,000	11,118,000	① 市税延滞金	3,000,000	市税延滞金	3,000,000	
6 雑 入	48,700,000	150,000	48,850,000	① 雑 入	150,000	保 險 料 立 入	150,000	
12 市 債	435,000,000	10,000,000	445,000,000					
1 市 債	435,000,000	10,000,000	445,000,000					
1 市 債	39,000,000	10,000,000	49,000,000	① 教 育 債	10,000,000	中 學 校 費 公 債	10,000,000	
入 合 計	2,562,951,000	21,978,000	2,584,929,000					

出 渡

款 項	目	前年度の 果 計 額	追加更正 額	計	各 目 附 明 細		記
					節	金 額	
2 役 所 費		397,929,000	3,769,000	401,698,000		円	
1 役 所 費	2 諸 手 当	343,985,000	3,769,000	347,754,000			
6 教 育 費	2 諸 手 当	114,080,000	3,769,000	117,849,000	① 職員手当		臨時給与 3,769,000
1 教育委員会費	3 諸 手 当	59,928,000	1,091,000	61,019,000			
4 高等学校費	2 諸 手 当	45,118,000	966,000	46,084,000	① 職員手当		臨時給与 966,000
9 学校営繕費	4 需 用 費	14,959,000	966,000	15,925,000	① 職員手当		臨時給与 966,000
		307,445,000	7,000,000	314,445,000			
		291,130,000	7,000,000	298,130,000	② 諸 負 費		諸 負 費 7,000,000

7 社 会 費	目	前年度の 果 計 額	追加更正 額	計	各 目 附 明 細		記
					節	金 額	
1 諸 手 当		590,215,000	164,000	590,379,000		円	
4 貸 金		290,551,000	2,000	290,551,000			
5 需 用 費		1,937,000	2,000	1,939,000	① 職員手当		特殊勤務手当 2,000
		206,707,000	3,751,000	210,458,000	② 賃 金		臨時雇員給 人 夫 賃 3,811,000 1人 280円 延 13,610人分
		63,907,000	4,083,000	59,824,000	③ 消耗品費		文具 費 △ 64,000 消耗機材費 △ 372,000
		17,617,000	330,000	17,947,000	④ 印刷製本費		燃 料 費 △ 180,000 印刷製本費 △ 110,000
		16,568,000	164,000	16,732,000	⑤ 備 品 費		工 事 用 器 具 費 △ 162,000
		153,791,000	164,000	154,831,000	⑥ 原 材 料 費		工 事 用 器 具 費 △ 800,000
		12,000,000	1,040,000	13,040,000	⑦ 保 險 金		諸 資 材 費 △ 2,395,000 保 險 料 △ 2,395,000
		11,959,000	840,000	12,798,000	⑧ 補 償 金 及 金		勞 働 者 災 害 補 償 其 他 保 險 料 330,000 勞 働 者 災 害 補 償 其 他 保 險 料 164,000
		87,158,000	1,712,000	88,870,000	⑨ 請 負 費		請 負 費 840,000
		10,896,000	818,000	11,714,000	⑩ 機 械 購 入 費		機 械 購 入 費 200,000
		2,377,000	818,000	3,195,000	⑪ 負 担 金 補 助 金 及 交 付 金		負 担 金 補 助 金 818,000 指 定 有 償 勤 勞 物 防 除 事 業 補 助 金 589,000



10 土地改良費	負担金補助及交付金	11,774,000	894,000	12,668,000	負担金補助及交付金	894,000	補助金	894,000	農業用施設災害復旧事業補助金				
16 災害復旧費		28,318,000	5,572,000	33,890,000									
1 公土土木施設災害復旧費	昭和24年度発生災害復旧費	11,050,000	3,156,000	14,206,000	⑩ 消耗品費	114,000	文具費	114,000	橋梁復旧工事費				
	昭和25年度発生災害復旧費	8,510,000	2,416,000	10,926,000	⑪ 請負費	2,302,000	請負費	2,302,000	港灣復旧工事費				
					⑫ 請負費								
17 諸支出金		321,679,000	664,000	322,343,000	⑬ 賃金	34,000	臨時雇員給	34,000	260円 1人 130人分				
18 公会堂費	2 需用費	-	630,000	630,000	⑭ 消耗品費	17,000	文具費	3,000					
					⑮ 燃料費	88,000	燃料費	88,000					
					⑯ 食糧費	1,000	食糧費	1,000					
					⑰ 印刷製本費	5,000	印刷製本費	5,000					
					⑱ 光熱水料	135,000	光熱水料	135,000					
					⑲ 通信運搬費	48,000	通信運搬費	48,000					
					⑳ 委託料	40,000	委託料	40,000					
					㉑ 請負費	70,000	請負費	70,000					
					㉒ 備品費	226,000	備品費	226,000	事務室電話 非架設工事費				
					合計	2,562,951,000	21,978,000	2,584,929,000					

歳入出差引残金なし

広島市告示第二十二号  
昭和三十年三月八日市議会の議決を經た、昭和二十九年度広島市特別会計建設費歳入出予算追加の要領は、次の通りである。  
この予算は、即日施行する。  
昭和三十年三月八日

広島市長 浜井信三

昭和29年度広島市特別会計建設費歳入出予算追加  
歳 入

款 項	目	前同までの 果計額	追加 算額	計	各 目 別 額	明 細	備 記
10. 寄附金		円	320,000,000	320,000,000	円		
1. 寄附金		-	320,000,000	320,000,000			
	1. 指定寄附金	-	320,000,000	320,000,000	① 指定寄附金	320,000,000	寄附金
歳 入	合 計	765,372,000	320,000,000	1,085,372,000			

歳 出

款 項	目	前同までの 果計額	追加 算額	計	各 目 別 額	明 細	備 記
1. 建設費		581,711,000	320,000,000	901,711,000	円		
21. 公会堂費		-	320,000,000	320,000,000			
	1. 公会堂建設費	-	320,000,000	320,000,000	㉓ 委託料	320,000,000	委託料
歳 出	合 計	765,372,000	320,000,000	1,085,372,000			

歳入出差引残金なし

広島市告示第二十三号

昭和三十年三月八日市議会の議決を経た昭和二十九年広島市特別会計社会保険広島市民病院費歳入出予算追加の要額は、次の通りである。  
この予算は、即日施行する。

昭和三十年三月八日

広島市長 浜 井 信 三

昭和29年度広島市特別会計社会保険広島市民病院費歳入出予算追加

款 項	目	前年度までの 累計額	追加 算額	計	各 目 附 記	
					額	円
2. 使用料 及び手数料	1. 使用料	88,500,000	898,000	89,398,000	① 使用料	898,000
	合 計	91,055,000	898,000	91,953,000		

款 項	目	前年度までの 累計額	追加 算額	計	各 目 附 記	
					額	円
1. 病院費	1. 諸手当	90,555,000	898,000	91,453,000		
	合 計	76,301,000	898,000	77,199,000	② 職員手当	898,000
1. 業務費	1. 諸手当	9,179,000	898,000	10,077,000		
	合 計	91,055,000	898,000	91,953,000		

歳入出差引現金なし

広島市告示第二十四号

狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第四  
条及び第五条の規定による昭和三十年度畜犬登録及び定期  
狂犬病予防注射(前分)を左記の通り実施するから所定  
の期間内に畜犬登録及び狂犬病予防注射を受けられたい。  
なお、登録を受けず若しくは鑑札を付けていない犬、又  
は予防注射を受けず若しくは注射済票を付けていない犬は  
捕獲され、その飼主は狂犬病予防法第二十七条の規定によ  
り、三万円以下の罰金に処せられる。

昭和三十年三月十一日  
広島市長 浜 井 信 三

昭和三十年三月十一日  
広島市長 浜 井 信 三

一 畜犬登録の実施の期間及び場所  
実施期間 自 昭和三十年四月一日  
至 昭和三十一年三月三十一日  
(日曜日及び祝日を除く)

2. 実施場所 広島市東保健所  
(なお、別記注射場でも特別に取扱う。)

二 狂犬病予防注射の実施期日及び場所  
(小雨のときでも行う。)

月 日	曜 日	実施時間	場 所	場 所	場 所
四月一日	金	午後一時ヨリ 四時マデ	吉島青年会館	中島小学校	市役所似島出張所
"	"	"	大河小学校	楠那小学校	淵崎西福寺
"	"	"	千田町大工学部前	千田小学校	広島市役所
"	"	"	白島小学校	基町和光園母子寮	牛田小学校
"	"	"	青崎小学校	荒神小学校	大洲巡查派出所
"	"	"	市役所字品出張所	広陵高校	字品千曉寺
"	"	"	市役所基町出張所	幟町小学校	袋町小学校
"	"	"	尾長小学校	矢賀小学校	尾長鉄道病院西側
"	"	"	段原中学校	皆実小学校	段原女子商
"	"	"	東保健所	銀山町徳栄寺	東警察署
"	"	"	広瀬小学校	本川小学校	神崎小学校
"	"	"	草津小学校	庚申中学校	古田保育園
"	"	"	中広中学校	大芝小学校	三篠小学校
"	"	"	江波小学校	市役所舟入出張所	舟入病院
"	"	"	西保健所	観音中学校	南観音巡查派出所
"	"	"	己斐小学校	市役所己斐出張所	福島町西隣保館

広島市告示第二十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十九条第  
一項但書及び第二項但書の規定による建築許可について、  
同法第五十四条第一項の規定に基づき次のように公開による  
聴聞を行う。

昭和三十年三月十二日  
広島市長 浜 井 信 三

- 一 開催日時 昭和三十年三月十五日午前十時
  - 二 開催場所 広島市国泰寺町三九番地  
広島市庁舎内市長公室
  - 三 申請者住所 広島市千田町三丁目八五六番地  
渡 辺 寿 三
  - 四 申請者氏名 渡 辺 寿 三
  - 五 建築場所 広島市翠町一七七六の三番地  
一七八八の二番地
  - 六 用途概用 ドライクリーニング工場、木造平家建五  
五坪、動力三馬力
  - 七 地 域 住居地域
  - 八 理 由 当該建築物は、建築基準法第四十九条第  
一項(別表第一の項第一号(四)項第三号  
の三)の建築制限に該当するので、同  
条同項但書の規定による許可に關し行  
うものである。
- 一 開催日時 昭和三十年三月十五日午後二時
  - 二 開催場所 広島市国泰寺町三九番地  
広島市庁舎内 市長公室
  - 三 申請者住所 広島市三篠本町一丁目八三九番地  
申請者氏名 正光精機株式会社
  - 四 申請者氏名 取締役社長 前田 昇
  - 五 建築場所 広島市三篠本町一丁目八三九番地  
金属加工工場、木造二階建延一七〇坪  
動力二七馬力
  - 六 用途概要 商業地域
  - 七 地 域 商業地域
  - 八 理 由 当該建築物は、建築基準法第四十九条第

二項(別表第一(四)項第二号)の建築制限に該当するので、同条同項但書の規定による許可に關し行ふものである。

### ◎教育委員会事項

広島市教育委員会告示第六号

広島市立浅野図書館の開館日は次の通りである。

昭和三十年二月十六日

広島市教育委員会

委員長 宮 本 正 夫

広島市立浅野図書館は、新館移転ならびに館内整備のため臨時に閲覧を休止して居りましたが、来る二月二十日より開館いたします。

### ◎選挙管理委員会事項

広選管告示第十九号

左のとおり広島市選挙管理委員会を招集する。

昭和三十年二月二十日

広島市選挙管理委員会

委員長 平 井 憲 太郎

一、招集日時 昭和三十年二月二十三日 午後二時

一、招集場所 広島市役所

一、議 題 1 昭和二十九年十二月一日現在で調製した広島市農業委員会委員選挙人名簿に対する異議の申立決定について

2 昭和三十年二月八日現在で調製した補充選挙人名簿に対する異議の申立決定について

3 市長選挙公営立会演説会条例案について

4 人事に関する件

広選管告示第二十号  
昭和二十九年十二月一日現在調製の農業委員会委員選挙人名簿の登録に關する異議申立について、当委員会は、次のように決定した。

広島市選挙管理委員会

委員長 平 井 憲 太郎

決 定 書

住 所 広島市打越町一九七

異議申立人 松 本 浅 次 郎

明治三十年八月五日

右異議申立人から申立のあつた、松本浅次郎及び松本シズエにかかわる昭和二十九年十二月一日現在調製の農業委員会委員選挙人名簿に対する異議申立について、当委員会は、次のように決定する。

主 文

異議申立にかかわる松本浅次郎及び松本シズエは、昭和二十九年十二月一日現在調製の農業委員会委員選挙人名簿に登録する。

世帯一連選挙人番号	住 所	氏 名	世帯主との続柄	生 年 月 日	耕作面積	備 考
四八	打越町一九七	松 本 浅 次 郎	本人	明治三十年八月五日	二反	新 登 録
一一〇	"	松 本 シ ズ エ	妻	明治三十年十二月十五日		新 登 録

広選管告示第二十二号

昭和三十年二月八日現在で調製した補充選挙人名簿は、同月二十四日確定したので、地方自治法第七十四条及び同法第七十六条の規定による、広島市における選挙権を有する者の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりである。

昭和三十年二月二十四日

広島市選挙管理委員会

委員長 平 井 憲 太郎

五十分の一の数 三、七八一  
三分の一の数 六三、〇〇五

参 考

一 昭和二十九年九月十五日現在調製基本選挙人名簿登録数 一八六、五四〇人

二 昭和二十九年十二月二十日整理補充選挙人名簿登録数 四四七人

三 昭和三十年二月八日現在調製補充選挙人名簿登録数 二、四七五人

計 一八九、〇一五人

広選管告示第二十三号

昭和二十九年十二月一日現在において調製した、広島市農業委員会委員選挙人名簿は、昭和三十年三月五日確定したので、農業委員会等に関する法律第十四条の規定による、広島市における選挙権を有する者の総数の二分の一の数は次の通りである。

昭和三十年三月五日

広島市選挙管理委員会

委員長 平 井 憲 太郎

二分の一の数 三、三七七人

参 考

広島市農業委員会委員選挙人名簿登録数六、七五四人

広選管告示第二十四号

左のとおり広島市選挙管理委員会を招集する。

昭和三十年三月九日

広島市選挙管理委員会

委員長 平 井 憲 太郎

一、招集日時 昭和三十年三月十一日 午前十時

一、招集場所 広島市役所

一、議 題 1 市長及び市議会議員選挙執行について

2 その他

### ◎市議会事項

市議会議決事項

(三月八日)

一、第三百三十八号議案 昭和二十九年年度広島市歳入出予算追加更正 原案可決

一、第三百三十九号議案 広島市公会堂条例制定について 原案可決

一、第四百四十号議案 広島市公園条例の一部を改正する条例制定について 原案可決

一、第四百四十一号議案 広島市光の園条例を廃止する条例制定

定について 原案可決

一、第四百四十二号議案 昭和二十九年年度広島市中学校整備事業費公債方法 原案可決

一、第四百四十三号議案 昭和二十九年年度広島市特別会計建設費歳入出予算追加 原案可決

一、第四百四十四号議案 基本財産の一部処分について 原案可決

一、第四百四十五号議案 財産の処分について 原案可決

一、第四百四十六号議案 市道路線の認定について 原案可決

一、第四百四十七号議案 昭和二十九年年度広島市特別会計社会保険広島市民病院費歳入出予算追加 原案可決

一、第四百四十八号議案 契約締結の同意について 同意

一、第四百四十九号議案 公会堂建設委託に關する同意について 同意

一、第四百五十号議案 契約締結の承認について 承認

一、第四百五十一号議案 契約締結の承認について 承認

一、報第七号 専決処分の報告について 議了

一、報第八号 専決処分の報告について 議了

(三月九日)

一、予算委員会設置、委員並びに正副委員長の選任について

委員 議長を除く全議員

委員長 山、田、辰、夷、君

副委員長 松、垣、満、君

自第一号議案 昭和三十年年度広島市歳入出予算案

至第二十九号議案 昭和三十年年度広島市歳入出予算案

の他各種議案 予算委員会付託

議決の理由、当委員会は、この異議申立を受理して審査したところ、この申立を正当と認め、よつて主文の通り決定する。

昭和三十年二月二十三日

広島市選挙管理委員会

委員長 平 井 憲 太郎

異議申立にかかわる松本浅次郎及び松本シズエは、農業委員会等に関する法律第八条の規定に該当するものであつて他に何等選挙権に關する缺格事項はないので同法第十条の規定により昭和二十九年十二月一日現在により調製の農業委員会委員選挙人名簿に登録されたといふのである。

決 定 の 理 由

広選管告示第二十一号

昭和二十九年十二月一日現在で調製した農業委員会委員選挙人名簿に対する異議申立について、農業委員会等に関する法律第十一条において準用する公職選挙法第二十三条第二項の規定に基き、当委員会は、次の要領により修正した。

昭和三十年二月二十三日

広島市選挙管理委員会

委員長 平 井 憲 太郎

地方公務員法第二十八條第二項第一号により昭和三十年四月三十日まで休職を命ずる。

(二月一日)

事務吏員 佐々木 増 雄

一般職の職員の給与に關する条例第十三條の二第三項により昭和三十年四月三十日まで給料、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給する。

(二月七日)

事務吏員 吉 田 達 雄

広島市工場設置委員会委員を解く

(二月十九日)

事務吏員 石 川 弘

広島市工場設置委員会委員を委嘱する

(以上二月十日)

事務吏員 西 岡 定

広島市保母採用試験委員を解く。

(以上二月二十二日)

事務吏員 山 野 数 雄

広島市公会堂事務の取扱を命ずる

(二月二十六日)

事務吏員 渡 辺 重 郎

西保健所予防課兼務を免する

(各通)

事務吏員 定 光 尚 生

技術吏員 山 本 寛 一

技術吏員 高 山 一 三

助 役 一 三

一 三

事務吏員 江口松 芳  
 技術吏員 佐々木 銑  
 市議会議員 宮本正夫  
 市議会事務局 吉中良雄  
 市議会事務局長 津田好一行  
 田中真一  
 島田兵衛  
 松田恒次  
 廣島市公会堂運営委員会を命ずる  
 (以上二月二十八日)  
 主事に補する 橋真吾  
 技術吏員 甲厚大  
 技術師に補する (各通) 技術員 加藤法縁  
 石川隆子  
 明石参子  
 廣島市技術吏員に任命する  
 技術師に補する 久保辰二  
 休職の期間を昭和三十年八月三十一日まで更新する。  
 一般職の職員に給与に関する条例第十三条の二第二項  
 により昭和三十年八月三十一日まで給料、扶養手当及  
 び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給する。  
 (以上三月一日)  
 小笠原盛徳  
 廣島市技術吏員に任命する  
 技術師に補する  
 十級四号給を給する  
 西保健所予防課勤務を命ずる  
 (三月八日)  
 事務吏員 渡辺重郎  
 公会堂事務所長を命ずる

◎雑報

戸籍上の市勢について (昭和三十年二月末日現在)

種別	件数	同上一日分		前年同	増減
		最大	最少		
婚姻	(六四三)	(三二五)	(一八六)	(二〇四)	(三三)
離婚	(三三)	(五)	(一)	(一)	(三)
出生	(二九六)	(二九六)	(二七)	(二七)	(三)
死亡	(二六)	(二)	(一)	(一)	(一)

一 市内の出生と死亡から見た増数、  
 男、一七〇人、女、二〇五人、計三七五人  
 一日平均 一三・四人

二 前年右同  
 男、一四七人、女、一四二人、計二八九人  
 一日平均 一〇・三人

三 (一) は事件発生地から本籍地である本市へ郵送届出たもの

住民登録人口及び世帯数について (昭和三十年二月末日現在)

区分	二月末日現在数		増	加	減	少	差引増	二月末日現在数
	世帯	人口						
計	一七、〇八八	一、三三三	一	一、三三三	八	二、三三	〇、〇二〇	一七、〇六八
男	一七、〇八八	一、三三三	一	一、三三三	八	二、三三	〇、〇二〇	一七、〇六八
女	一七、〇八八	一、三三三	一	一、三三三	八	二、三三	〇、〇二〇	一七、〇六八
計	一七、〇八八	一、三三三	一	一、三三三	八	二、三三	〇、〇二〇	一七、〇六八